


平成22年度 三次市行政評価

評価対象事業一覧

平成22年11月

 三 次 市

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 改画の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 改画の必要性	改善区分										
													活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度									説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ			
																																								目的達成に 貢献している	継続して事業 を行っていること で、今後さらに 患者数が減少する 可能性があり成果 向上の余地がある	安心して生 み育ててい たが、幼児 が健康に成 長することを 目的として 助成している 事業であり、 限度額を 下げることで 保護者負担 が大幅に減 るにつれて、 助成額は現 行が望ましい
5	第1 子育て	1 子育て	(1) 安心して産み育てることのできる環境づくり	17	健康推進課	乳幼児 予防接種 補助事業	平成17年度より子育てによる経済的負担の軽減を図り、幼児が健康に成長することを目的に、おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)・水ぼうそう(水痘)に罹患することを予防するため、ワクチン接種費用の一部を助成する。	助成券申請件数に比べ接種件数が少ない。このため疾病予防の重要性や有効性をあらゆる機会(乳幼児健診・相談等)を通じて積極的に周知し、さらなる接種率の向上を図る。また、市内の医療機関の協力も得て、接種動員を行っている。	市民(三次市に住所がある満1歳以上から小学校就学前の幼児)	申請により、おたふくかぜは6,000円以内、水ぼうそうは8,000円以内でワクチン接種費用補助受診券を交付する。	任意の予防接種にかかる費用を助成することにより経済的負担の軽減を図るとともに、おたふくかぜ・水ぼうそうにかかることを予防し、幼児が健康に成長することを目的としている。	5,422	活動指標 助成券交付枚数	枚	965	1,011	1,000	平成21年度の交付枚数のうち、おたふくかぜが536枚、水ぼうそうが475枚である。	H20 5,363	H21 6,459	H22 5,363	おたふくかぜ接種件数	件	340	404	400	4	3	4	3	4	4	22	B	継続	継続	任意予防接種である。おたふくかぜ・水ぼうそうの公費助成を行っている自治体は全国で3.5%程度となっている。罹患すると登校・登園停止になり長期の自宅療養を要することや、髄膜炎等の重症化を来すため、公費助成することによりワクチン接種率を高めることが必要である。	継続	引き続き関係機関とも連携し、市民に対して、疾病に係る発生情報等の提供や、制度の周知を図る。	有り	10	内容の改善
6	第1 子育て	1 子育て	(1) 安心して産み育てることのできる環境づくり	16	育児支援課	子育て サポート 事業	育児の援助を行う提供者(まかせて会員)と育児の援助を受けたい依頼者(おねがひ会員)が、サポート事業の会員登録を行ったうえで、事務局(市のアドバイザー)が仲介することにより、子育てに関する相互支援活動を行う。キッズフリース「あつたかー」で応援します。保護者のリフレッシュ、緊急の場合に一時的に子どもを預かる場を確保することで、子育てに対する協力者のいない家庭の支援をしていく。地域と家庭の連携感が生まれることにより、地域ぐるみの子育てをめざす。 ・利用料金:7時～21時・研修会、交流会、講習会の開催 ・利用料金:1時間600円(市が半額助成、保護者の実負担金は300円) ・活動内容:自宅で子どもを預かる、保育所へ送迎等	・核家族化やひとり親家庭等増加で子育て環境が変化しており、保育所に入所できない乳児のサポート利用も多くなっている。子どもを預けたくても預けるところがない等の課題に対応するため、より多くの市民への啓発活動を効果的に行っていく必要がある。	市民(0歳～小学校3年生の親子及び子育ての援助がした)	育児の援助を行う提供会員(まかせて会員)、育児の援助を受ける依頼会員(おねがひ会員)として登録し、事務局(市のアドバイザー)が援助の依頼を受けて相互支援活動の仲介を行う。	保護者は、仕事と子育てを両立し安心して働くことができ、子どもは、家庭的な雰囲気の中で、健康やかに成長することができる。提供会員はボランティア精神を生かした活動が出来、いきいきとした時間を過ごすことが出来る。	5,515	延べ利用 件数	件	1,517	1,591	1,600	利用者は少額の増加が見られるが、安定した利用となっている。	H1 3,843	H20 3,466	H21 3,832	H22 3,466	延べ利用時間	時間	7,402	7,398	7,500	利用時間は、ほぼ変化がない。	5	4	4	2	23	B	継続	継続	会員数の増加、利用内容から一定の成果が確認でき、ニーズの高さから継続実施と判断する。	継続して実施する	13 サービスの向上	有り	13	サービスの向上
7	第1 子育て	1 子育て	(1) 安心して産み育てることのできる環境づくり	17	健康推進課	妊婦健 診補助 事業	母子健康手帳交付時に、母子健康手帳別冊(助成券)を同時に妊婦へ交付している。平成17年度から経済的負担の軽減と母子の健康管理向上のため、助成券交付枚数を2枚から6枚に拡大し、所得税非課税世帯に対しては、さらに4枚追加交付してきた。平成20年9月からは助成券交付枚数を6枚から10枚に拡大し、平成21年4月からは所得税課税世帯の妊婦も含め、全ての妊婦に対し14枚に拡大した。平成21年4月からは、1回あたりの助成額も4,620円から5,300円に増額し、子宮頸がん検診受診券(3,360円)を追加した。	妊婦の届出(母子健康手帳交付)は、妊婦満11週以内が約9割、残り1割が満妊婦12週以降の届出となっている。届出から出産までの期間を考えると、標準的な妊婦にとっては、ほぼ自己負担無(出産ま課税世帯に対しては、さらに4枚追加交付してきた。平成20年9月からは助成券交付枚数を6枚から10枚に拡大し、平成21年4月からは所得税課税世帯の妊婦も含め、全ての妊婦に対し14枚に拡大した。平成21年4月からは、1回あたりの助成額も4,620円から5,300円に増額し、子宮頸がん検診受診券(3,360円)を追加した。	市民(妊婦)	妊婦一般健康診査費用を14回分助成する。(1回あたり5,300円まで)	年間母子健康手帳交付人数<受診対象者数(転入、転出等で対象者数は多くなる。)	健康費用における負担の軽減を行うことで、母子ともに適正な健診を受け、安心・安全な出産を迎えることができる。	35,038	助成券交付 人数	人	630	538	530	一人当たりの利用枚数は増加している	H20 35,404	H21 65,126	H22 83,558	助成券利用枚数(延べ)	枚	3,886	5,224	5,500	妊婦初期からの状況確認に役立ち、また、受診券の枚数を拡大したことで、受診しやすいう状況にある。	4	5	5	5	27	A	拡大	継続	継続	妊婦健診にかかる費用助成により、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担を軽減し、安心安全な出産につながっている。母子健康手帳交付は、妊婦満11週未満の早期届出の割合が昨年度より増加しており、健診費用を助成することにより妊婦の健康向上に大きく貢献していると考えられ継続実施が必要である。	無し	15	効果の検証	
8	第1 子育て	1 子育て	(1) 安心して産み育てることのできる環境づくり	16	育児支援課	病後児 保育事 業	市立三次中央病院施設内に病後児保育室を設置し、平成21年6月から生涯学習センターへ移転、病気の回復期にあつては集団保育が困難で、保護者が病状・仕事・冠婚葬祭等の理由により、家庭で保育できない場合に、その児童の保育及び看護を行うこと、保護者の子育てと就労の両立支援を行うとともに、児童の健全育成を行う。 ・開設時間:8時～18時 ・利用定員:4人、対象年齢:0歳～小学校3年生 ・利用料金:2,000円(減免制度有) ・医師連絡表の提出が必要 子育てサポート事業会員登録が必要	・市外に住所を有し、本市に勤務地を有する保護者からの利用希望があり、利用対象拡大に向け、検討が必要。 ・利用料の支払い方法について、改善の必要有。 ・補助金要綱(次世代育成支援交付金から保育対策等促進事業費補助金へ変更)の一部改正により、経過措置で対応。次年度に向けては、今後の見直しをふまえて、事業内容の検討が必要。	(0歳児)小学校3年生までの子ども 保護者が子育て	市立三次中央病院の一部を利用し、看護士資格を持つ専任職員により看護及び保育を行う。(必要に応じて子育てサポート事業まかせて会員を雇用する)	保護者は安心して子育てをしながら働くことができる。児童の健全育成。	6,726	開設日数	日	293	293	294	開設は月曜日から土曜日まで実施している	H20 15,273	H21 22,955	H22 28,500	述べ利用人数	人	200	124	200	21年度は市立三次中央病院から生涯学習センターへ移転せざるを得なかったことで、利用者が激減している。	4	4	4	4	24	B	継続	継続	社会的ニーズ、市民ニーズ、利用件数の増加等から、継続実施が必要である。専門スタッフの人材確保を急ぎに行い、サービスの質の向上に努める。市外からの利用ニーズについても、利用対象拡大に向けて取り組む。補助金対象事業であり、将来を見通した運営を検討する。	有り	13	サービスの向上			

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の必要性								
													活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位 あたり	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位 あたり	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明										目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由
17	第1 子育て	1 子育て	(2) 子育てと仕事で両立できる環境づくり	16	保育課	特定保育事業	保護者の就業形態の多様化(パート勤務の増大等)などの事由により一定程度の日時で保育を必要とする児童に対する保育を実施する。	社会環境または、就業環境が大きく変化中、子育て中の保護者が就業、その他の事由により保育を必要とする場合、子育て環境を充実させるために事業の周知や実施保育所の拡大について検討を継続して行う。	就学前児童とその保護者(三次市以外も対象)	一定程度の日時において児童の保育が必要な保護者のニーズに応えるため、保育を実施する。	児童の保護者が一定程度、児童を保育できない場合に保育を提供し、保護者の利便に供する。	1,627	特定保育実施保育所数(公立)	所	3	3	4	特定保育を実施する保育所が増えることを指標とする。	H20 297,000	H21 542,333	H22 487,250	特定保育年間延べ利用児童数(三良坂保育所)	人	129	100	平成22年度開始の酒屋保育所の見込み 40人	4	4	4	3	3	21	C	継続	継続	継続	短期間の就業という通常保育ではカバーできない保育サービスの提供であるので、このまま継続することで利用者の利便に供することができる。	保護者の就業形態の多様化等により必要とされている保育サービスを提供するため、このまま継続することで利用者の利便に供することができる。	15	効果の検証	
18	第1 子育て	1 子育て	(2) 子育てと仕事で両立できる環境づくり	18	保育課	3歳未満児保育	保育の必要な0・1・2歳児を入所させるため、ニーズの多い保育所から保育施設の整備を行い、保育士を確保して未満児保育の実施を進める。	旧三次市の公立保育所は、低年齢児の施設が充実していない。少子化の中にあっても低年齢児の保育ニーズは拡大の傾向にあり、保護者の就業を支援するために旧三次市の保育所(特に市街地)は、低年齢児保育の拡大が必要である。あわせて、就業保障のため開所時間の見直しも行う必要がある。	就学前児童	待機児童を増加させないこと、保護者の就業を援助することで、子育てと仕事で両立できる環境を提供する。	3歳未満児の入所可能保育所数を指標とする。	6,899	1・2歳児受け入れ可能保育所数	所	16	18	18	3歳未満児の入所可能保育所数を指標とする。	H20 537,250	H21 383,277	H22 474,888	0・1・2歳児入所児童数(公立)	人	395	335	390	当該年度未入所児童数	4	2	3	3	5	22	B	拡大	拡大	拡大	低年齢児の保育ニーズが高いため、待機児童解消のため必要とされている。保育ニーズが高いため、子育てと仕事で両立できる環境づくりが必要である。保育ニーズが高いため、子育てと仕事で両立できる環境づくりが必要である。保育ニーズが高いため、子育てと仕事で両立できる環境づくりが必要である。	低年齢児の保育ニーズは拡大傾向にあり、子育てと仕事で両立できる環境づくりが必要である。保育ニーズが高いため、子育てと仕事で両立できる環境づくりが必要である。保育ニーズが高いため、子育てと仕事で両立できる環境づくりが必要である。	13	サービスの向上
19	第1 子育て	1 子育て	(1) 安心して産み育てることのできる環境づくり	18	保育課	ふるさとランチ推進事業	三次産の農産物や加工品を保育所給食の食材として優先的に使用する。地元産のものを活用していることを家庭へも伝え、家庭での利用を啓発する。「ふるさとランチの日」を実施する。	食材搬入業者によっては、三次産の食材を入れてもらうことが難しい。地元産の協力を得ることが重要になる。	保育所在園児とその保護者	米は全て三次産のものとする。農産物や加工品について、地元産品を優先して使用する。「ふるさとランチの日」や地産地消について保護者へ啓発する。	保護者に安心・安全な給食を提供していることを理解していただき、家庭でも実践してもらう。	1,674	米飯給食実施保育所	か所	19	19	19	1保育所あたりの米代金	H20 86,210	H21 88,105	H22 87,578	三次産の農産物や加工品のみを仕入れている業者数	か所	91	91	4月対象園児数(未満児数)	5	4	5	4	4	25	B	継続	継続	継続	乳幼児期からの食育は、食習慣の形成に大きな影響を与える。大人の食生活に課題が多い。保育所から始める食育は継続した取り組みが必要である。	農家の協力や関係機関と連携し、三次産の食材の確保が必要である。また、実践が広がるよう啓発を行う。	10	内容の改善	
20	第1 子育て	1 子育て	(1) 安心して産み育てることのできる環境づくり	20	保育課	障がい児保育事業	保育所では、療育手帳の交付を受けている子どもだけでなく、発達に課題のある児童を支援するため、個別の指導計画を作成して保育をする。保育士からの小学校へ連続した支援となるよう保小連携事業の取り組みを進める。	全保育所で質の高い支援を展開できるようにするため、各保育所から研修へ参加したいが、代替職員の確保が難しく研修機会の確保が充分でない。	保育所在園児とその保護者	一人ひとりの発達を保障する保育士への資質向上のための研修	障がいを持つ子どもの保護者が、子どもの発達を保障されていると感じ、安心して預けることができる保育所にする。	3,896	障がい児保育実施保育所数	所	23	23	23	対象児童の有無にかかわらず、全ての保育所で受入れ可能	H20 32,521	H21 169,391	H22 59,217	保育士の養成	人	1	15	14	こども発達支援センターでの実務研修1歳6か月児フォロー教室での実務研修	5	3	5	4	5	27	A	継続	継続	継続	発達に課題を持つ子どもは増加傾向にある。保育所への入所年齢は低年齢化しており、早い時期での見極めと支援がその後の発達に及ぼす影響が大きく、保育士の資質向上のための研修は必要である。	障がいを持つ子どもの保護者にとって事業に対するニーズは高く、こども発達支援センターとの連携を図り、人材育成を進めながら、事業を継続する必要がある。	10	内容の改善

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 改画の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 改画の必要性	改善の必要性												
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度									説明	目的適合性	実施改善等 による余剰	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ					
													申請件数	件	11	12	12	共働きや核 家族化など で、昼間保 護者のいない 家庭が増加し、 児童クラブの 需要が確実に 増加している。 21	H 2 0 1,107,000	補助金交 付件数	件	11	12	12									地域での子 育て支援も 盛んに行わ れていること が考えられ る。	4	4	4	2	4	4					
21	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事両立できる環境づくり	16	育児支援課	小規模型放課後児童クラブ補助事業	昼間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成を図るため、児童クラブに該当しない児童10人未満の放課後児童クラブ事業を実施する地域がある場合に補助金を交付する。運営団体は、現在12箇所(君田・青河・仁賀・八幡・志和・地・田幸・川西・粟屋・作木)	21年度より、作木に小規模型放課後児童クラブを開設し、市内の小学校区すべてに設置することで待機児童の解消を図った。現在の小規模型放課後児童クラブは、共働き家庭など昼間保護者のいない家庭の児童を対象にしているが、今後は、すべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域住民の参加も含めた総合的な放課後対策として実施する放課後子どもプラン事業の一環として放課後子ども教室を推進していく必要がある。放課後子どもプランの推進にあたっては、関係部局、学校との連携を強化していく。	放課後児童クラブ事業を実施する地域	昼間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成をはかるため、地域が放課後児童クラブ事業を実施する場合、補助金を交付する。	昼間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成を図るため、児童補助基準に該当しない児童10人未満の放課後児童クラブ事業を実施する地域に、補助金を交付し、運営をサポートする。	13,999	申請件数	件	11	12	12	共働きや核家族化などで、昼間保護者のいない家庭が増加し、児童クラブの需要が確実に増加している。21	H 2 0 1,107,000	補助金交付件数	件	11	12	12	地域での子育て支援も盛んに行われていることが考えられる。	4	4	4	2	4	4	22	B	継続	継続	小規模型児童クラブの運営については、地域の子育て支援から実施される。運営にあたっては、指導員の確保や資金など、入会児童の負担金だけで運営していくには厳しい状況にあるため、市からの補助金は継続が必要と考える。	無し	無し	縮小	他事業(107男女共同参画推進事業)へ統合する。	有り	有り	10	内容の改善
22	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事両立できる環境づくり	18	育児支援課	女性キャリアアップ事業	結婚・出産・育児のために離職し再就職を希望する女性に対して、再就職支援及びキャリアアップ促進を目的とする。再就職や雇用の安定のために必要とする資格の取得に要した費用の2分の1(限度額50,000円)を補助する。	事業について市民に広く周知するため、広報誌・ケーブルテレビおよびホームページとの連携を通じて積極的に広報活動をしていく必要がある。また、セミナーの開催等、女性のキャリアアップに対する意識啓発に効果的な方法を検討していく。	市民(出産・育児・子育て等で離職し、再就職を希望する)	資格取得のための講座受講費用の一部を補助する。	結婚・出産・子育て等により離職した女性の、再就職支援及びキャリアアップ促進	1,513	キャリアアップ補助金交付件数	件	3	1	3	キャリアアップ補助金交付件数	H 2 0 530,333	参加者数	人	20	30	講演会参加人数	4	3	3	3	4	21	C	継続	縮小	継続	再就職を希望する女性に広く周知・啓発する手段の見直しが必要。	有り	有り	10	内容の改善	10	内容の改善			
23	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事両立できる環境づくり	16	育児支援課	ひとり親家庭等医療費助成事業	三次市内に住所を有し、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者とその児童の自己負担部分について医療費の一部助成する。所得税非課税世帯のみ該当。児童が18歳到達後、最初の3月31日を迎えるまでが対象。事務事業は、窓口における申請受理・審査及び受給者証の発行・発送、年1回の更新申請・決定・発送、償還金の申請受理・審査及び返還手続き、医療費及び手数料の支払い。	ひとり親家庭等医療費受給者証は、毎年8月(更新申請は7月中)に更新があり、課税状況・世帯状況の確認を行う。更新申請は、申請書の発送・受付・入力・決定・証の作成・通知書の発送に努力を要する。また、年度途中の課税状況の変更や、事実婚の把握が困難であるが、速やかに把握することが必要である。	母子連帯後の最初の3月31日を迎えるまで(その児童のいない)	医療機関受診時にかかる医療費の自己負担部分について、三次市が一部負担する。(ただし、入院時にかかる食費等を除く。)	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の推進を図る。	ひとり親等家庭への経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診できることにより目標達成への貢献度は大きい。	21,320	受給者数(3月末時点)	人	900	839	850	3月に受給者証を使い、5月に国保連合会から請求された額	H 2 0 26,490	公費負担額	円	1,751,816	1,721,156	1,700,000	一部負担金の公費負担は、受益者にとっても十分なサービスといえる。	4	4	3	5	22	B	継続	継続	不正受給の調査確認が困難であるが、公平性の確保のため不正受給者には厳しく対応する必要がある。	有り	有り	8	事務事業の効率化	8	事務事業の効率化			
24	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事両立できる環境づくり	16	育児支援課	放課後児童健全育成事業	近年の核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、昼間保護者が家庭にいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを開設している。直営15クラブ、委託1クラブにて運営している。	核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、今後も放課後児童クラブ利用の希望は増えるものと思われる。定員に対して、受入人数が上回っている児童クラブの環境改善、また中途入会の受付に苦慮している。定員を超えてからの中途入会受付をすべきか検討する必要がある。	昼間、保護者が就労等により家庭にいない児童。	対象となる児童の健全育成と、保護者の就労支援をめざす。	児童館及び学校の空き教室等を利用して、学校の放課後等に、家庭に代わる生活拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援する。	児童クラブの措置児童合計数(年平均)	199,686	措置児童数	人	456	480	524	児童クラブの措置児童合計数(年平均)	H 2 0 199,686	児童クラブ施設定員合計	人	465	470	524	施設定員の合計	H 2 1 199,962	平成21年度は、児童クラブ児童が増加している。	4	3	4	3	4	22	B	拡大	継続	市街地の核家族化や夫婦共働き家庭の増加。また市内の子育て支援から実施される。運営にあたっては、指導員の確保や資金など、入会児童の負担金だけで運営していくには厳しい状況にあるため、市からの補助金は継続が必要と考える。	有り	有り	5	組織・機構の見直し	5	組織・機構の見直し

Table with columns for Strategy No., Division, Major Item, Sub-Item, Fiscal Year, Business Name, Business Overview, Future Vision, Objectives, Methods, Quantitative Analysis (H20-H22), Appropriateness, Role of City, Necessity, Total Evaluation, and Improvement Points. Rows include 'Child Support Center Operation', 'Local Product Consumption', 'Middle School Nutrition Improvement', and 'Elementary School Earthquake Countermeasures'.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価結果 理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性											
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度										H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	民間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	
33	第1 小・中・高	2 教育	15	(1)子どもたちのための学校改革	学校教育課	確かな学力向上事業	「明るく元気なみよしの子ども」を育成することを目的として少人数学級編制や習熟度別少人数指導を行うため、市費負担教員を任用し、平成16年度はステップ1として、市費負担教員20名を任用し、小学校においては「30人学級(34人以下)」、中学校においては英語・数学での「習熟度別少人数指導」を実施してきた。平成17年度は市費負担教員22名を任用、平成18年度はステップ2として、市費負担教員25名を任用し、小学校においては「25人学級(29人以下)」、中学校においては英語・数学での「習熟度別少人数指導」を実施してきた。さらに、平成19年度は、市費負担教員28名を任用し、三次小と三和小低学年各1クラスを20人学級モデルプランとして実施、平成20年度は、前年度までの取組みを検証するための検討委員会を開催し最終的にステップ3として市費負担教員30名を任用し、平成21年度は、市費負担教員39名を任用し、6小学校に26名、7中学校に13名を配置した。平成22年度は、市費負担教員38名を任用し、38教室に配置した。	・少人数学級編制を効果的に活用した指導方法等のさらなる工夫改善。 ・優秀な人材確保のための情報発信及び勤務条件の改善充実。 ・資質向上のための研修制度の充実。 ・プランの費用対効果の検証方法の工夫。 ・平成22年度から初めて初任者指導にあたる講師を配置したが、指導力向上を図ることが最も大きな課題である。	三次市内小・中学校の児童・生徒	現行制度(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令)により学級定員が40名のところを、三次市では段階的に少人数学級編制を行い、これまでの進捗状況を検証する。最終的には「20人学級編制」をめざすこととしている。	次世代を担う「明るく元気なみよしの子ども」を育てることを掲げ、三次市独自の「のびのび学級三次プラン」を推進し、学力向上日本一をめざす。	市費負担教員数 人数	38	39	39	H20年度 3,369,236	H21年度 3,360,153	H22年度 3,281,538	説明	三次市独自の臨時任用教員(指導講師含め)と教科指導講師の合計	3,369,236	学力到達度検査結果での平均正答率 %	80	80	80	市独自で実施する学力検査の平均正答率、向上している。	5	4	4	5	5	5	28	A	継続	継続	継続	学校教育の充実、とりわけ学力の向上は社会的ニーズが極めて大きい。少人数学級・少人数指導を継続的に展開していく中で、生徒指導上の課題とともに、学力検査等の客観的なデータを見る中で、着実に基礎学力は向上してきており、市内小・中学校は大きく変容してきている。さらに、子育て日本一をめざす本市の重点施策の中核をなす事業である。	無し	無し	効果の検証	1.5	有り
34	第1 小・中・高	2 教育	15	(1)子どもたちのための学校改革	学校教育課	教職員資質向上事業	教職員の教科指導力、生徒指導力をはじめ、教育に携わるものとしての資質の向上をめざし、年間を通じて計画的に研修を実施する。内容は、管理職を対象とするものから、一般教諭を対象とするもの、市費負担教員を対象とするもの等、すべての教職員について、職務の内容や経験に応じて幅広く計画する。また、講師等についても、三次市スーパーアドバイザーをはじめとして、全国トップレベルの講師を招聘し、実践的で質の高い研修を実施する。	・中・長期的に見通しを持った研修の実施。 ・個別課題や実態に応じた研修実施のための工夫。 ・研修内容等講座の選択と集中による精選。 ・研修成果等の一元的管理体制の構築。	三次市内小・中学校の児童・生徒	教職員研修を年間を通じて、市独自に実施し、教職員の教科指導力、生徒指導力の向上を図り、併せて豊かな人間性を培い、意欲と実践力のある教職員を育成する。	児童生徒の意欲、理解度、学力等を向上させる。	夏季研修実施回数	24	14	18	H20年度 41,583	H21年度 98,071	H22年度 79,222	説明	スーパーアドバイザーをはじめとする優秀な講師を招聘して、各校の主任・主事等のミドルリーダーを中心に学校体制に活かすことを意識した主体的な研修参加が見られるようになってきた。夏季休業中だけでなく、年間を通じて意図的に研修を実施することで、実践力も向上している。	41,583	学力到達度検査結果での平均正答率 %	80	80	80	学力到達度検査(小2・中3の国語、算数・数学、英語)の平均正答率	5	3	4	5	5	27	A	継続	継続	継続	「計画的な教職員研修を継続してきたことにより、教職員の研修の質的レベルを向上し、児童生徒の学力が着実に向上してきている。他市町からの参加等もあり、市独自の研修成果は児童生徒の学力だけでなく、学校の教育活動全体の活性化に結びついている。今後、改善を図りながら継続を、さらなる成果につなぐことが必要である。	無し	無し	内容の改善	1.0	有り	
35	第1 小・中・高	2 教育	16	(1)子どもたちのための学校改革	学校教育課	学力到達度検査事業	三次市全域の児童・生徒の基礎学力の定着状況を把握し、学力向上対策関係事業の実施及び指導方法等の工夫改善を図る。	・学力検査の実施時期について、検討しながら行う。 ・検査結果の分析において特に課題の見られる学校を絞り込み、授業改善の具体的方法等について検討する必要がある。 ・中学校においては、理科・社会の学力検査実施の検討を行う必要がある。	三次市内全域の児童・生徒	統一問題による学力検査の実施・検査結果の分析及び指導改善計画の作成	児童・生徒の基礎学力の定着	実施児童・生徒数 人	4,122	4,078	4,060	H20年度 906	H21年度 893	H22年度 1,196	説明	児童・生徒の学力向上の状況を検証するため、実施教科を増やすことも可能である。実施教科を増やせばコスト増を伴う。	906	全体平均正答率 %	80	80	80	全体の平均正答率が上昇してきており、取組みの成果が見える。	5	4	5	5	4	26	B	継続	継続	継続	学力向上の状況を客観的に測定し、検証する必要がある。実施内容に改善の余地があり、また結果を踏まえた取組みの内容は充実が求められる。	有り	有り	効果の検証	1.5	有り	
36	第1 小・中・高	2 教育	17	(1)子どもたちのための学校改革	学校教育課	教育都市みよしスーパーアップ事業	日本を代表する有識者を本市の教育アドバイザーに委嘱し、施策についての助言や外部評価、教職員研修などに取り組むことにより、教職員の指導力向上、児童生徒の学力向上に効果的に結びつける。	スーパーアドバイザーに依存することなく、学校が主体的に研究推進を進めるための指導の充実を図る。中学校における学力向上が確実に進んでいくよう、学校組織としてスーパーアドバイザーの指導助言を受け、体制を整える必要がある。	三次市全域の児童・生徒及び保護者	国語、算数・教科指導の各教科及び子どもの生活づくりの各分野における有識者の方を、本市の教育に活用し、年間を通じて教科・課題別による幅広い実践的な指導や助言を受け、教職員のより高度な指導力を養成する。	児童生徒については、確かな基礎学力の定着を図り、各学年での学習内容を確実に習得した状態。保護者については、子どもの基本的な生活習慣を確立し、安心して元気に学校に行ける状況を常に保つ状態。	アドバイザー指導日数 日	11	15	15	H20年度 236,272	H21年度 177,200	H22年度 181,733	説明	実施事業に係る外部評価として、本制度によって行うことが適切かつ有効である。	236,272	学力到達度検査結果での平均正答率 %	80	80	80	学力到達度検査結果(小学校2年生から中学校3年生までの国語、算数・数学、英語)の平均正答率	4	3	4	4	4	23	B	継続	継続	継続	本市の学力向上に向けて教職員の資質向上は、極めて重要な課題である。次期アドバイザーの委嘱に向けて、過去5年間の成果と課題を整理し、アドバイザーのより効果的な活用方法と内容について検討を要する。	有り	有り	成果の向上	1.4	有り	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果	拡大・縮小	改善の必要性												
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ					
37	第1 子育て	2 教育	(1) 子どもたちのための学校改革	21	学校教育課	「生き生き学校」予算推進事業	【目的】 地域や児童・生徒の実態に応じた学校独自の豊かな教育内容の創造や教育活動を支援し、児童・生徒の学習意欲の喚起と学力向上につなげる。 【配当対象経費】 「三次市生き生き学校予算推進事業」の予算額の範囲内で、実践研究及び研究公開等に係る経費を配当するものとする。 【指定期間】 指定期間は1年間とし、その期間内に研究実践を行う。	・特色ある取り組みについては、学校間だけでなく、保護者・地域はもとより市民への情報発信を積極的に行わせていく必要がある。 ・学力向上に特化しているものから広く学校教育全般に関わることへ拡大し、予算的にも適切な配分を行い、これまで以上に先進的な取組を促していく。	三次市内小・中学校の児童・生徒	地域や児童・生徒の実態に応じた学校独自の豊かな教育内容の創造や教育活動を支援し、児童・生徒の学習意欲の喚起と学力向上につなげる。	・特色ある取組については、学校間だけでなく、保護者・地域はもとより市民への情報発信を積極的に行わせていく必要がある。	8,094	校	38	33	事業計画書及び事業予算計画書の提出のあった学校に予算配当	H20 213,000	%	80	小学校・中学校実施学年の学力到達度検査結果の平均通過率	重点校での特色ある取組により積極的に事業が進められ、成果も上がっている。県内、さらには全国に向けて取組を発表できる学校が増えるようになってきた。	事業2年目を迎え、学校独自の特色を生かした実践が進められ、コスト削減の余地はあるが教育内容の充実の為に必要と考える。	5	4	5	義務教育に 係る内容であり、さらに三次市としての独自性を発揮すべき内容である。	児童・生徒に 確かな学力をつけることについての社会的ニーズは高い。	義務教育就 学児童・生徒をもつ保護者からのニーズは高い。	27	A	未実施	継続	学校の主体性と誘導施策としての一貫性を保持しながら、学力向上に特化しているものから広く学校教育全般に関わることも考慮し、予算的にも各学年が学校経営全体の中で予算執行できるような取組を行い、先進的な取組を促していきたい。	無し	無し	継続	各取組の情報共有を図りながら、教職員や児童・生徒の意欲と学力の向上につなげていくことで、個々の学校の実態に応じた教育の充実を図る。	有	1 4	成果の向上					
38	第1 子育て	2 教育	(2) 自分・みんな・生命を大切にする教育の推進	21	学校教育課	学校支援員配置事業	市内小中学校の教育活動により充実するため、校長が必要とする教育補助活動に対して三次市学校支援員を配置し、学校における教育活動を充実し、児童生徒の支援の充実を図る。	学校支援員の配置は、保護者・学校からのニーズが高いが、人材の確保が困難である。授業づくりについて、市教委主催の教職員研修や、夏季休業中の「夏季研修」など著名な大学教授や、各学校において学校経営の観点から、学校の教育目標に応じた講師を招聘し、授業力向上に努めているところである。 しかし、こどもを取り巻く環境は変化しており、市民ニーズに応じた教育活動を展開するには、学校支援員の配置はもとより、様々な支援が必要である。	校長の指導のもと、担任教員と協力し概ね次に掲げる職務を行う。 生活及び学習上の困難を有する児童生徒に対する支援 放課後や長期休業中の学習支援 担任等教員の教務事務補助	学校支援員配置により、一人一人の教育的ニーズに対して、支援の充実を図り、学びと育ちを保障する授業づくりを推進する。	市民	18,772	人	11	11	学校支援員配置人数	H20 #DIV/0!	人	20	20	学校支援員が対象児童・生徒	子どもを取り巻く環境が変化し、子ども一人ひとりの教育的ニーズも多様化しており、より個に応じた支援が求められる。保護者や学校からのニーズも高く、今後充実を図る必要があり、コスト削減は難しい。	費用は、学校支援員の賃金である。保護者や学校からのニーズも高く、今後充実を図る必要があり、コスト削減は難しい。	3	3	4	健全な 児童の育成は 地域課題の一つである。	児童・生徒が 学校生活を安心して送ることは、保護者にとって重要なことであり、支援員の配置は保護者のニーズが高い。	23	B	未実施	継続	子どもを取り巻く環境が変化し、子ども一人ひとりの教育的ニーズも多様化しており、より個に応じた支援が求められる。保護者や学校からのニーズも非常に高く、学校における教育活動の充実や児童生徒への充実を図るためにも、今後より一層の充実を図る必要がある。	事業内容の充実を図る	有	1 4	成果の向上	1 4	成果の向上						
39	第1 子育て	2 教育	(1) 子どもたちのための学校改革	16	学校教育課	補助教材支援事業(基礎学力定着事業)	確かな学力向上の取組として、三次市内の小中学校2科目(国語・算数)、中学校3科目(国語・数学・英語)の繰り返し学習用補助教材購入費補助を、各学校の児童生徒数に応じ、補助するものである。	引き続き、各学校で教材の選定を行うが、児童生徒の実態に応じた補助並びに、教材の選定のしやすさを検討すべき。	各小・中学校の児童生徒	各学校に対し、補助教材購入費の5割を補助し、確かな学力の向上のために、指導を行う。	・繰り返し学習により、確かな学力を身につけさせる。 ・保護者の教材費負担軽減を図る。	2,624	人	4,031	4,590	4,579	児童・生徒数	H20 673	%	80	80	80	学力到達度検査結果(小2-中3までの)の平均通過率。	目的が明確で、受益者負担・行政負担を同一にしている。	家庭学習や休憩時間を活用するなど、成果向上の余地はある。	教材選定によるコスト削減を行っているため、余り削減の余地はない。	4	3	4	教育の ニーズが高 く、ため、	市民 ニーズは やや高い (保護者を含む)。	3	22	B	縮小	子どもを取り巻く環境が変化し、子ども一人ひとりの教育的ニーズも多様化しており、より個に応じた支援が求められる。保護者や学校からのニーズも非常に高く、学校における教育活動の充実や児童生徒への充実を図るためにも、今後より一層の充実を図る必要がある。	事業内容の充実を図る	有	1 4	成果の向上	縮小	成果は上がってきていることから、児童生徒の実態を踏まえ、事業内容を見直していく必要がある。	有	1 6	予算の見直し
40	第1 子育て	2 教育	(2) 自分・みんな・生命を大切にする教育の推進	16	学校教育課	特別支援教育推進事業	特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものである。平成19年度からは改正学校教育法の施行により、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、支援体制の整備が進められている。 特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒について、その能力や可能性を最大限に伸ばし、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立した社会参加するための基盤となる生きる力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導及び支援を行う。	校内における支援体制の充実を図るため、教職員の専門性の向上や授業改善を図り、特別支援教育の推進を図っていく。発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒への乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、関係機関(医療、保健、福祉、労働等)と連携した取組を行っていく必要がある。 教育相談体制の充実を図っているところではあるが、まだ十分ではなく、また近隣にも専門機関が少ないため、早期からの対応が困難な場合がある。市内の関係機関と連携し、幼児期からの相談体制の充実等、取組を進めるとともに、巡回相談等の充実を図る必要がある。 また、校内における支援体制の充実を図るため、通級指導教室の設置の必要性がある。	一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援生活や学習上の困難を克服するための指導及び支援 関係機関の連携等による相談体制及び一貫した支援体制の構築 教職員の専門性の向上のため、巡回相談の実施 適正な就学指導の実施	・特別な教育的ニーズのある児童・生徒の個々の可能性を最大限に伸ばす。 ・特別支援教育に関する啓発を行い、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒の支援のあり方等について理解を深める。	三次市内小・中学校の教職員	9,434	人	100	98	100	就学指導委員会対象者数	H20 74,610	人	44	44	43	特別支援学級設置数	巡回相談や研修会の実施により、教職員の特別支援教育に対する理解が深まった成果である。巡回相談実施回数も多く、学校におけるニーズが分かる。今後は、相談体制の充実や地域における中核となる人材の育成を行うことにより、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が行えるものと考えている。	今後、支援体制の充実を図っていく必要があり、人件費が大半を占めるコストの削減は難しい。	4	3	4	今年度 関係機関 には特別 支援教育 推進委員 会が設置 された。特 別な教育 的ニーズ のある児 童・生徒 の自立と 社会参加 に向けた 支援が望 まれている。	保護 者は、一 人ひとりの 教育的ニ ーズに応 じた指導 及び支援 を最大限 に伸ばし たいとい う願いを 持たれて おり、個 々のニ ーズに応 じた支援 や支援体 制の充実 が必要で ある。	4	25	B	拡大	これまでの取り組みにより、個々の教育的ニーズに応じた指導及び支援、校内における支援体制が整備されつつある。新学習指導要領では、全ての児童・生徒に個別の指導計画を作成することが規定された。三次市においてサポートの活用促進が図られており、学校教育における特別支援教育の充実への期待は大きい。障害の重	有	1 4	成果の向上	継続	今後も一貫した支援体制の充実に向け、関係機関と連携した相談体制、指導内容の充実に取り組みしていく必要がある。	有	1 4	成果の向上		

Table with columns for 実施番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象者等, 手段, 目的, 定量分析 (活動目標, 単位, H20年度, H21年度, H22年度, 説明, 活動目標, 単位あたりコスト, 成果指標, 単位, H20年度, H21年度, H22年度, 説明), 手段の適切さ (目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コスト削減の余地, 市間与の妥当性), 必要性 (社会的ニーズ, 市民ニーズ), 合計点, ランク, H20年度評価, H21年度評価, 1次総合評価 (総合評価, 判断理由), 拡大・縮小 (内容), 改善の必要性 (有無), 2次評価事務局業務 (総合評価, 判断理由), 拡大・縮小 (内容), 改善の必要性 (有無).

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	2次評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の必要性							
													活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度									説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
45	第1 こども	2 教育	(3) 世界へはばたく教育	20	学校教育課	「ことばフェスタ」の開催	学習や生活の基盤となる確かな「ことばの力」を児童生徒に身に付けさせるためには学校全体で「ことばの教育」を展開することが必要である。 そこで、各校が学習活動で取組んだ言語活動について市内全体へ情報発信する場を確保する。また表彰等による評価活動を行い、児童・生徒教職員、さらには保護者・地域の「ことばの教育」に対する意識の高揚を図る。 各校における各種コンクールへの応募作品(受賞作品を除く)等を中心に、作品応募を行い、審査する。 三次市ことばフェスタ・児童・生徒による作品発表、表彰及び各人による講演 ・三次市HPへの掲載、市広報への掲載	児童生徒のことばの力をつけるべく、児童生徒の作品を評価し表彰するとともに、広く保護者、市民にも呼びかけた本川達雄氏を招聘しての「ことばフェスタ」を開催した。市内小学校の合唱部によるアトラクションも好評で、作品コンクールには、市内全校から約850点の作品募集があった。優れた作品は入賞作品として会場で紹介するとともに、作品集としてまとめ配布した。イベントとして一過性のものとせず、学校における「ことばの教育」の取組みにつなげていき、児童生徒の学習・生活両面での基盤形成を図るために、他団体との連携等市民への周知を図る必要がある。	市民 (三次市内小・中学生 三次市HPへ呼びかける)	「ことばフェスタ」の開催に向けて市内小・中学校から作品を募集する「みよことばフェスタ」を実施する。フェスタ当日に、優秀作品を発表し表彰を行う。	国際化・情報化社会の中で求められる、自ら考えを論理的に言葉で表現する力や情報で表現する力が養われて、将来、自立した社会人となっている。家庭や地域の言語環境を整えることに対する関心が高まる。	1,103	ことばフェスタの参加人数	人	150	170	170	ことばフェスタの参加人数	H20 2 H21 3 H22 3	基礎・基本 定着状況 調査 質問紙 (小)	基礎・基本 定着状況 調査 質問紙 (中)	基礎・基本 定着状況 調査 質問紙 (大)	ことばの教育に関する質問6項目の県平均との比較	ことばの教育に関する質問6項目の県平均との比較	ことばの教育に関する質問6項目の県平均との比較	個人や学校の取組みが広く三次市全体から評価を受けることの効果は大きく、多くの学校や児童生徒の「ことばの教育」に対する意識が高まると考えられる。	会場、講演内容、各賞等今年度の成果と課題を見極めよりよいものに改善していくことが不可欠である。	経費は必要最小限の範囲であり、削減は難しい。	「ことばの力」の育成は、三次市の将来を担うすべての子どもたちの学習の基盤となるものであり、市が中心となり推進していく必要がある。	子どもを取り巻く言語環境を市民全体で改善していくために、起爆剤となる取組みが求められる。	児童生徒の保護者は、わが子の可能性を最大限に引き出す教育を求めている。学校教育において基礎となる「ことば」の教育の充実を求めている。	25	B	継続	継続	継続	児童・生徒の考えを言葉にする力を身に付けることは、将来社会人として生きていくうえで非常に重要なことである。保護者に対することもことばの重要性を認識してもらい、他団体等との連携も検討する必要がある。	1 4	成果の向上
46	第1 こども	2 教育	(3) 世界へはばたく教育	16	学校教育課	キャリア教育推進事業	望ましい勤労観・職業観、そして社会人として自立する力を備えた三次の子どもの育成 小学校6年生全員を対象としたキャリア教育特別プログラム 中学校2年生全員を対象とした5日間の職場体験プログラム キャリア教育充実のための教職員研修	小学校プログラムは、平成19年度まで経済産業省「地域自律・民間活用型キャリア教育」の推進地域に指定されており、民間企業のコーディネートが、平成20年度からは同内容を市独自で展開している。そのため、事業内容のさらなる充実と指導する資質を備えた人材確保が不可欠である。 ・中学校職場体験は、5日間で実施してから3年が経過し、課題も明確になってきたところである。今後、受入事業所の意見を広く聞きながら、プログラムの見直しを進めていく必要がある。また、成果や課題を生徒に返すことで、教育的効果が期待できるため、市主体の事業から、中学校主体の事業へと移行していく必要がある。	三次市全域の児童・生徒	小学校特別プログラムの実施 中学校職場体験の実施 の実施に向けた教職員研修、保護者研修、地域への協力要請及び事業実施への参画要請	発達段階に応じ、望ましい勤労観・職業観を身に付けている。 自己肯定感が高まっている。 郷土に対する理解が深まっている。	3,512	受入れ事業所数	所	420	420	422	生徒一人ひとりで職場体験をするケースが多くなり、受入事業所数が増えた。	職場体験 生徒事後 アンケート	「働くことへの意識が高まった」と答えた生徒の割合	93	95	95	小学校プログラム、中学校職場体験の関係性についてアンケート結果で肯定的な回答が高くなり、事業が有益であると考えられる。 学校における教育課程の中でどう位置づいていくか、目的達成状況が変わってくる。	キャリア教育プログラムを各教科等の全体計画に、より有機的に位置づけることでさらなる効果が見込める。	小学校プログラムの経済産業省指定が終了し、市の単独実施となったため、コストが増大する。	キャリア教育推進のためのNPO法人などを発注し、小学校段階からキャリア教育を実施することは、現状としては難しい。中学校職場体験学習においては、今後、各中学校間で受入事業所の調整を図りながら、主体的に取り組んでいく。	若年層の早期離職等の課題に鑑み、小学校段階からキャリア教育を実施することは、意義のあることである。キャリア教育の重要性も高い。	市の将来を担う人材を育成する取組の一つとして、キャリア教育への市民ニーズは高いと考える。	将来、社会人・職人として自立するために必要な資質や能力の育成には重要な教育活動と考える。今後、より内容の改善を図りながら継続していく。	こどもたちが将来の目標を選択したり、決定できる能力の育成や望ましい勤労観・職業観を育てるためには重要な事業である。これまでの実績を検証しながら、企業等関係機関と連携しながら、プログラムの見直しを進め、より効果的な事業を実施していく必要がある。	4	市民の多様な力の活用						
47	第2 保健・福祉	1 保健	(1) いきいきと暮らせる健康づくり	19	健康推進課	食育推進事業	三次市食育推進計画に基づき、重点目標(子どもや子育て世代における健全な食生活の実践的向上や地産地消の推進)を達成するために、乳幼児から高齢者まで広く市民を対象とした各種食育推進事業やキッチンカーを活用した食育出前講座、啓発事業(食育フォーラム、朝ごはんフォーラム)を行った。また食生活改善推進員と連携して各地域で地域伝達事業(食育・生活習慣病予防・介護予防・減塩みそ汁)を取り組んだ。	市民対象の各種講座の開催と併せて、働いている世代(特に壮年層)対象の食育事業(土・日・夜開催)を取り組む必要がある。また食生活改善推進員の活動の場の提供や育成、活動支援強化や色々な組織や企業などの食育推進のコーディネート的な役割を市が担っていく必要がある。	市民	啓発事業(食育フォーラム、朝ごはんフォーラム等)食育イベント、広報活動)各種食育推進事業(マタニティ料理教室、離乳食講座、MANMA講座、絵画コンクール、食育出前講座)、食生活改善推進員の養成、食育媒体の作成(みよし版食育パラスガイド、みよし版食育かるた)	市民が家庭や地域での食育実践力を身につけて、生活にわたっての心と体の健康づくりへとつなげる。	16,892	食育フォーラム等の開催	回	126	94	60	平成21年度から健康推進員に位置づけ乳幼児から高齢者まで幅広い事業実施をしたので回数を減らした。	食育出前講座参加者	人	3,227	1,883	1,200	食育フォーラム参加者	人	59	114	200	増加傾向	食育出前講座は、参加者が固定化しないように市民全体にまんべんなく事業展開する必要がある。食生活改善推進員を活用する。	レジビや資料や動画など活用しながら実践的な効果がある。調理実習を伴った食育出前講座のニーズが多くなり、体験型食育を実施していくためにはコストもかかる。食育出前講座は、食育推進員が関わって行う必要がある。また、地域の「食」のリーダー育成にも取り組んでいく。	市が中心となり各機関と連携を取り、食育推進員を養成することによって事業展開が効果的になる。また、「食育パラスガイド」の普及や献立作成など専門職が関わって行う必要がある。また、地域の「食」のリーダー育成にも取り組んでいく。	生活習慣病予防には正しい食生活習慣を身に付けることが重要である。また、地産地消の推進、自給率の向上など食育を通して多岐にわたる食育の推進が求められる。	食育出前講座の申し込みや食育フォーラムの参加者が多いことから市民ニーズは高い。また、生活習慣病予防のための食育に関する専門知識が求められることも多い。離乳食講座など若い世代のニーズも高い。	生活習慣病予防についても保健師と連携して取り組む必要がある。食育に対する市民の関心も高いが、啓発、周知にとどまらず、市民の実践力向上への方向性として市があらゆる機関や企業などとの連携やコーディネート的な役割を担う必要がある。	食生活改善推進員の育成や活動を支援するとともに、市がコーディネーター的な役割を担う必要がある。	1 0	内容の改善	
48	第2 保健・福祉	1 保健	(1) いきいきと暮らせる健康づくり	16	健康推進課	人間ドック・脳ドック事業	40歳以上の市民を対象に、「人間ドックA」、「人間ドックB」、「脳ドックA」、「脳ドックB」の4種類のメニューで実施している。本事業は、市内5医療機関へ事業委託し実施しているところである。 平成21年度は、6~3月までの間で1,496名が受診している。	高齢の受診者の中には、通院治療している者が多く、結果、重複健診や慢性疾患者が多く(受診し、人間ドック本来の目的である「疾病の予防、早期発見、治療」にはつながらない現状がある。 22年度は、健診機関受入定員限界の申込があった。23年度は更に増加が予想されるため、検査内容も同等で自己負担も少ない総合健診での受診を一層推進せねばならない。又、健診の習慣化を目的とするなら、新しい世代が受診しやすい環境を整えるべきで、医療で受診中の市民は目的から外れる。それらを限定した新たな枠組みの要件設定が必要である。	40歳以上の市民。(ただし要綱により国民健康保険税滞納世帯の者を除く)	市民へ広く周知し、その受診申し込み者は、委託健診機関で、ドック検査を実施する。	本事業をはじめ各種健診を通じ、健診を習慣化(年1度)させる事を目的とし、疾病の予防又は、早期発見、早期治療を行い、健康維持および重症化を防ぐ(その結果、医療費、介護給付費の抑制につなげる)	37,535	人間ドックの受診者数	人	1,462	1,496	1,871	受診者一人当たりの事業費	H20 26,599 H21 25,090 H22 22,841	人間ドックの受診者数	人	1,462	1,496	1,871	受診者一人当たりの事業費	2	4	4	受診者数の増加から健康増進に関する意識の高まりとともに健診の習慣化が促される。ただし、目的には合致しているが、健診機関の受入枠数に限りがある。	受診希望者に対し、健診機関の受入枠数が増え、受診する機会が増える。事業主側から受診希望者には、年齢制限を設ける等改善の検討が必要である。	委託先の健診機関の料金設定があるため、一件当たりの受診料金は高額となり、委託費は大きい。また、医療機関へ検査料金を更に取り戻すことが難しい。	市民が直接健診機関へ予約し、受診するシステムを検討する。また、(他市事例有)	受診希望者が年々増加傾向にあり、市民ニーズは高い。特に、市立中央病院への受診希望者は200%を超える。(多数の場合、抽選にて他機関へ移動)	受診者の増加が見込まれることから、対象者への受診についての啓発や健診機関との受診枠の調整が必要である。	1 0	内容の改善			

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果	拡大・縮小	改善の必要性											
												活動指標					成果指標					目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コスト削減余地	民間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ																					
												活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標	単位	H20年度	H21年度							H22年度										説明										
49	保健・福祉	第2	1	健康づくり	健康推進課	在宅健康システム事業	システムの概要: 作木町のみが、利用家庭と作木支所を電話回線をつなぎ、利用者の健康管理をコンピュータで行う。各家庭に健康端末を設置し、利用者が血圧、心電図、問診、体温、体重などを測定し作木支所へデータを送信する。作木支所では送信された健康情報を保健師が分析、必要に応じて医師と相談しながら保健指導や医療機関への受診指導を行う。他に緊急時の通報機能があり、通報ボタンを押すと備北地区消防広域行政組合へつながる。設置台数: 平成22年度末 21年度末: 23,973件	作木町独自の事業ではあるが、利用実態があることから、いきなり廃止することはできない。既に耐用年数も経過しており、メーカーも対象部品を製造しておらず、交換部品の在庫も無い状況で、回収した電池でまかなっている。また、メーカーの保証期間も終了しているため、業者による定期点検契約から修繕を中心とする対処法的な対応を行っている。これを期に、CATV等の整備とあわせ、全体的に健康管理ができるシステム構築の検討を行う必要がある。	健康に関心を持ち、生活習慣病予防への行動変容ができるように。疾病を早期発見し、適切な医療を受けることができる。毎日安心して過ごすことができる。	日々のデータ分析を行い、異常の早期発見、保健指導を行う。	健康端末機設置台数	台	340	265	250	健康端末機が設置してある台数	H20 2,441	7,261	異常の早期発見	件	8	10	10	医療機関で治療につながった件数	3	4	2	3	3	4	19	C	継続	継続	継続	10	内容の改善	10	内容の改善									
50	保健・福祉	第2	1	健康づくり	健康推進課	食生活改善推進員事業	三次市食生活改善推進員を養成するため、実施要綱に基づき、医師、栄養士、保健師、歯科衛生士などの専門職で20時間の講座を実施している。養成講座を修了したもので、三次市食生活改善推進協議会に加入し、継続して地域活動をすることを必要とする。協議会員一人ひとりの力を高め、食育講座等の担い手や地域のリーダーとして育成していくことが必要である。協議会員がいない地域で、市が研修をして地域で思うように伝達講習ができていない地域(甲奴、吉舎)など地域間格差がある。現在、会員が増加傾向にある。食育推進員のサポートが必要になる。	地域で活動を展開するには、組織的に動く方がより継続的かつ効果的に実施することができる。そのためには三次市食生活改善推進協議会を三次市の地域活動組織として連携を密にする必要がある。協議会員一人ひとりの力を高め、食育講座等の担い手や地域のリーダーとして育成していくことが必要である。協議会員がいない地域で、市が研修をして地域で思うように伝達講習ができていない地域(甲奴、吉舎)など地域間格差がある。現在、会員が増加傾向にある。食育推進員のサポートが必要になる。	三次市食生活改善推進員を養成するため、年1回講座を開催している。各地域ごとに2回ずつ研修会を開催するとともに、地域活動支援(レシピ提供・相談)をしている。	地域での「食」を通して健康づくりのリーダーとして活動を展開する。	地域伝達に自ら企画するオリジナルを入れた研修会を減らした。作木は今年度から研修会を開催し、	研修会の実施回数	回	21	21	16	研修会参加者数	H20 62,904	62,904	研修会参加者数	人	258	275	200	三次市食生活改善推進協議会加入回数	H20 59,428	59,428	地域伝達事業回数	回	不詳	45	60	成果が期待できる。	4	3	4	3	4	22	B	継続	継続	拡大	無し	地域活動費の増額	予算額	14	成果の向上
51	保健・福祉	第2	1	健康づくり	健康推進課	総合健康診査事業	18歳以上の市民を対象に、市内各拠点(11会場)を移動し、延29日間、委託業務により行う集団方式の健康診査である。健康診査内容は、根拠法令等に基づき、特定健康診査がん検診等を行う。また、健康診査後は、健康診査結果に基づき、医師への受診勧奨や予防の指導等を行い、疾病予防の指導等を行う。健康診査結果に基づき、医師への受診勧奨や予防の指導等を行う。健康診査結果に基づき、医師への受診勧奨や予防の指導等を行う。健康診査結果に基づき、医師への受診勧奨や予防の指導等を行う。	疾病予防や疾病の早期発見、治療のためには、健康診査の普及(年1回)が重要である。健康診査に興味の無い市民へのメッセージ性は弱く、受診につながりにくい。一度受診すれば、習慣化につながる確立は高い。ターゲットを絞った個人への勧奨等の検討も必要。(例: 毎年40歳をターゲットにダイレクトメールを送付)	市民へ広く事業周知し、受診申し込みを受け、市内11会場で集団方式による健康診査を実施する。	本事業をはじめ各種健康を通じ、健康を習慣化(年1度)させる事を目的とし、疾病の予防又は、早期発見、早期治療を行い、健康維持および重症化を防ぐ。(その結果、医療費、介護給付費の抑制につながる)	総合健康診査実施会場数	会場	28	29	29	総合健康診査実施会場数	H20 2,025,785	2,025,785	受診者数	人	3,051	3,136	3,500	集団健康診査受診者数	H20 1,664,758	1,664,758	2,249,413	2,249,413	1,714	1,714	3	3	2	3	3	5	19	C	継続	継続	継続	14	成果の向上	14	成果の向上			
52	保健・福祉	第2	1	健康づくり	健康推進課	介護予防普及啓発事業	いつでも住み慣れた地域で、元気でいきいきと暮らしているために、介護予防の重要性を認識する機会を、日常的な生活の中で個人や地域ぐるみで取り組めるよう普及啓発を行う。具体的な事業としては、介護予防普及啓発のための介護予防ラジオ体操のCATV放映、地域づくりを含め、介護予防、特に認知症予防について広く啓発を行う「認知症サポーター要請講座」出前講座を中心とした、介護予防と健康づくりについての実技と講義を実施する。介護保険料通知にあわせ、生活機能評価の案内や基本チェックリストを同封する。	講座等集まりに参加されない人への普及啓発を進めていく。そのために、サロニーター-民生委員-各地区の自治振興連合会等と協同して取り組みを推進する。	老人クラブやサロンを対象に介護予防に関する講座を開催する。	介護予防の必要性を認識し、各人が介護予防(いつでも体操・栄養・口説・認知症予防)に関心を持って取り組めるようになる。	21年度認知症サポーター養成10回	回	43	321	350	介護予防ラジオ体操271回	H20 22,604	22,604	参加者数	人	1,142	5,997	6,000	介護予防普及啓発事業	H20 4,208	4,208	1,714	1,714	4	4	4	4	4	23	B	拡大	継続	継続	無し	10	内容の改善	10	内容の改善					

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ランク	H20年度評価	H21年度評価	1次総合評価		2次評価結果		改善の必要性	改善区分								
												活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による 余剰の削減	コストの削減余地	市間与の 妥当性					社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由			内容	その他の 内容	改善区分	改善の 必要性	内容	その他の 内容	改善の 必要性	改善区分
53	保健・福祉	1保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	16	健康推進課	地域トレーニング拠点整備事業	市民が身近に運動できる環境づくりを、拠点となる保健・福祉センターなど地域の公共施設へ整備し、その運動スペースを地域のトレーニング拠点と位置づけるものである。具体的には、特に介護予防に重点をおき、高齢者が安全に運動可能なトレーニング機器の整備と、指定管理者と協力し市民が利用しやすい体制を推進する事業である。平成21年度については、君田地区に介護予防に有効なトレーニングマシンを設置した。	23年度以降の拠点整備の計画(拠点の検討、更新施設の検討など)の策定が必要である。中項目達成のためのソフト事業は、本事務事業とは別となるが、一体的な検討による拠点整備計画の作成が必要である。その計画は、21年度行政チェック評価結果(縮小)に基づき、新規拠点整備ではなく、機器の更新を中心とした計画作成となる。	市民	高齢者の介護予防や健康増進のために、筋力向上など個人に合った運動を行えるトレーニングマシンを整備し、地域全体の運動の拠点と位置づける。	・介護予防(医療費や介護給付費の抑制) ・生活習慣病予防(医療費の抑制)	H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による 余剰の削減	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の 内容	改善区分	改善の 必要性	内容	その他の 内容	改善の 必要性	改善区分					
54	保健・福祉	1保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	20	保険年金課	特定保健指導業務	メタボリックシンドローム予防に着目した特定健診の結果、要指導となった者をリスクに応じて「積極的支援」「動機付け支援」に階層化のうえ「個別支援プログラム」を有償、保健師・管理栄養士等専門職種が生活改善に向けて6ヵ月間の支援・評価を行う。	・対象者の参加を募り、より多くの対象者に実施していたくようにする。	特定健診により抽出された生活習慣を改善させる必要がある	個別保健指導 集団保健指導	対象者の生活習慣を改善する。	H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による 余剰の削減	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の 内容	改善区分	改善の 必要性	内容	その他の 内容	改善の 必要性	改善区分					
55	保健・福祉	1保健	(1)いきいきと暮らせる健康づくり	20	健康推進課	健康増進事業	市民の健康増進の推進に際して基本的な事項を定め、関係機関と連携した総合的な健康増進事業の展開を図るために策定した健康増進計画(平成19年度策定)の重点目標「よりよい生活習慣の確立による健康寿命の延伸」を目指す。健康づくりの分野ごと(メタボリックシンドローム対策、たばこ対策、身体活動・運動、栄養・食生活、健診・保健指導、歯と口の健康、心の健康づくり、介護予防)に設定した数値目標の達成に向け、計画における健康づくり施策を年次計画に沿って展開している。平成22年度は二次市健康増進計画推進連絡会議を設置し、市内関係部署との連携を図り、効果的な推進を図ることとしている。(行政チェックにおいては、健康増進法に基づく事業を主として、健康づくり・生活習慣病対策を中心とした記載を行う)	1 三次市健康増進計画推進体制の整備 健康増進事業の基盤となる三次市健康増進計画は地域、学校、関係団体等と連携し、効果的な推進を目指すこととしている。住民自治 組織や関係機関への本計画に関する周知がまだ不十分であり、協働で推進する体制の強化を図る必要がある。 2 市内関係部署との調整 市内公共施設の敷地内全面禁煙等の推進等、市内関係部署との連携を図り推進する必要がある。 ・生活習慣病予防において、関係医療機関を視野に入れた事業展開を図ることから、関係担当部署との連携・調整が重要である。	市民	健康づくりの施策を市民、地域、学校、関係団体等と連携し推進する。	市民一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、より健康になるためにそれぞれに合った健康づくりに取り組むことにより、市民の健康寿命が延伸する。	H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による 余剰の削減	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の 内容	改善区分	改善の 必要性	内容	その他の 内容	改善の 必要性	改善区分					
56	保健・福祉	2福祉	(1)認めあい、支えあう福祉の推進	16	社会福祉課	手話専任養成事業	聴覚障害者と手話を通じてコミュニケーションできる人材を育成し、市の手話通訳者派遣事業の推進を図る。CATV等により受講者社会福祉協議会へ事業委託して実施される。	受講終了者からの専任員への登録者数が少なく、専任員の養成に結びついていない現状がある。CATV等により受講者社会福祉協議会へ事業委託して実施される。	市民(手話専任員になることを希望する者)	定期的な養成講座を開催する。 ・入門講座 20日間(1.5時間×20回) ・初級講座 10日間(1.5時間×10回)	手話の技術を習得、向上させ手話によるコミュニケーションを可能にする。	H20年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による 余剰の削減	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の 内容	改善区分	改善の 必要性	内容	その他の 内容	改善の 必要性	改善区分					

Table with columns for project details, quantitative analysis, and evaluation. Includes rows for '高齢者共同生活施設支援事業', '健康福祉まつり', '障害児生活訓練事業', and 'ふれあい収集事業'.

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の 対象者等	手段	目的	定量分析							手段の適切さ				市の役割		必要性		1次 総合評価 判断理由	拡大・縮小 内容	2次評価 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の 必要性	2次評価 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の 必要性	2次評価 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の 必要性								
												H21年度		H20年度		H21年度		H22年度		説明	活動指標 単位あたり		成果指標		説明	目的適合性												実施改善等 による効果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ			
												活動	単	H20	H21	H21	H22	H20	H21		H22	単	H20	H21																			H22		
61	保健・福祉	2福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	18	社会福祉課	障害者生活支援事業	障害者自立支援法に基づく、身体・知的・精神の3障害の相談に総合的に対応した拠点として(三次市障害者支援センター、三次市保健福祉センター)内に設置し、24時間体制による障害者の地域生活支援を開始するとともに、併せて日中活動の場を提供する地域サロンを開始している。	社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職の継続的な確保と専門職としてのモチベーションを高めるための処遇改善が必要である。(H18年10月～H21年3月までに、3名中2名退職) 障害者支援センターを中核として、サービス事業所・ハローワーク・特別支援学校の関係機関や団体などの相談支援ネットワークを構築し、相談機能の充実を図る。 三次市障害者自立支援ネットワーク会議の活動をより具体化し、地域における障害福祉支援体制の推進や困難事例などへの対応のための協議・調整機能を充実する。 精神障害者の地域生活移行支援体制の充実(退院移行促進、ボランティアの育成等)	市民 身体・知的・精神障害者(児及びその家族)	福祉サービスの利用援助(情報提供・相談・助言・手続代行) 巡回相談・専門機関との自立と社会参加の促進を図る。 一人ひとりのニーズに対応した個別援助を通して、障害のある人がその能力や個性を最大限に発揮して、もっと楽しく、いきいきと安心して暮らせる。	相談件数は減少しているが、債務整理など内容が複雑化している。平成21年度相談件数	25,434	相談支援相談員数	2	3	5	社会福祉士、精神保健福祉士等相談支援専門員の確保	活動指標 単位あたり コスト	2,874	在宅サービス利用援助	件	1,160	894	1,000	相談を受けたことにより在宅サービス等の利用につながった人数	情報の提供や相談を行うことが、障害者等が地域において自立した日常生活を営む上において、在宅福祉の充実につながるものと考えられる。	一人ひとりの生活実態やニーズ把握のための調査手法の改善や事業の周知方法等の工夫により、潜在的な要援者への支援拡大の余地がある。迅速なニーズ処遇に対応するため、相談支援ネットワーク体制の中心役割が期待されている。	3	3	5	4	4	5	25	B	継続	継続	継続	障害者等の福祉に関する一般的な問題につき、一人ひとりのニーズに沿った充実を図るため、地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、障害者支援センターが中核となつて、自立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域との連携強化、社会資源の開発、改善等の積極的な取り組みが必要と考える。	有	有	有	10	内容の改善	
62	保健・福祉	2福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	16	社会福祉課	障害者通院助成金支給事業	身体障害者手帳所持者で手帳に腎臓機能障害の記載のある方で、人工透析のために通院をされている方の通院費の負担を軽減するために、バス代又は電車の1/4を基準に給付する。ただし、週3日を限度とする。	平成21年4月からタクシー券の助成対象を基本料から運賃を含めることとし、1回の利用で2枚以上の助成券を使用する方式に改正したため、タクシー券と本通院助成と併用することにより、交通手段(自家用車等)を持たない又は普通交通機関(バス・電車)がない周辺地域の透析患者の通院に伴う交通費の負担軽減が図られている。	市民 身体障害者手帳に「人工透析のために通院している方」	透析のための通院1回につきバス代又は電車の1/4を給付する	人工透析のための通院費の負担を軽減する	対象者通院7人/1回当りの事業費	4,282	通院費受給者数	127	130	130	通院費受給者実人員	活動指標 単位あたり コスト	275	利用率	%	100	100	100	申請者全員が給付適用を受けている。	人工透析患者の方は、定期的な通院が必要であり、その通院については負担が大きく、本制度による支援制度は、経済的及び精神的におおきな負担となっている。また、周辺地域で路線バス等公共交通手段が確保できず、タクシー利用には、その適合性についての評価は低い。	公共交通機関を利用した交通費を助成する基準額として、実際の交通手段と相違する面もあるが、個別に基準を定めることは公平性を欠くことにもなるため現状の算定方法が妥当であると考える。	3	4	4	5	4	4	24	B	継続	継続	継続	見直し後の成果の検証を進めるとともに、改正した制度の周知に努める。	無	無	有	15	効果の検証
63	保健・福祉	2福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	16	社会福祉課	障害者福祉タクシー利用助成事業	移動の困難な身体障害者・知的障害者等の移動に係る経費の軽減や社会参加の促進を図るために、タクシー料金の一部を助成する。旧三次市では、昭和58年度から実施され、平成16年度市町村合併後も旧三次市制度を継続実施している。平成22年7月から、タクシー券とあわせてガソリン等給油券としても併用できるようにし、障害者本人または家族等が車を運転する際にガソリン等給油料金の一部を助成し、タクシーの利用が少なくなるよう、制度を改正した。	(1)通院時等の移動手段にタクシーや自家用車を利用することが多いため、経済的負担の軽減の促進を図る。旧三次市では、昭和58年度から実施され、平成16年度市町村合併後も旧三次市制度を継続実施している。平成22年7月から、タクシー券とあわせてガソリン等給油券としても併用できるようにし、障害者本人または家族等が車を運転する際にガソリン等給油料金の一部を助成し、タクシーの利用が少なくなるよう、制度を改正した。	対象者の利用申請に基づき、市があらかじめタクシー・ガソリン給油券の共有券を交付し、タクシー利用または、給油時に、助成券(1枚420円)と引き換えし、タクシー料金を一部を助成している。また、自動車の減税を受けながら通院や社会参加等に対する負担の有無があることから、障害内容の限定に対する見直しの要望が強い。	対象者の日常生活での移動の利便と生活圏の拡大を図る。	平成22年7月からタクシー助成券とあわせてガソリン給油券の共有券を交付し、タクシー利用または、給油時に、助成券(1枚420円)と引き換えし、タクシー料金を一部を助成している。また、自動車の減税を受けながら通院や社会参加等に対する負担の有無があることから、障害内容の限定に対する見直しの要望が強い。	平成22年度は、対象者の拡大と利用し易い制度見直しによる使用枚数の増加を見込む	活動指標 単位あたり コスト	597	申請率	%	37	43	48	対象となる障害者に対して実際に交付したタクシー利用助成者(平成21年度実績 944人/2173人)	5	4	4	5	4	5	26	B	拡大	継続	継続	継続	平成21年度において、これまでの課題となっていた事項について改善を行っており、当面は、その成果を検証するものとする。予算的には、今後、タクシー券の使用範囲が広くなったことにより、申請者の増加も見込まれるため、給付実績としては、一定水準まで伸びるものと考えられる。	無	無	有	15	効果の検証							
64	保健・福祉	2福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	19	社会福祉課	障害者地域活動支援センター事業	地域において就労が困難な在宅障害者等と連携し、地域の事情に応じ、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図る。 事業形態の種類 (1)地域活動支援センターA型(日中活動支援型) (2)地域活動支援センターB型(小規模作業所型)	身体・知的・精神の3障害を対象とする事業であるが、新事業移行前からの通所者対象障害者に限られ、利用者拡大に繋がっていない。 利用者の通所実績に応じた委託料支払い方式であるため、事業所運営費収入の不安定感が強く、新規移行予定の事業所からの委託料標準の見直し要望が出されている。 平成22年4月から、2事業所が移行し、当初懸念されていた運営費不足は今のところ起こっていない。	一般就労が困難な市民 身体・知的及び精神障害者等)	利用者に対し、日中の活動の場を提供することにより、生活リズムを整え社会活動への参加を促進し、自立と生きがいを高める。	月5日以上通所した者の延べ人員(利用登録者) [平成21年度] 19 [平成21年度] 1人 [平成21年度] 2人 [平成21年度] 1人	4,195	利用者数	人	2,667	2,910	7,500	月5日以上通所した者の延べ人員(利用登録者) [平成21年度] 19 [平成21年度] 1人 [平成21年度] 2人 [平成21年度] 1人	活動指標 単位あたり コスト	4,195	登録した者のうち月5日以上就労してきた実人員の月平均	人	22	18	49	[平成21年度] 19 [平成21年度] 1人 [平成21年度] 2人 [平成21年度] 1人	3	3	5	4	4	24	B	拡大	継続	継続	一般就労の困難な障害者等との連携を図るための必要とされている。また、委託料の標準の見直しや委託料の標準の見直しが必要とされている。	有	有	有	10	内容の改善			
65	保健・福祉	2福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	19	社会福祉課	障害者地域活動支援センター事業	地域において就労が困難な在宅障害者等と連携し、地域の事情に応じ、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図る。 事業形態の種類 (1)地域活動支援センターA型(日中活動支援型) (2)地域活動支援センターB型(小規模作業所型)	身体・知的・精神の3障害を対象とする事業であるが、新事業移行前からの通所者対象障害者に限られ、利用者拡大に繋がっていない。 利用者の通所実績に応じた委託料支払い方式であるため、事業所運営費収入の不安定感が強く、新規移行予定の事業所からの委託料標準の見直し要望が出されている。 平成22年4月から、2事業所が移行し、当初懸念されていた運営費不足は今のところ起こっていない。	一般就労が困難な市民 身体・知的及び精神障害者等)	利用者に対し、日中の活動の場を提供することにより、生活リズムを整え社会活動への参加を促進し、自立と生きがいを高める。	月5日以上通所した者の延べ人員(利用登録者) [平成21年度] 19 [平成21年度] 1人 [平成21年度] 2人 [平成21年度] 1人	4,195	利用者数	人	2,667	2,910	7,500	月5日以上通所した者の延べ人員(利用登録者) [平成21年度] 19 [平成21年度] 1人 [平成21年度] 2人 [平成21年度] 1人	活動指標 単位あたり コスト	4,195	登録した者のうち月5日以上就労してきた実人員の月平均	人	22	18	49	[平成21年度] 19 [平成21年度] 1人 [平成21年度] 2人 [平成21年度] 1人	3	3	5	4	4	24	B	拡大	継続	継続	一般就労の困難な障害者等との連携を図るための必要とされている。また、委託料の標準の見直しや委託料の標準の見直しが必要とされている。	有	有	有	10	内容の改善			

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析				手段の適切さ				必要性				合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 の必要性	改善の 必要性							
													活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度									説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
65	第2	保健・福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	20	社会福祉課	障害者住宅改修補助事業	助成対象工事 住宅の玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所及び台所の改修工事 助成率 市民税非課税世帯:10割 市民税課税世帯:5割 助成額 助成対象限度額40万円	対象者に対し広く制度の周知を図り、障害者のための住宅環境を整える。視覚障害者についても対象とするか、検討が必要。市民要望あり	自立支援を目指し住宅改修を行う場合の工事費負担の軽減を行う。	可能な限り、重度な障害があっても、生まれ育った地域で生活できる住居環境が整っている。	705	H20 20	H21 21	H22 22	住宅改修を実施し住環境が整備された件数。	228,800	235,000	202,250	5	4	5	3	8	5	4	4	5	4	4	26	B	継続	継続	継続	継続	10	内容の改善	10	内容の改善
66	第2	保健・福祉	(2) だれもが安心して暮らすための推進	16	高齢者福祉課	成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分になった認知症高齢者、精神障害者、知的障害者の成年後見制度の利用にあたって、申立をする人がいない場合に市長申請をおこなった。経済的理由で申立費用等が負担できない場合などの費用の支援などをおこなう。 ・高齢者福祉課内に成年後見相談員を配置し、成年後見制度にかかる相談業務や市長申請における業務をおこなう。 ・市内に事務所を開設している司法書士(成年後見の専門的知識を有し、リーガルサポート会員)と委託契約を結び、成年後見の市長申請における成年後見人等の受任や成年後見制度にかかる相談等制度利用の促進を図る。	利用支援事業対象者の範囲を拡大することはできたが、利用対象者の所得基準等、具体的なものが明確となっていないため、早急に基準を定める必要がある。さらに昨年度からの課題となっている事務処理マニュアルを作成することとする。	成年後見制度の市長申請・申立費用・後見人等の報酬などの経費の支援制度にかかる相談	認知症高齢者等判断能力が不十分の人が契約等において不利益を被らないよう支援することにより、当該高齢者等の権利や財産を守る。	1,779	H20 20	H21 21	H22 22	成年後見制度の利用に当たって、市長申請し立てにいたった人数。	419,250	889,500	649,333	4	3	5	4	4	3	5	3	3	24	B	継続	拡大	継続	継続	資源	13	サピピスの向上	13	サピピスの向上	
67	第2	保健・福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	16	高齢者福祉課	緊急通報システム事業	在宅の一人暮らし高齢者及び重度身体障害者の急病、災害等の緊急通報の方法として、押しボタン式通報装置を給付し、その通報が備北地区消防組合本部に入り、救急車の出動等緊急対応が可能となる。	電話回線を利用しているが、回線はアナログ回線のみしか利用できないので、年に数件利用できないことが発生している。また、備北消防組合に誤報及び電池切れの通報件数が年間相当件数にのぼるために、保守管理等の委託を含め関係機関との調整を行いながら、課題の整理が必要である。	緊急通報が備北地区消防組合本部司令室へ直接入るため、24時間緊急対応が可能であるため、高齢者等の救急救命活動に大きく貢献している。	高齢者等の不安解消を図る。	7,066	H20 20	H21 21	H22 22	設置台数	42,296	38,612	47,276	4	1	5	4	5	5	5	5	24	B	継続	継続	継続	継続	10	内容の改善	15	効果の検証			
68	第2	保健・福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	17	高齢者福祉課	敬老金支給事業	88歳及び100歳の方に対して敬老金を支給する。(88歳1万円・100歳3万円) また、同時に祝賀状をあわせて渡す。 21年度の対象者数:88歳416人、100歳14人	88歳到達者についてみれば今後ますます対象者の増加が見込まれる。そうした中88歳を限定した敬老金を贈ることの必然性について検討する時期にきていていると考えられる。	88歳の方へは口座振込みにより支給し、100歳の方へは市長が訪問し手渡しにより支給する。	長寿を祝福し敬老の意を表す。	5,393	H20 20	H21 21	H22 22	対象者数	13,042	12,541	13,132	4	4	3	5	3	4	4	3	23	B	継続	継続	継続	継続	10	内容の改善	10	内容の改善			

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20 年度 評価	H21 年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小	改善の 必要性												
												H21年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果 向上の 余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	内容	内容	内容
69	保健・福祉	第2 福祉	2 福祉	16	高齢者福祉課	高齢者介護給付事業	市内に住所を有し、申請前1年間在宅生活をしていない(重度介護又は5若しくは同等程度)を要する高齢者を介護する者(家族)が介護を受ける意向を受けて積極的に介護の意向を受けて積極的に介護(家族)が介護をしており、そのための経済的援助を必要としていることが確認できた。本事業の対象者は限定されており、今後、対象者が増加する見込みは少ないが、現在の対象者はケアマネジャー等のかかりもないため、要介護者やその介護者が孤立する恐れもあり、継続的な支援が必要と思われる。この事業を縮小していただくためには、対象者の介護保険サービス利用について理解を得る必要がある。	介護サービスを利用していない(重度介護を要する者)を介護している世帯の実情や課題を確認したところ、重度の要介護者介護の意向を受けて積極的に介護(家族)が介護をしており、そのための経済的援助を必要としていることが確認できた。	介護者へ介護給付金を支給する。	介護者への精神的・経済的援助を図る。	273	新規申請件数	件	2	2	2	申請段階で該当が否かを判定し、交付を行っている。	H20 135,500 H21 136,500 H22 136,000	受給件数	件	2	2	2	受給者の介護費用の充足や精神的な援助等の効果は不明だが、介護保険財政にもたらず削減効果は大きい。	介護者への精神的・経済的支援になっていくケースとして把握し、他の介護サービスの必要性など検討が必要である。	4	4	3	5	3	3	22	B	縮小	継続	継続	判断理由	介護保険制度の普及により、介護サービスの利用による介護者の精神的負担の軽減が図られているところであるが、本人の意思によりどうも利用しづらいという観点から、高齢者の精神的・経済的支援のために継続することが必要とされた。給付金の支給だけでなく、その後も継続して対象者家族と関わりながら、必要に応じてサービスを提供できるようにサービスの内容や利用者負担について検討が必要。	有り	有り	有り	有り	有り	12	終期の設定
70	保健・福祉	第2 福祉	2 福祉	16	高齢者福祉課	高齢者外出支援サービス事業	寝たきり等のため一般の交通機関では移送が困難な高齢者が家族の支援が困難な高齢者を、移送用車両(リフト付車両)及びストレッチャー装着ワゴン等により対象者の自宅と医療機関等との間を運送する。 対象者：1.対象に記載のとおり 利用回数：月2回、運行範囲：原則市内(例外：自宅から40キロ未満まで)	対象者の拡大のため利用者負担金の徴収等を検討し、より広く必要な高齢者へサービスが提供できるよう検討が必要。	移送用車両(リフト付車両)及びストレッチャー装着ワゴン等により対象者の自宅と医療機関等との間を運送する。	高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを可能とするため、外出についての支援を行う。	204	利用回数	回	42	40	47	延べ利用回数(サービス利用者)及び医療機関へ通院した回数)	H20 9,023 H21 5,100 H22 5,787	実利用者数	回	3	4	10	実利用者数	一般の交通手段の利用が困難な高齢者へサービスを提供する事により在宅生活の継続がはかっている。	4	4	5	4	4	26	B	継続	継続	継続	判断理由	高齢者の在宅での生活の継続、経済的負担の軽減の面で今後継続して必要がある。	有り	有り	有り	有り	有り	13	サービスの向上	
71	保健・福祉	第2 福祉	2 福祉	16	高齢者福祉課	食の自立支援事業	三次市内に住所を有し、身体的・精神的な障害のため調理が困難な在宅高齢者が、自立した生活を送れるよう「食」の自立の観点からアセスメントを行い、計画的な「食」に関するサービスの調整を行ったうえで食事の提供を行う。対象者については低栄養のリスクが高い特定高齢者へは介護予防計画を作成し、それに基づいてサービスを利用する。	自立支援事業としての効果を発揮する方法として、治療食・特別食を行うことも必要となっている。	高齢者又は高齢者世帯に高齢者世帯を支援する者(家族)が困難な高齢者の世帯もしくはこれに準ずる世帯に	1日1食夕食(主食及び副食)を提供し、週5日以内の利用とする。	調理が困難な在宅高齢者等が自立した生活が送れる。	21,130	利用回数	食	32,869	36,414	35,050	高齢者委託料310円/個人負担740円/低所得者対象者のための減免分の公費負担あり	H20 625 H21 580 H22 590	実利用者数	人	201	192	198	利用者数	食事の確保により在宅生活の継続へつながっている。また、他のサービスとの調整により自立の支援となっている。	4	3	3	4	5	24	B	継続	継続	拡大	判断理由	健康を促す上で、食の確保が大切である。高齢者世帯が増える中、食の自立支援と栄養改善を総合的にサービスへとつなげていく必要がある。	有り	有り	有り	有り	有り	13	サービスの向上
72	保健・福祉	第2 福祉	2 福祉	16	高齢者福祉課	元気ハツラツ教室事業	市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者が、元気ハツラツ教室に参加し、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・認知症予防を目的とした取り組みを指導を受けながら、介護予防に努める。あわせて、地域での閉じこもり予防やネットワークづくりのきっかけとなる場づくりを図り、予防の意識高揚を図る。	委託している事業所スタッフのレベルや意識に差があり、地域間にも差が生じているため、保健師等とのより一層の連携や、より効果的な研修の開催等の工夫を検討する必要がある。参加者の事業参加後の要介護認定の有無の追跡を行い、事業の効果を検証しているが、データ管理の方法や効果検証の方法について検討する必要がある。	市内19箇所コミュニティセンターや保健センター等を会場として、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・認知症予防を主とした内容とし、介護予防を目的とした元気ハツラツ教室を開催する。	高齢者が、地域ぐるみで介護予防に必要な知識を持ち、日常的に予防のために必要な取り組みができるようになることにより、要支援・要介護にならず、現在の生活スタイルを維持することができるようにする。	14,947	参加人数(延べ)		5,757	5,558	5,706	実施地区数と1地区あたりの開催回数が変わらないため、参加人数も大きく変化はない。	H20 2,624 H21 2,689 H22 2,769	参加者のうち1年後要介護認定に移行した人の率	%	95	95		10月1日を基準日として調査実施。H20年度参加からのデータのためH21年度の数字のみ。	4	3	4	4	5	4	24	B	継続	継続	拡大	判断理由	高齢者の介護予防に一定の効果があるが、具体的な事業効果が検証できるようなデータ管理やデータ整理を行う必要がある。	有り	有り	有り	有り	有り	15	効果の検証	

Table with columns for project details (category, item, sub-item, fiscal year, name, objective, method, purpose, budget, quantitative analysis, qualitative analysis, necessity, evaluation) and rows for various social welfare projects like 'Elderly Care' and 'Elderly Support'.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度事業費 (千円)(職員人件費含む)					定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果	拡大・縮小	改善の必要性						
												H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由										判断理由	内容	その他の 内容	改善区分	改善区分	
77	保健・福祉	2 福祉	(2) 相互の助けあひによる安全・安心なまちづくり	20	高齢者福祉課	介護給付適正化事業	団塊の世代が65歳以上になり、更なる高齢化の進行や、介護サービス利用者の増加が見込まれる中、介護給付費が急激に増加することが想定されるので、介護保険制度を安定的に維持運営するためのひとつの施策として介護給付の適正化に取り組む。	要介護認定の適正化・厚労省の経過措置への対応、介護報酬請求の適正化、事業所の指導監督と連動、介護保険情報と医療情報の突合、合議体間の認定レベルの標準化、住宅改修申請内容の精査、現地調査の徹底	市民	介護給付費通知ケアプランチェック	適正化事業の実施により、適正な介護サービス利用を促す。	2,599	評価対象事業数	件	3,549	3,582	3,600	事業内容を充実し、よりよい介護サービスの提供と無駄な給付費の抑制のため、増加させることが必要	H20 643	H21 725	H22 906	認定者数	人	4,402	4,427	4,450	計画されている事業について、まだ充分な対応がなされていない、より専門的な知識を持って実施する必要がある。	4	2	4	5	4	5	24	B	未実施	継続	拡大	人員	有り	有り	10	内容の改善
78	保健・福祉	2 福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	16	社会福祉課	心身障害者就労促進事業	福祉的就労の場を確保するため、無認可小規模作業所である「ジョイジョイワーク第3作業所」を運営する事業主に対し、運営費を助成する。 ・場所：三次町2054-1「ジョイジョイワーク第3作業所」 ・内容：リサイクル事業(空き缶、新聞紙の回収)を通して社会活動及び生活訓練を行っている。	本事業は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から県の運営費補助金が廃止になり一般財源化している。したがって、無認可作業所については法定化事業所(地域活動支援センター等)への移行が想定されているため、作業所の意向(平成21年度以降)を踏まえ、障害福祉計画に位置づけるとともに、社会的資源としての位置づけを明確にしているところである。今後は、県の障害者自立支援特別対策事業等の活用を推進し、円滑なる地域活動支援センター移行の支援を図る。	市民(満15歳以上の一般就労が困難な在宅の身体障害者)	障害者への訓練・指導等に係る作業所運営に対し、運営補助金を交付する。	一般就労が困難な障害者に対し、日中活動と就労の場を提供することにより、生活のリズムを整え社会活動への参加を促進する。	7,004	利用者数	人	132	146	132	月5日以上通所した者の延べ人員(利用登録者が就労した延べ人員)	H20 53,030	H21 47,972	H22 53,045	登録した者のうち月5日以上就労できた実人員の平均	人	11	12	11	障害者の就労場所が確保されることにより、障害者の就労及び日中活動の参加が促進される。	5	3	5	5	5	28	A	継続	継続	継続	有り	有り	13	サービスの向上		
79	保健・福祉	3 医療	(1) どこでも安心・充実「地域医療」	18	医事課	地域医療連携業務	当院は地域医療圏の中核病院として急性期医療を担う医療機能である。地域においてその機能を発揮するためには、他の医療機関とそれぞれの機能を分担し、連携、協力する必要がある。このため、四病院連絡協議会の連携強化や、医師会との合同カンファレンスを実施し、地域医療の提供を可能にすべく活動している。	在宅ケアを推進するためにも、医療福祉資源を最大限活用する意味でも、各機関施設との連携強化が必要となっている。情報の収集やアンケートを実施する等、問題点や改善点を検証し地域医療を担う診療所との連携を充実する。	良質な地域医療を必要とする患者及び関係医療機関を対象とする。	地域の医療機関等から、高度医療を必要とする患者の紹介を受け、または、診療後のフォロー等のための逆紹介を行う。また、患者様及び家族の方からの転送院等総合的に相談業務を行う。	地域の中核病院として、急性期病院として必要医療を実現する。	14,950	連携室経由紹介患者数	人	3,409	3,800	5,500		H20 4,256	H21 3,934	H22 2,719	紹介患者数	人	6,305	6,700	7,000	地域の医療施策が地域医療の推進	5	5	5	5	4	5	27	A	継続	継続	拡大	人員	有り	有り	5	組織・機構の見直し
80	保健・福祉	3 医療	(1) どこでも安心・充実「地域医療」	22	保険年金課	レセプト点検業務	国民健康保険のレセプト(診療報酬請求明細書)の点検を行うことにより医療費の適正化を図る。 平成20年度までは雇用職員により業務を行っていたが、平成21年度は三次市開発公社へ委託、平成22年度からは株式会社暮らしサポートみよしへ委託し、業務を行っている。	医療費の増加に伴い医療費の適正化は強く求められている。また、今年度からレセプトの収受がオンライン化され、レセプト管理システムの端末による審査に変更された。レセプト管理システム操作の早期の熟達と、レセプト管理システムを活用した業務の効率化が必要となる。	国民連合会において審査の済んだレセプトを点検し、受診者の資格及び医療費支払額の確認をする。	医療費の適正化による国保財政の健全化	11,565	点検枚数	枚	211,457	213,419	220,000	レセプト枚数	H20 57	H21 54	H22 55	点検金額	千円	80,186	41,001	45,000	後期高齢者医療への移行による老人保健対象者の減による金額の減(過誤及び内容点検)	5	4	4	4	2	4	22	B	未実施	継続	継続	無し	有り	10	内容の改善		

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段), quantitative analysis (H20-H22年度), and qualitative evaluation (手段の適切さ, 必要性). Rows 81-84 describe various medical and social welfare services.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改画の必要性 有無	2次評価 総合評価	拡大・縮小 内容	改画の必要性 有無	改善区分							
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度											説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
85	保健・福祉	3 医療	(2) いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	健康推進課	休日・夜間急患センター運営費補助事業	三次地区医師会が医療センターで実施する、休日・夜間の急患センターの運営費に対する補助を行う。 〔平成21年度実績〕患者数：2,799人(うち市外409人) 運営日数：休日71日、夜間365日	休日・夜間救急センターは、休日・夜間における救急患者に対する診療機能として市民の安心の拠り所となっていることから、今後も市民の初期救急医療体制を確保・支援するため補助金の交付は必要である。	市民	休日・夜間の急患センター事業の安定した運営を図るため補助金を交付する。	市民の休日・夜間の急病・救急時に適切な医療を確保する。	26,164	受診者数 人	3,178	2,799	2,500	平成22年4月から午後10時以降の急患診療については、市立三次中央病院が行うことになり、午後10時以降の	H20 8,091	受診者数 人	3,178	2,799	2,500		5	3	4	4	5	25	B	継続	継続	継続	市民が安心して日常生活を営む上で、医療の提供・確保は必要不可欠なものである。特に急性期救急医療は重要であり、この体制を維持していくためには、今後も市として支援を継続する必要がある。	休日・夜間における診療機能として、市民のニーズも高いことから、今後とも支援を継続する必要がある。また、医療体制については、今後の経過を見ながら検討していく必要がある。	有り	10	内容の改善			
86	保健・福祉	3 医療	(2) いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	病院企画課	救急医療拠点病院	地域の中核病院として救急医療体制(医師、看護師、放射線技師、臨床検査技師、薬剤師当直体制)を整備し、夜間休日の住民の緊急時のために救急医療を確保している。	地域住民が安心して救急医療体制の確保及び充実を図っていくためには、医師、看護師、コメディカルスタッフを充実し、体制整備を行っていく必要がある。	住民	救急診療	休日・夜間の救急医療の確保、充実	319,134	診療日 日	365	365	365	救急医療で診療した日数	H20 863,594	救急患者数(小児科を除く) 人	8,809	8,204	7,501	救急医療で受診された患者数	5	3	5	3	5	26	B	継続	継続	継続	県北の中核病院として、更に医療スタッフの充実を図り、救急医療体制を整備する必要がある。	事業の周知を図りながら、引き続き、救急医療体制の確保及び充実を図る。	有り	10	内容の改善			
87	保健・福祉	3 医療	(2) いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	病院企画課	小児救急医療拠点病院事業	小児救急医療拠点病院の指定を受け、24時間救急医療体制(小児科医師当直体制)を確保し小児救急患者に対応している。	365日24時間小児救急医療体制の確保及び充実を図っていくためには、小児科医師、看護師を確保し体制整備を行っていく必要がある。	小児患者	救急診療を行う。	24時間小児救急医療の確保、充実	115,693	診療日 日	365	365	365	小児救急で診療した日数	H20 332,602	救急患者数 人	6,593	7,170	7,900	小児救急で受診した患者数	5	3	5	3	5	26	B	継続	継続	継続	小児救急医療拠点病院として、更に医療スタッフの充実を図り、医療体制を整備する必要がある。	事業の周知を図りながら、引き続き、小児救急医療体制の確保及び充実を図る。	有り	10	内容の改善			
88	保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画課	医療施設整備事業	急性期病院として、必要の医療施設を充実し、病院を利用される方々に質の高い医療を提供するとともに患者サービスの向上を図る。 地域活性化対策事業としてキャビン延長事業を実施するとともに、栄養科の空調機設備改修工事等を実施した。	事務事業と総合計画との関係性を全職員に周知徹底し、行政評価の評価結果を成果の確認、改善を行うための仕組みとして位置付け、政策(総合計画大項目)実現のための貢献度を中心に、それに基づいた予算編成を行うように進めさせていく。また市民との対話の材料として、より使いやすいものとするために、実効あるPRを行うしていく必要がある。	市民 病院を利用する全ての方	空調更新、自動制御装置更新、医療ガス更新、手術室電気工事	病院の診療しやすい施設設備の充実及び、患者様利用しやすい環境を整える。	162,554	施設設備等工事 件	5	5	6	病院の診療のしやすい施設環境の充実及び、患者様利用しやすい環境を整える。	H20 119,200,600	施設新設等工事 件	5	1	新設工事数	4	5	4	5	3	24	B	継続	継続	継続	備北地域の医療の質の向上及び利用者の利便性を図るため、病院施設の整備を推進する。	患者へのサービス向上のため、計画的な整備を継続して実施する。	有り	13	サービスの向上				

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ					必要性				1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の必要性									
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性							実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	ランク	H20年度 評価	H21年度 評価
													判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由							判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由	判断理由
89	保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画課	医療機器整備事業	最新医療への対応のため医療機器を計画的に更新することにより医療レベルの向上や効率化を図る。核医学検査装置(RI)、心臓血管造影装置(アンギオ)、化学療法チェア、医療用ベッド頭台等の整備を行った。	医療機器は、平成6年に新築移転時に整備したものが16年を経過し老朽化により機器の故障が多発している。	市民(患者様)	最新の医療に対応した機器へ更新、新規機器の導入を行う。	急性期、高度医療を中心に最新の医療提供を行う。	290,764	購入医療機器数	台	83	44	17	医療機器の購入台数	H20 H21 H22	機器更新数	台	61	30	28	現行医療機器の更新台数	5	4	4	5	5	5	28	A	継続	継続	継続	8 事務事業の効率化	8 事務事業の効率化			
90	保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	17	病院企画課	認定看護師育成研修事業	認定看護師とは、特定の看護分野(救急看護、がん疼痛看護等)において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる看護師であり、認定看護師を育成することにより、市立三次中央病院の看護レベルの向上を図る。全国の認定看護師数は、7,363人、県内の認定看護師数は、152人(平成22年6月現在)である。認定看護師の資格要件は(1)保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有し、(2)認定看護師として必要な実務経験があり(3)日本看護協会が認定した「認定看護師教育課程」を修了した者である。認定看護師教育課程は、看護協会が認定した教育機関で6ヶ月研修を行うものである。平成21年度は研修参加者がなかった。	資格取得者の院内における実践・指導・相談体制及び病院の支援体制の確立、看護師確保のため、有資格者の数を増やしていく。	勤務年数3年以上の看護師	認定看護師資格の取得	認定看護師資格の取得	4	研修受講者数	人	4	3	認定看護師教育課程の受講(6ヶ月)	H20 H21 H22	1,418,250	認定看護師合格者数	人	4	3	認定看護師に合格した人数	5	5	4	3	5	26	B	継続	継続	継続	1 3 サビピソの向上	1 3 サビピソの向上					
91	保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	21	病院企画課	市立三次中央病院改革プランの進捗に関すること	平成21年10月市立三次中央病院改革プランの作成。市立三次中央病院の現在の経営黒字を維持し経営の安定化を図り、平成22年度において経営形態の検討を行う。	中央病院の役割を維持するための医師等の充実、地域医療連携による収入の増加、より適切な経営形態についての検討。	市民	病院事業の安定経営の確保、経営の安定化で、地域医療の確保。	経営の安定化で、地域医療の確保。	7,628,310	入院患者数	人	120,041	119,338	120,450	入院患者数は減少傾向にある。	H20 H21 H22	経常収支比率	%	100	101	100	経常収支比率100%以上を維持している。	5	3	3	5	22	B	未実施	未実施	継続	無し	8 事務事業の効率化	8 事務事業の効率化				
92	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	地域振興課	地域集会所整備補助事業	地域におけるコミュニティ活動を推進するため、地域住民が自ら所有・管理運営している地域集会所の整備に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。	地域住民が自立し主体性を持ち取り組んでいくまちづくり活動は今後、益々増えていくものと思われる。最も身近な活動拠点である、地域集会所の役割は大きく、そのため、老朽化した施設の整備は非常に重要である。多くの地域集会所は、高度経済成長期に建設されたものであり、建築後30年以上経過し老朽化が進み集会所としての機能が低下している。機能回復等を図るため、本制度に対する市民からの要望が非常に多い。また、上下水道の整備が完了した地域では、利便性や衛生面から接続の要望も多い。しかしながら、地域の実情(人口減少率・高齢化・立地条件等)に違いがあり、改修や新築を希望されても、地元負担金が捻出できないため断念されるケースも多く見受けられる。	地域集会所を所有、管理運営を行っている自治体(町・村・会等)	地域活動、地域づくりを行う場としての機能を向上させ、安心・安全で快適な活動等を実現	地域活動、地域づくりを行う場としての機能を向上させ、安心・安全で快適な活動等を実現	59,611	整備(補助)事業を行った件数	件	28	74	7	整備(補助)事業を行った施設数	H20 H21 H22	571,142	対象戸数	戸	751	3,617	81	整備(補助)事業を行った施設数	5	4	4	5	27	A	継続	継続	継続	9 事業の迅速化	9 事業の迅速化				

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の必要性								
													活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	
																																									改善区分
93	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	19	君田支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	平成18年3月に策定された「君田地域まちづくりビジョン」で示された基本施策・主要事業の計画に基づいた次の主要事業を進めていく。 ・自治活動拠点となる施設の整備 ・地域間や世代間の交流を活かすための地域イベント、スポーツ活動、文化活動の実施 ・美術館や文化施設など地域資源の活用促進を図り、生涯学習の推進 ・町内の観光資源を生かした取り組み、情報発信を実施する ・地域防災安全体制を充実させる住民組織を構築する ・地域コミュニティの醸成に努める。	定住促進等による地域活性化、自主防災活動等の推進による安心安全の地域づくり、そして農林業の再生への取り組み等自治連を支援し地域課題の解決に取り組む必要がある。 特に次代を担うリーダーの育成を図るとともに、君田の特色を生かした活力あるまちづくりを目指した取り組みの中で、平成24年度以降に開通予定である、中国横断道「尾道松江線」の口和(仮称)インターチェンジからの入り込み客を確保するためのハード設備の整備、PR活動の推進を行う必要がある。	自治組織・住民	・君田自治連合会主催事業への支援 ・君田地域まちづくりビジョン及び行動計画書のサポート ・まちづくりに関する情報の提供(各種情報誌・研修情報等)	自治組織を核とした住民による住民のための自治活動の活性化を図る。	14,073	自治組織主催事業	回	7	7	6	主催事業開催の支援	H20 2,173,571	自治組織主催参加者数	人	2,280	1,950	1,750	あったかわらフェスティバル・映画祭・健康づくりハイキング・干支土鈴作り・コンサート	君田地域まちづくりビジョン及び行動計画書に沿った事業運営の支援が期待されている。	自治組織が主体となり、住民参加の事業運営が実施されているが、各自治区に地域差が見受けられる。	自治活動支援交付金や自治活動活性化補助金を活用して事業を進めているが、事業推進に相当の経費が必要である。引続き経費内容の精査や自主財源の確保を検討しなければならない。	住民主体型の事業実施が本来の姿であるが、地域主催事業の開催にあたっては、行政職員等の応援が不可欠となっているものもあり、行政との連携を強化し、サポートが必要である。	地域資源を活かした観光などに関連した事業やイベントを進めるためには、行政が持っている幅広い情報・有利な情報などを提供するなどのサポートが必要である。	地域住民の自治活動への参加促進やまちづくりの推進においては、行政の中立的なサポートが期待されている。	21	C	拡大	継続	継続	1	市民と行政の協働	1	市民と行政の協働	
94	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 相互の助け合いによる安全・安心なまちづくり	16	布野支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	平成17年度に策定した「ふのまちづくりビジョン」に基づき、8つの活動プランと4つの施設活用プランの事業展開を平成20年度を目標に推進してきた。3年間の計画で完了してきたものもあり、継続して実施しなければなりません。今年7月に、布野町まちづくりビジョン検討委員会を発足し、新たなビジョンの作成に取り組んでいます。	・地域リーダー育成のために、生涯学習ボランティア講座等積極的に企画する必要がある。 ・自主防災組織同様、地域の協同意識を高め、後継者の育成を図り、布野町を知っていたための特色あるまちづくりをめざしていかなければならない。	自治組織及び町民一般	・まちづくりに関係する各種情報提供(他町の自治組織等からの情報紙やイベントや研修会などの情報) ・布野町まちづくり連合会主催事業への事務支援及びサポート ・新たな、布野町まちづくりビジョンの作成	自治会組織を基本とした町民による意欲的な活動の活性化を図る。	5,903	まちづくりビジョン会議	回	1	1	1	まちづくりに関係する各種情報提供	H20 5,748,000	イベント開催	回	3	3	3	主催イベント開催の支援	町民の主体的な意欲を高めるために、支所のかかわりは大切であり、職員が率先してイベントに参加しながら、自治活動の意義や自主性を育てる。	まちづくり連合会として、各自治会組織への連携が図られるようになっている。	地域イベントの支援はボランティアで対応しているため、行政のサポートは必要ではない。	住民主体型に移行するために、行政指導は必要ではないものがあり、責任を持った対応をしなければならぬ。	住民が主体となり、自らの地域課題は自らの地域で取り組む地域力の回復を促すとともに、住民が積極的に活動し新たな「ふのまちづくりビジョン」を実現できるような支所は必要である。地域リーダーの育成、地域コーディネーターの育成、協力体制の充実を促進指定がなければならぬ。	住民の自治活動への参加促進、まちづくりの推進について、行政の中立的なサポートがより期待される。	22	B	拡大	継続	継続	1	市民と行政の協働	1	市民と行政の協働	
95	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	18	作木支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	組織体制の確立 ・地域相互の連携 ・観光交流事業 ・リサイクル事業の展開 ・担い手の確保 ・自主防災組織の展開	・自治連合会の支援体制(人材育成、課題解決のための情報提供)・自治連合会の意識改革	自治連合会の意識改革により自主運営を促進する。	・自治連合会と定期的な協議や研修を行ない、自治連合会の意識改革により、自立した協働のまちづくりを実現する為、自分達の地域は自分達で守るという住民自治を目指していく。	19,185	自治組織との会議	回	37	40	48	まちづくりに関する自治連合会主催事業	H20 375,756	イベントの開催	回	3	3	3	主要イベント開催の支援	住民自治組織の自立のために自治組織と行政が連携をもちサポートを引き続き行う事で自主的活動が継続できた。	行政もサポートしていくが、自治連合会職員が更に進むよう向上する。	自主組織の意識改革がなされ、主体的な活動が生まれればコストは下がるとは、支所が必要である。	協働の原則に基づいている。	協働の原則に基づいている。	協働の原則に基づいている。	自立した活発な取組みが出来る自治連合会となるべく、支所もサポートを地道に続けていく必要がある。	26	B	拡大	継続	継続	1	市民と行政の協働	1	市民と行政の協働	
96	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	吉舎支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	まちづくりサポートセンターに、市民の自治活動及び学習活動への支援機能として次の機能を位置付ける。 (1) 情報ステーション機能、(2) 交流サロン機能、(3) 相談研修機能、(4) コーディネイト機能、(5) 生涯学習振興機能 支所単位に設置するまちづくりサポートセンターにおいては、支所地域づくり係の職員をもって構成する。	地域活性化と地域リーダーの育成のため、引き続き支援の必要がある。	事業概要中の1～5の機能を実施する。	地域の住民自治活動が活性化し、自らの地域は自らで創り、自らの地域に誇りが持つことができるよう支援する。	7,379	まちづくりサポート回数	回	48	54	120	11) 情報ステーション機能、12) 交流サロン機能、13) 相談研修機能、14) コーディネイト機能、15) 生涯学習振興機能など、住民自治活動へのサポートを行った回数	H20 136,648	吉舎町住民自治組織の会議	回	46	53	60	地域自らが町全体をまちづくりに関する自主的な取組みを行うため開催された会議等の回数	住民自治組織が主体的に事業実施できるような支援が期待されている。継続している取組みは自立した取組みが行われており、新しい取組みについても積極的に取り組んでおり、活動に幅が広がっている。	現行どおり継続したサポートを行う。	現行どおり継続したサポートを行う必要がある。	目的達成するまでは、多くの部分で市の間与が必要であるが、NPOなど公共性の高い民間団体の支援体制に乗り換えれば、市の間与は縮小可能である。	支所の機能として地域の期待がある。	支所の機能として地域の期待がある。	目的達成するまでは、多くの部分で市の間与が必要であるが、NPOなど公共性の高い民間団体の支援体制に乗り換えれば、市の間与は縮小可能である。	これまでの取組みの検証とその結果を踏まえた今後の取組みを検討していく必要がある。また、自治組織が主体となった取組みを進めるための人材育成や情報の共有化等側面的支援を図るとともに、吉舎の特色を活かした取組みを進める。	26	B	継続	継続	継続	1	市民と行政の協働	1	市民と行政の協働

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小	改善の必要性							
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
													月	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回										回	回	回	回	回	回	回
97	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	19	三良坂支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	自立した市民・自治組織がめざす姿は「地域のことは地域住民自身・自治組織が決定し、自ら実践していく」活動であるが、協働のまちづくりを進めていくうえで、一部の振興区は取り組みを展開している。市民や自治組織も「行政に頼らずに」という姿勢から脱皮し、主権者としての自立性を意識付けることが必要である。三良坂支所は住民の活動を支援する役割に徹するためにも、住民自治組織と連携し、情報提供・情報交換や自治体間交流を行う。	「三良坂町自治振興区協議会運営会議が毎月1回定期的に開催されている。支所職員も出席し、まちづくりビジョンに基づき各種事業の推進を協議している。週1回定期的に開催し、連絡協議会を開催し、事業調整や事業企画を検討している。また民生委員児童委員と振興区の連携により、保健事業、各種事業の取り組みを展開している。	「各地域とも高齢化や地域の連携が希薄になる中、各市民の1人1人が安心して健康に暮らせる、個人の能力を発揮できる環境を醸成する。個人の自主性と連携を深めていること、個人が輝いているまちづくりを展開する。	7,379	組織運営支援月数	月	12	12	12	自治振興区連合協議会の運営支援、情報提供や助言	H20 20	598,750	情報提供による各種補助金助成金事業申請件数	件	3	3	3	市の補助事業をはじめとする、各種補助金助成金事業等の情報提供結果、各自治組織から申請あった件数	平成18年度に「まちづくりビジョン」三良坂を実現するために、具体的な行動計画を策定した。これを基にした提案を行い、自治振興区と連携し取り組みを行っている。	特色あるまちづくりに向けた取り組みを、市民一人ひとりに広げるためにも、サポート機能を全自治振興区単位の積極的に行うことと、成果は向上すると考える。	活動を推進するため支所も連携して取り組む必要がある。	行政と市民の協働のまちづくりを進めるためには、市の積極的な関与が必要である。	地域のことは地域住民自身・自治組織が決定し自ら実践していくには必要があることから、協働のまちづくりのために行政と市民が連携して取り組まなければならない。	協働のまちづくりはまだ途中である。市民の行政からの支援・サポートに対するニーズは高いと考える。	22	B	拡大	継続	特色あるまちづくりに向けて、まちづくりサポートセンターとしての機能を果たす必要がある。また、自治組織が主体となった取り組みを進めるための人材育成や情報共有の支援を図るとともに、三良坂の特色を活かした取り組みを進める。	有り	1	市民と行政の協働		
98	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	三和支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	協働のまちづくりを進めるため、住民自治組織を中心とした市民によるまちづくり活動に向けて、行政として次の機能を担い支援を行う。 情報ステーション 交流サロン 相談研修 コーディネート 生涯学習振興	暮らしに係わって取り組まなければならない課題があります。なかなか進まない状況にあり、このため、横断でつながる組織(ネットワーク)を自治連合会に位置づけ、課題ごとにネットワークを構成する組織の特性(得意分野)を活かした活動が必要であると考えます。	課題となっている事項等への取組みや活動の視野を広げていくため、住民自治組織等に対して支援機能を発揮する。	地域のまちづくりに向け、自ら考え行動する市民	7,379	住民自治組織等との連絡調整	回	100	85	70	これまでは事務関係(手続等)も含め連絡調整を行っていたが、これから事務関係については減少することが考えられる。	H20 20	79,030	まちづくりネットワーク	1	1	自治連合会とは別組織となっているが、町内の各種団体等を組織した「まちづくりネットワーク」が設立された。	各自治会や振興区の活動内容はコミュニティの振興に係るものが多い。暮らしに係わる課題への取組みはあまり見られない状況である。課題解決へ向けた取組手法など考えていくうえで支援機能は必要である。	手段としては有効であるが、成果を高めるための係わり方(役割分担)の検討が必要である。	コスト計算が難しいが、住民自治組織等の活動が成熟すれば市との関係は減り、コスト削減につながると思われる。	市民と行政による協働のまちづくりを進めていく中で、市の係わりは必要である。	目的を達成していくうえで、情報提供や学習振興などの機能による支援は必要である。	サポートセンターの機能が市民が認知されていない状況にある。住民自治組織等と連携することにより、ニーズは高まる。	18	C	拡大	継続	これまでの取り組みの結果を踏まえた今後の取り組みを検討していく必要がある。また、自治組織が主体となった取り組みを進めるための人材育成や情報共有の支援を図るとともに、三和の特色を活かした取り組みを進める。	有り	1	市民と行政の協働			
99	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	甲奴支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	より多くの市民が地域のまちづくりに積極的に参加し、市民と行政による協働のまちづくりを展開していくため、市民によるまちづくり活動を支援する。支所では、三次まちづくりサポートセンターと連携を図り、支所単位のまちづくりを支援する。自治活動及び学習活動への支援機能として、情報ステーション機能、交流サロン機能、生涯学習振興機能を位置付けている。	甲奴町まちづくりビジョンにおいて、現状と照らし合わせての見直しをする。甲奴町全体の取組について、より一体感のある活動につなげていくための具体的なサポート。	まちづくりに関する情報提供・相談、振興協議会連合会主催事業への支援、毎月1回開催される振興協議会連合会の役員会に出席し、情報提供・交換。	「市民一人ひとりが地域との関わりを深めて、主体的・積極的にまちづくりに取り組む。甲奴町の特色を活かしながら、より一層の住民自治活動を活性化。	5,903	自治組織連合会及び各地区振興協議会の支援回数	回	122	124	126	各種事業支援、相談等の回数	H20 20	47,114	カーターピーナツ収穫祭への参加者	1,800	2,000	2,200	甲奴町振興協議会が主体となって行う主要イベント	住民自治活動の推進のため、情報提供やイベントへの支援等を行った。	多くの方がまちづくりに参加できる体制づくりを工夫することにより、成果は向上する。	住民自治組織の自主財源確保は難しい現状なので、自治活動に対する交付金は必要。サポートセンターとしては、直接経費は必要ないが支所全体としてサポートする体制は今後も必要。	市民と行政による協働のまちづくりを進めるためには、サポートセンターへの連携やサポートは必要。サポートは必要。	特色あるまちづくりを推進していくためには、サポートセンターへのニーズは高い。	特色あるまちづくりを推進していくためには、サポートセンターへのニーズは高い。	23	B	拡大	継続	住民自治組織の推進、特色あるまちづくり・地域リーダーの育成を図っていくためには、サポートセンターへの連携を図るとともに、甲奴の特色を活かした取り組みを進める。	有り	1	市民と行政の協働		
100	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	地域振興課	自治振興活動補助事業	地域まちづくりビジョン等に基づき住民自治組織を主体とした広範な自治活動を支援。	まちづくりの拠点である各コミュニティセンターに勤務する住民自治組織事務局の職員は、組織運営に係る適切な事務処理を行うことはもとより、協働のまちづくりの牽引役としての役割が期待される。住民自治組織の実施する各種まちづくりの事業に対し、一定の財政的な支援は必要であるが、引き続き地域づくりリーダーの育成、行政との役割分担、活動の継続するための自主財源の確保について十分議論し、基盤の確立を図る必要がある。	住民自治組織の運営や基礎的活動「市民一人ひとりが、まちづくりに自ら考え、行動していく住民自治」の確立。	「まちづくりと学習活動の一体的な展開により、市民一人ひとりが、まちづくりに自ら考え、行動していく住民自治」の確立。	209,501	補助金交付件数	件	19	19	19	住民自治組織	H20 20	10,386,694				住民自治組織に対する財政支援により、組織体制の継続と、コミュニティ・協働のまちづくり活動が推進されている。	各種事業の取り組みにより、地域課題の克服などコミュニティの活性化に寄与している。	事務局職員の人件費、各種事業への補助など、適正に執行されている。	協働のまちづくりを実現するためには、行政として必要な措置である。	行政と住民の協働によるまちづくりが今後必要であり、住民自治組織の体制強化は地域住民のコンセンサスが得られている。	コミュニティセンターを拠点とする住民自治組織は、地域づくり、生涯学習など広範な企画に取り組みしており、市民の参加も積極的である。	今後も協働のパートナーとして住民自治組織への期待は大きく、また同時に役割も増している。引き続き、各地域で特徴あるまちづくりが展開されるよう、財政的側面での支援を行う必要がある。	4	A	未実施	継続	地域において自らの特色を活かした活動や「地域まちづくり」の推進は、引き続き財政的な支援と合わせて、人づくりなど地域の自主性の育成等をしていく必要がある。	有り	4	市民の多様な力の活用			

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果	拡大・縮小	改善の必要性													
												活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明										目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由					
																																										活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度
101	文化・学習	第3 文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(3) 生涯学習の充実	16	社会教育課	市立図書館整備事業 三次市立図書館において、図書貸出数は年々増加傾向にあり平成21年度は平成16年度に比べ14%増加した。このことは市民が生活する上で必要な情報を提供し、知る機会を保障する公立図書館に対する要望が強まっていることを示している。この観点から蔵書整備については、時代を要請や社会情勢を踏まえ、より新しい情報、より役に立つ情報を提供できるように、また一方では郷土資料など市民の知的財産の保存を行うよう量的にも内容的にも充実を図る。 平成21年度末の蔵書数は中央館が133,759冊・点、分館合計124,692冊・点、合計258,451冊・点である。「これからの図書館のあり方検討協力会議報告書」(平成18年 文部科学省「生涯学習政策局」の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」)に準じた基準は人	市民	図書の購入 寄贈の受入 購入希望のリクエストアンケートの実施 時代にそぐわないもの等の除籍	市民が必要とする教育、調査研究、趣味娯楽等の情報を、図書館の文献により提供することにより、市民生活や文化水準が向上する。	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	26,949	購入冊数 冊	12,514	12,641	11,334	市立図書館8館での図書購入冊(点)数の合計。 書籍の単価等で数量は変化する。	2,163	年度末蔵書数 冊	247,841	258,451	268,400	市立図書館8館の蔵書数の合計。	4	蔵書は図書館の命であり、市民は常に新しい情報や新しい知識を求めている。これは新刊コーナーに関心があがるかどうかができる。市民の知的活動を支える拠点として、公立図書館の機能を果たす必要がある。又情報については適時入れ替える必要がある。	3	価値観や趣味の多様性により図書館に対する要望は多様化している。専門性を求める方もある一方、娯楽を重視する方も多い。8館蔵書の相互に活用し、効率的な蔵書構成とすることが必要である。また、それにあわせ、施設の利用を促進することであり、貸出冊数や	3	8館蔵書を十分に活用し、できるだけ同じ資料は購入しないよう図書館システムにより取り対する。また、図書館におけるコストダウンは同じ経費でもより多くの利用を促進することであり、貸出冊数や	2	選書については市から提示した選書基準に則り、指定管理者からサポーターよしの社員が8館蔵書のバランスや社会情勢、市民のニーズを勘案し選書を行っている。	4	調査研究、趣味娯楽、子育て等に資する図書資料を収集・整備し、それを無料で市民に公平に提供する機会を他になく、社会的ニーズは高い。	4	8館の来館者数は平成21年度127,477人。中央館については一日約240人の利用があり貸出冊数も増加していることと合わせて考えると市民サービス部門のニーズは高い。	20	C	継続	継続	継続	終了	指定管理に移行したため、終了とする。				
102	文化・学習	第3 文化・学習	2 芸術・文化	(1) 自由な表現と個性豊かな人形の形成	19	社会教育課	魅力あるスポーツ文化振興事業 スポーツ文化のみよし基金の運用益を財源として、市民のスポーツ・文化活動及び交流を推進するとともに、魅力あるスポーツ・文化の創造及び振興を図るため、対象事業に補助金を交付し、支援を行う。事業の選定については、市民(関係団体代表及び公募委員)と行政で構成する三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会を開催して選考する。検討委員会は候補事業の検討を行い、選考結果について市へ提言する。市はこの提言に基づき事業を決定する。平成21年度はスポーツ5事業、文化7事業で合計12,712,351円の補助金を交付した。	市民	魅力的で夢がふれる事業を実現するため、市民と行政の協働により事業を創造し、対象事業に補助金を交付して目的が達成できるよう支援する。	H21年度 事業費 (千円)	14,557	検討委員会 開催回数 回	2	3	4	スポーツ・文化振興事業検討委員会の開催回数	8,681,500	補助金交付 事業数 件	9	12	13	補助団体(H21文化(7)/H22スポーツ(3)文化(10))	4	市民と行政が協働して事業を創造することにより、両者による取り組みを進めているが、この制度の運用については、市民が主体的に事業企画と運営ができるよう、補助金交付及び支援を行っている。	3	魅力的で夢がふれる事業が実施できるような仕組みを進めている。この制度の運用については、市民が主体的に事業企画と運営ができるよう、補助金交付及び支援を行っている。	4	事業の趣旨は、財源不足で実現できなかった質が高額な経費を必要とする事業を実施することであり、そのためには現行の予算が必要。	3	財源は基金利子を充てており、市民と行政の協働として検討委員会を設置して事業を推進している。市民が主体的に事業企画と運営ができるよう、補助金交付及び支援を行っている。	4	市民が良質なスポーツ・文化事業に参加・鑑賞する機会を確保することは、心豊かになるための重要な社会生活の実現にとって欠かせないことである。社会的ニーズは高い。	4	夢のあるスポーツ・文化事業を実現できることにより、市民のニーズは高い。	22	B	継続	継続	継続	この事業の趣旨をさらに広く市民にPRし、企画内容の企画が行えないから、事業を展開していく必要がある。				14 成果の向上		
103	文化・学習	第3 文化・学習	2 芸術・文化	(3) みよし文化の発信と国際交流の推進	16	秘書広報課	国際交流推進業務(財団法人三次国際交流協会) 国際交流事業の推進及び交流都市との都市提携に向けた取り組み。三次市における国際化の進展に適切に対処するとともに、在住外国人と地域住民との親善交流及び市民レベルでの国際交流・国際協力を積極的に推進する。在住外国人のための生活相談、日本語教室、賛助会員の募集、国際交流・協力ボランティアの募集、スピーチ交流会、国際交流・協力事業報告会、友好・姉妹都市からの海外訪問団受入事業協力、外国人訪問者の受入れ、各交流団体への助成交付事業	三次市民(在住外国人を含む)	三次市民の国際意欲の高揚・国際交流の推進 在住外国人が住みやすいまちづくりの形成 民間国際交流団体との連携強化 国際理解、協力に向けた人材育成	外国人との交流及び国際理解 外国人が住みやすい・訪問しやすいまちづくり 協会の活動拡大と強化 国際交流団体支援 友好・姉妹都市交流推進	H21年度 事業費 (千円)	1,696	協会の主要 事業数 件	15	10	17	(財)三次国際交流協会が主催する事業の数 平成21年度は、新型インフルエンザ流行の影響により、問	907,333	外国人生活 相談 件	78	63	70	在住外国人の生活相談件数	4	三次市の国際交流に関する事業は、(財)三次国際交流協会を通して事業を実施しており、この協会は国際交流・協力のための展開しているため、今後の国際理解の推進及び在住外国人支援に力を入れる必要がある。	3	多様化する国際交流・協力に適切に対応できるよう人的支援を行う必要がある。さらに民間交流協力が活動できるように、国際交流協会の活用を推進する必要がある。	5	(財)三次国際交流協会の事務費に対しては、補助金を充てず、財産の運用益で行っている。	3	本市財団の財産規模を考慮して、行政を中心に事業を実施することである。活動が展開できるため、	4	多文化共生社会の中で国際交流及び外国人支援事業の実施は、自治体及び国際交流協会が主体となるべきものである。国際交流に関する市民のニーズは高まっている。	4	国際交流・協力を推進する意義は、市民のニーズに高まっている。国際交流協会の活動は、市民のニーズに高まっている。	23	B	未実施	継続	継続	国際化が進むなか、財団法人三次国際交流協会、また各種国際交流団体と連携を図り、社会的ニーズに応えていくために、この事業は継続する必要がある。				10 内容の改善	
104	文化・学習	第3 平和・人権・男女共同参画	(1) 平和の継承と創造	16	地域振興課	平和推進事業 被爆者や戦争体験者の高齢化に伴い、原爆と戦争の記憶は次第に風化し、忘れられようとしている。恒久平和の承継と創造することが重要な課題となっており、「三次市平和非核都市宣言」の浸透と平和祈念事業による国内・国外への平和の発信を行います。平和のつどい MIYOSHI 2010 平和映画上映会 平和折鶴プロジェクト 平和絵手紙展 三次市平和非核都市宣言のアピール 8月6日、8月9日平和への祈りの呼びかけ(サイレン)、平和の鐘の音(放送)など	市民	平和を考える機会を提供して、平和のつどいや平和映画・折鶴プロジェクト等の開催、慰霊としてサイレン吹鳴、平和の鐘の音放送の実施等により、市民の平和意識の高揚を図る。	市民一人ひとりが平和の尊さについて考え、次世代への平和の継承を図っていく。	H21年度 事業費 (千円)	5,195	開催箇所 数	12	12	12	平和のつどい 平和映画上映会 平和折鶴プロジェクト 平和絵手紙展 三次市平和非核都市宣言のアピール	401,916	催事来場 者数 人	880	850	800	平和のつどい、平和映画会の入場者	4	全市民的な平和メッセージや平和絵手紙の募集や折鶴プロジェクトなどにより市民参加も進んでいる。	3	引き続き創意工夫により、啓発の効果を高める必要がある。	4	平和のつどいなどイベントは、内容によって大きく異なる。現在の平和コンサートを中心としたイベントとしては、アーティストに高額の出演料を出さず、大きくコストを削減する部分はない。	4	平和の推進については、イデオロギーを異にする平和運動により、平和行政の推進に支障をきたしている。平和の推進に支障をきたしている。平和の推進に支障をきたしている。	4	世界初の被爆国として、次世代への継承と、平和の創造へのニーズは高い。	3	平和への願いは、永遠のものであり、今後も市民の平和意識の高揚を図るため必要である。市民が米軍機の低空飛行などで日常生活が脅かされることについて関心が高い。	23	B	継続	継続	継続	平和は人類すべての願いであり、恒久平和の願いを次世代に継承していく取り組みを地道に継続していく必要がある。				4 市民の多様な力の活用		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果	拡大・縮小	改善の必要性											
												H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度							H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ			
																																						合計点	ランク	H20年度 評価
105	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(2) 人権の尊重	16	地域振興課	人権啓発事業	生命の尊厳や個性の尊重といった人権一般の普遍的な視点から人権尊重の理念に基づき、時代の要請に即し、親しみやすいわかりやすいテーマや表現を用いるなど、創意工夫した取り組みを進めていく。 ひと・かがやきフェスタ2010(各種団体からなる実行委員会で実施。) ひと・かがやきセミナー(絵本の読み語り等 市内3会場) ひと・かがやき映画会 PTA人権教育講演会支援(小学校16校 中学校4校) 日本語教室 人権の花運動	ひと・かがやき・みよしプラン(三次市人権教育・啓発推進プラン)に基づき、時代の要請に即し、親しみやすいテーマや表現を用いるなど、創意工夫した取り組みを進めていく。 ひと・かがやきフェスタ2010(各種団体からなる実行委員会で実施。) ひと・かがやきセミナー(絵本の読み語り等 市内3会場) ひと・かがやき映画会 PTA人権教育講演会支援(小学校16校 中学校4校) 日本語教室 人権の花運動	市民	ひと・かがやきフェスタや「ひと・かがやきセミナー」、また課題別の啓発事業を開催し、市民の人権意識の高揚を図る。	市民だれもが人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に生きるひとづくり・まちづくりを目指す。	21年度は、の委託事業として講演会等を実施し、内容的にも充実した内容で経費もかかったが、22年度は、単年度のみの実施	講演会・講座の開催箇所数	箇所	5	4	4	21年度は、の委託事業として講演会等を実施し、内容的にも充実した内容で経費もかかったが、22年度は、単年度のみの実施	講演会・講座の参加者数	人	1,536	2,144	1,000	22年度は、収容人数の少ない会場での計画であり、効果的な講演会とし、啓発を進める。	3	3	4	4	5	4	3	22	B	継続	継続	市民一人ひとりに人権尊重の理念を普及し、それに対する市民の理解を深めるためには、地道な啓発活動を継続していく必要がある。	より多くの市民の参加を促すように、身近な取り組みとして、引き続き開催場所、開催方法を検討し、事業目的の実現に向けて継続し取り組む必要がある。	有り	10	内容の改善
106	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(2) 人権の尊重	15	市民生活課	市民無料法律相談	多重債務、相続、離婚、土地境界問題等について、弁護士による無料の法律相談を毎月第1・第3木曜日の13時から16時まで、相談時間30分単位で実施する。法的に専門知識を要する相談事例が多く、市職員、消費生活相談員では、問題解決が困難な問題について、弁護士の相談、アドバイスを受けたい。特に近年は、多重債務問題が顕著化し、国においても、多重債務相談マニュアルを作成し、対応しているところであるが、最後は、法律の専門家である弁護士に依頼して、問題解決を図る必要があるため、ぜひとも必要な事業である。	毎月第1・3木曜日に実施しているが、相談件数も多く、事業の継続は必要である。限られた時間(30分)なので、相談者には質問内容を整理して相談するよう勧めている。また多くの市民に利用してもらうため相談者の同一相談は受け付けないようにしている。予約が定員いっぱいになり、受け付けられない場合は、広島県三次庁舎の県民相談室も利用している。紹介している。	原則として三次市民センター・電話で予約受付を行い相談を受けて	市と広島弁護士会が業務委託契約締結し、広島弁護士会から派遣される弁護士が、刑事・民事・その他の法律相談全般に応じる。	相談者が法的に問題解決の道筋を付けられるよう、助言と指導を行う。	毎月第1と第3木曜日に30分づつ6時6分×2回×12月=144回	相談者数は微増であるが、多重債務問題が顕著化しており、相談件数は増えると思われる。	相談者	人	125	123	130	相談者数は微増であるが、多重債務問題が顕著化しており、相談件数は増えると思われる。	相談者のニーズにしている。	解決に向けて方向性が明確である。	コストは弁護士への業務委託料であり、弁護士費用が高額であることから、削減の余地は小さい。	市民の立場に立った行政を目指すならば、市で行わなければならない。市の相談業務で法的な解決を必要とする場合、市の法律相談が必要である。(有料の法律相談は毎週木曜に広島弁護士会が担当)	多重債務等を解消して安定した生活を取り戻すためには、必要性は高い。	予約制で受け付けているが、他機関へ紹介するほど、市民ニーズは高い。相談者は、低所得者等が多く、民間への相談は困難な場合が多い。	22	B	継続	継続	多重債務者、中山間地で高齢者の一人暮らしの世帯での、法的トラブル、架空請求等は増加しており、無料法律相談のニーズは高く、事業の継続が必要である。相談件数は増加しているが、県や司法書士会でも無料法律相談をおこなっており、市で行う無料法律相談の回数は、継続してよい。	相談者は微増していることから、市民ニーズは高く、今後の推移を考慮しながら、開催回数等について検討する。	無し	8	事務事業の効率化						
107	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(3) 男女共同参画社会づくり	16	地域振興課	男女共同参画推進事業	男女が互いに人権・個性を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目的とし、総合的かつ計画的な事業の実施。 男女共同参画週間講演会(6月) 男女共同参画セミナー(全3回 10月~11月) 男女共同参画情報誌「パートナーみよし」発行(年3回)	一般市民への啓発のみならず、各種団体を対象とした啓発や、事業所等へ女性支援策など実行性のあるものが必要である。	講演会(男女共同参画週間中)、セミナー(全3回、10月~11月)、広報誌「パートナーみよし」の発行(年3回)	男女共同参画社会への理解促進。	講演会・セミナーの開催箇所数 21年度は、市民アンケート経費の削減が見込めない。	22年度、対象をのべた講演会の実施計画で、多くの参加が見込めない。	市民啓発のための講演会やセミナーを実施している。課題別の啓発事業により課題解決に向けた啓発内容とする工夫が引き続き必要。	講演会、セミナーともアンケートの結果からは、60代以上の参加が多い。もう少し若い世代の参加を増やすことが大切。	団体補助金が事業費の3分の2を占める。市民団体の自主活動は大切であるが、補助金のみには限界がある。徐々に事業への創意工夫が必要である。	男女共同参画事業は、推進条例第4条に基づき、積極的に推進していく必要がある。	男女が社会の様々な分野で活躍しやすい環境の構築については、緊急の課題である。	市民や事業者へ対しての男女共同参画の必要性がまだ徹底していない面があるが、徐々に市民と環境の改善が進みつつある。	24	B	拡大	継続	継続	男女の人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識をなくした男女平等の社会を実現していくためには、引き続き、市民を対象とした啓発活動が必要である。	男女共同参画基本計画(第2次)に沿って、女性キャリアアッププラン等の連携を強化し、推進を図る。	有り	1	市民と行政の協働												
108	文化・学習	4 スポーツ	(2) 子どもがスポーツに夢をもてる環境づくり	17	社会教育課	小学生スポーツ振興事業(小学校6年生陸上記録会・学童水泳記録会)	小学校6年生陸上記録会 市内小学校6年生がみよし運動公園陸上競技場において、100m競走・走り幅跳び・ソフトボール投げ・800m走・4x100mリレーなど5種目により陸上記録会を行う。 学童水泳記録会 三次市内小学生が十日市水泳プールにおいて記録会を行う。 学校間の親睦を深めることはもとより、児童の体力・運動能力・競技力の向上を図る。また、自己記録目標達成を果たすため、練習に取り組むことで知・徳・体のバランスのとれた人間形成を図る。	競技力向上へ向けた技術指導のため、学校教員の指導者研修を行なっているが、より充実させる必要がある。また、参加する児童の意欲を高めるため、記録の公表や表彰等を実施することも必要である。	陸上競技連盟、水泳連盟と共に実行委員会を組織し、大会の企画運営を行なう。	記録会を通して市内小学生の体力・運動能力・競技力が向上させる。	陸上記録会は毎年10月、水泳記録会は毎年8月に開催している。	児童の体力・運動能力が全国平均(h20)を上回っているテスト種目の割合	広島県児童生徒の体力・運動能力調査(テスト種目総数:8)	陸上競技、水泳という専門性の高い種目であり、地元の競技連盟と実行体制を整えることは適切である。	出場する学年を増やすなど、児童が参加する機会を増やすことも必要である。	小学校間のバス輸送費が経費の大部分を占めているためコスト削減の余地は少ない。	学校行事であるため、市が関与する必要がある。	児童の体力・運動能力は低下しており、社会的にも運動を励行する傾向にあるため、記録会を通じての体力・運動能力・競技力の向上は社会的ニーズがある。	当該事業は市内小学校が対象であるため、市民の認知は少ない。しかし、社会的にも運動を励行する傾向にある中、児童がスポーツを行う際の体力・運動能力の向上を図ることは、市民ニーズは高いとされている。	19	C	継続	継続	記録会を開催することにより目標に向かって練習、努力することの大切さを学ぶことができる。児童の体力・運動能力・競技力の向上を図り、運動を始める契機づくりができる。目標の一つである小学校間の交流及び教職員指導力向上について手段・方法を再検討する必要がある。	競技会の開催を通して児童の体力・運動能力・競技力の向上を図るだけでなく、運動を通じた人間形成の場となるよう今後も事業を展開する。また、他事業の活用等により教職員の指導力向上を図る必要がある。	有り	10	内容の改善												

Table with columns for project details (category, sub-category, main item, sub-item, fiscal year, project name, summary, future goals, target audience, methods, objectives, quantitative analysis, qualitative analysis, implementation appropriateness, city role, necessity, evaluation points, and improvement areas). Rows include projects like '総合型地域スポーツクラブ設立支援', 'みよし運動公園整備事業', '観光振興・情報発信事業', and '地産地消の店認定事業'.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析				手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果	拡大・縮小	改善の必要性										
												活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標	単位	成果指標	単位	H20年度	H21年度										H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	判断理由
117	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	20	農政課	認定農業者育成事業	農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加している。意欲と能力のある認定農業者の農業経営規模の拡大により経営の安定を図り、併せて農地保全を図るため、農地の利用権設定による認定農業者への農地集積を支援する。利用権設定の面積及び期間に応じて、補助金を交付する。15法人及び17人の認定農業者により、約183haの農地集積を行う。	農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加しており、農地保全の観点から、認定農業者が農地集積に取り組みめるよう誘導する施策が必要である。	3年以上の賃借権の設定を受けた認定農業者	賃借権の設定による農地集積を支援(補助金の交付) 3年以上6年未満:6,000円以内の額/10a 6年以上10年未満:15,000円以内の額/10a 10年以上:20,000円以内の額/10a	認定農業者の農業経営の安定を図る。	33,868	賃借権を得ている認定農業者数	件	17	32	10	賃借権の設定により経営規模の拡大に取り組み、経営の安定を図っている認定農業者数	H20 1,218,176	H21 1,058,375	H22 817,200	認定農業者への農地集積が拡大している。	4	4	3	4	4	21	C	未実施	縮小	継続	農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加しており、認定農業者による農地集積規模の拡大・経営の安定と農地保全の観点から、認定農業者の育成・支援は、市とJAが共に取り組む課題でもあり、現段階では、地域保全を含め、市が主体的に取り組む必要がある。この制度は、認定農業者の経営安定を目的としており、地域農業の担い手としての認定農業者の増加につながっている。認定農業者が中山間直接支払制度等各種補助事業の交付要件となったため、今後更に増加傾向にあり、本制度の利用も増え、耕作放棄地の減少につながる。	認定農業者の確保やそれらによる経営規模拡大・経営の安定と農地保全の観点から、認定農業者の育成・支援は、市とJAが共に取り組む課題でもあり、現段階では、地域保全を含め、市が主体的に取り組む必要がある。しかし、市財政の現状を考慮すると、面積に応じた一定金額の補助金は「バラマキ」の要素もあり、事業の内容について再考する必要がある。	認定農業者の確保やそれらによる経営規模拡大・経営の安定と農地保全の観点から、認定農業者の育成・支援は、市とJAが共に取り組む課題でもあり、現段階では、地域保全を含め、市が主体的に取り組む必要がある。しかし、市財政の現状を考慮すると、面積に応じた一定金額の補助金は「バラマキ」の要素もあり、事業の内容について再考する必要がある。	有り	15	効果の検証				
118	産業・経済	2 農林畜産業等	(2) 「消費者が求める安全・安心・そしておいしい」	19	農政課	特殊農法チャレンジ支援事業	他産地との農業経営における差別化を図り、自然と調和した環境保全型農業を推進するため、特殊農法による農産物の生産出荷に要する経費に対して補助金を交付する。申請112件、栽培面積約89ha	市内一円で特殊農法が広がるよう、PRする。(一部の地域に集中しないように)	市内に居住し、市内の農地において生産する農産物を生産する個人・団体	有機農法(JAS規格)により栽培された農産物及び特別栽培農産物の生産出荷に要する経費に対して(10a当り1万~2万円)補助する。	市内の農家・団体が特殊農法により、環境にやさしい農業の実践を行うことで環境保全に寄与するとともに、より付加価値のある農産物を出荷することにより、農産物の向上につながる。	11,157	出荷販売数量	kg	185,000	374,000	400,000		H20 41	H21 29	H22 15	申請件数	件	71	112	150	4	2	5	5	4	24	B	継続	継続	年々、特別栽培農産物の認定件数は増えており、当事業を継続して行うことにより、安全・安心な農産物の生産拡大につながるものと考えられる。	市内においては、特に地産地消や食農教育の観点からもニーズが高い。現在、食の安全に対する意識は非常に高まっており、生産者の顔が見える特殊農法による農産物の生産の推進は社会的ニーズとも思われる。	年々、特別栽培農産物の認定件数は増えており、当事業を継続して行うことにより、安全・安心な農産物の生産拡大につながるものと考えられる。	平成22年度が事業終了のため、終了とする。	終了		
119	産業・経済	2 農林畜産業等	(2) 「消費者が求める安全・安心・そしておいしい」	20	農政課	三次産こだわり米学校給食導入支援事業	本市の小中学校における学校給食へ農業及び化学肥料の使用を抑えた、より安全・安心で生産履歴の明らかな三次産特別栽培米及びエコファーマー栽培米を導入することにより、地域農業の振興を図るとともに、地産地消及び食農教育を推進していくことを目的とする。実施は6調理場	生産者・学校現場・関係機関の連携が必要不可欠である。こだわり米の供給量の確保	市内の小中学校	市内の小中学校校給食へ三次産こだわり米を導入するため、各学校給食調理場運営委員会等が従前から購入していた米の価格とこだわり米の購入価格の差額に対して、補助する。	市内の小中学生が、地元で生産され、生産者の顔が見える安全・安心な米を消費することで、食農教育の推進が図られる。	2,137	市内小中学校給食における米使用量	kg	9,000	20,000	25,000		H20 1	H21 1	H22 1	市内共同調理場数 13箇所、デリバリー(中学校)1箇所	%	50	43	50	4	3	5	5	27	A	未実施	未実施	現時点では、学校給食の値上げが困難であるため、補助金を出すことにより、給食費は従来どおりで三次産こだわり米が導入できる。	全国的にも、学校給食への米飯導入は、拡大傾向にあり、社会的ニーズは高い。	市内においては、特に地産地消や食農教育の観点から、学校側及び保護者からもニーズが高い。	年々、各調理場の米の使用量は増加傾向にあり、米飯給食が徐々に拡大しているため、当事業を継続し、引き続き普及拡大に努める。	こだわり米に限定せず、地産地消(ふるさとランチ、米飯給食拡大)の取り組みを進める。三次産こだわり米学校給食導入支援事業は廃止する。	廃止		
120	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	17	農政課	農産物加工チャレンジ事業	地域農産物を有効活用した特産品の新規開発。改良に要する経費の1/2(上限100万円)を補助する。農産物加工設備7件、商品パッケージ印刷1件	市内で生産される農産加工品が漬物やもちなどに偏る傾向があり、より独自性のある商品の開発により、三次の誇る特産品のラインナップの充実を図ることが必要。	市内で農産加工品の生産を行う生産者団体等	特産品開発の初期投資にかかる経費の1/2に相当する額を補助(上限100万円)する。	地域農産物を有効活用した農産加工品を開発し、地域農業の振興を図るとともに、生産者(加工グループ)の所得向上と、特産品の販路拡大を図る。	4,844	グループ数	組	5	8	10	当該事業を採択した農産物加工グループ	H20 670,400	H21 605,500	H22 495,300	特産品や加工品の開発により、地域農産物の販路が拡大し、農業振興を図ることができる。特に、高齢化が進んだ地域においては、高齢者が適した農産物の栽培と加工を行うことで、地域の特産品を活かすことができる。	4	4	4	5	4	27	A	継続	継続	新規の特産品開発や、既存の特産品の改良による地域経済への波及が毎年申請を望むグループから多いことから、引き続き取り組みが必要がある。	販売効果のある製品となることを目的として、大学連携等を活用するなど支援を考えたが、地域の活性化につながる特産品の開発を継続して実施する。	継続								

Table with columns for project details (事業概要, 今後の課題), quantitative analysis (定量分析), and evaluation criteria (評価項目). Rows include projects like '中山間地域等直接支払交付金', '森林整備地域活動交付金', 'さと山再生プロジェクト', and '民有林境界確定支援事業'.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ				必要性				1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果	拡大・縮小	改善の必要性										
												H21年度		H20年度		H21年度		H22年度		説明		活動指標		成果指標		説明		目的適合性								実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地		市役との妥当性		社会的ニーズ		市民ニーズ	
												事業費(千円)	職員人件費(千円)	活動目標	単位	H20年度	H21年度	H20年度	H21年度	説明	活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地							市役との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	総合評価	判断理由	内容	その他	内容	その他	
125	産業・経済	2 農林畜産業等	(3) やりたいたい農業の支援	17	農政課	鳥獣被害防護柵設置事業(集落・個人対策)	地域又は集落が一体的に取り組み防護柵の設置に要する経費(金網・フェンス等資材費)が150万円以上の場合、その経費の3分の1を補助することにより、イノシシ等の鳥獣による農作物被害の増加を防止し、集落機能の維持及び集落営農の推進を図る。個人が防護柵の設置に要する経費(電気牧柵・金網・フェンス等資材費)の20%を補助することにより、イノシシ等の鳥獣による農作物被害を防止し、収入の確保を図る。平成21年度においては、6集落のネットフェンス、384戸の農家の防護柵等に対して助成を行っています。	有害鳥獣の被害は年々増加傾向にあり、また、中山間部に限らず平野部においても、被害が出ている。農産物価格の低迷と農業者の高齢化の進行により、防護柵設置より耕作放棄を選択するケースが発生している。また、防護柵設置だけでは有害鳥獣の減少にはならないため、駆除対策をあわせて行う必要があるが、駆除班員の高齢化と後継者不足のため、その対応が必要である。農作物被害を防止し、農家の生産意欲向上にも直結している。本事業は今後も継続させる必要がある。	三次市内の集落	有害鳥獣からの農作物の被害を防ぐことが目的の防護柵を、農家や集落が設置する場合は経費を交付する。	農産物の被害を軽減することで、収入が確保できる。	12,191	防護柵設置助成額	12,263	10,347	5,500	いずれも当初予算に対して補正増対応により、設置を推進している。	H20 2 0 1,175	H21 2 1 1,178	H22 2 2 1,330	鳥獣被害金額	54,010	17,350	20,000	鳥獣被害金額(単位は千円)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	28	A	拡大	継続	継続	拡大	縮小	改善の必要性	有り	10	内容の改善
126	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	19	農政課	環境負荷低減事業	広島県による森林税を財源とした事業で、主に15年以上放置された人工林の間伐を行い、荒廃しつつある人工林を健全な状態にし、森林の多面的機能の維持につとめる。間伐を行う人工林については、市民からの実施希望などによって行う。実施にあたっての森林所有者負担は10,000円/ha。平成21年度は約94haの人工林間伐を実施しました。	より効果的な事業を行えるよう、引き続き市民への広報活動を行い、事業の目的・内容の周知を行う。	市民	人工林間伐にかかる費用の助成を行う。	これまで放置されていた人工林への関心を広め、ひいては森林整備の重要性や環境保全への理解を深める。	30,106	森林組合以外の補助金申請を受けられるようにはたらきかけを行うことも検討。	H20 2 0 4,956,750	H21 2 1 10,035,333	H22 2 2 4,421,200	人工林間伐	ha	62	94	76	県の配分により、昨年度より実施量が減少する。	4	4	4	4	4	4	4	4	4	22	B	拡大	継続	継続	拡大	縮小	改善の必要性	有り	14	成果の向上			
127	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	19	農政課	みよしの森づくり事業	広島県による森林税を財源とした事業で、里山林整備、森林体験教室、間伐材の利用など、森づくりを目的としたハード面、ソフト面での事業に対して助成を行う。(市民等から提案を受けた事業について、市内の有識者等による協議会で事業実施の適否の審査を行う。)平成21年度は、広島県の森づくり事業を利用して、市内9箇所で行った里山林整備事業などを行い、手入れのされていない里山を実際に整備している(外、森林作業体験活動の実施や、地域活動として森づくりを進めていく団体への助成、間伐材を利用した公共物の設置等を行いました。	効果的な森林整備等が行えるよう、事業自体の認知度を高めるため普及啓発を行っている。	市民	里山林整備や森林体験教室など森づくりにかかる事業費用の助成を行う。	荒廃しつつある里山林の整備を行い、森林の多面的機能の維持をはかるとともに、ひいては市民の森林整備の重要性や環境保全への理解を深める。	31,724	事業自体の認知度は徐々に広がっている。	H20 2 0 4,519,666	H21 2 1 3,524,888	H22 2 2 2,733,833	里山林整備面積	ha	22	20	25	21年度はソフト事業への助成が多かった。引き続き森林整備面積の拡大をはかっている。	4	3	3	4	4	4	4	4	4	22	B	未実施	継続	継続	拡大	縮小	改善の必要性	有り	1	市民と行政の協働			
128	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	20	農政課	耕作放棄地復興チャレンジモデル事業(一般復興)	耕作放棄地を解消するため、集落や地域等で耕作放棄地を指定し、その復興を行う自治体・生産者団体等の団体・認定農業者等に対して耕作放棄地の面積に応じて補助金を交付する。平成21年度は3件で4,641㎡の耕作放棄地を解消。	本事業により耕作放棄地の復興が行われ、農地の有効活用が図られた。ただし、事業要望件数が少ない状況が続いており、本年度が最終年度であるため、事業の検証を行っている。	市民または団体(自治体・生産者団体等)	耕作放棄地の復興を行う者に対して、再生作業については耕作放棄地の面積に応じた交付金を交付し、農地の圃場整備等については経費の1/2の交付金を交付する。	交付金による活動支援により、耕作放棄地復興に向けた各種事業を行いやすく、耕作放棄地の解消を図っている。	1,875	耕作放棄地復興取組面積	a	247	46	90	耕作放棄地の復興取組面積	H20 2 0 12,647	H21 2 1 40,760	H22 2 2 28,144	耕作放棄地復興取組面積	a	247	46	90	耕作放棄地の復興取組面積	4	3	3	4	4	4	21	C	縮小	終了	終了	拡大	縮小	改善の必要性	有り	10	内容の改善	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析				手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小		改善の必要性	2次評価事務事業	拡大・縮小	改善の必要性										
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度					説明	目的適合性					実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の妥当性	社会的ニース	市民ニース	判断理由	判断理由	内容	その他の内容	内容
129	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	16	農政課	小規模農業者の生産性向上	施設老朽化・未改良のため、用水安定確保が困難な地域の水路改良、道幅員狭小による大型農業機械搬出入の不便、砂利道維持管理労力の軽減及び農作物荷傷み防止のための農道改良・舗装、老朽化のため用水確保が困難であり、地域防災上危険なため池の補強工事等	本事業は、生産から販売までのシステム構築を図るうえで欠かせない農業基盤整備事業であり、事業要望は多い。しかし、県補助事業であるため、広島の予算縮小に伴い事業実施箇所が縮小することから、法人設立が困難な地域への対策が必要となる。今後も事業要望箇所の増加が予想されるが、老朽度が高く、事業効果が早期に発現できる地域を優先的に事業実施していくことが求められる。	農業生産に必要な施設(水路・農道・ため池等)の受益者	農業施設を使用する受益者の事業要望に基づき、省力軽減、地域防災効果が発現できる農業用施設改良工事の実施。	農業生産基盤を整備することにより、農業経営の近代化を図る。また、農業生産物の品質向上と農業収益の増加を実現する。	31,927	工事件数	件	29	7	7	指標数値は工事件数	H20 1,286,586	かんがい排水事業	件	2	1	2	必要用水量確保により、農業経営の安定化が図られた。	5	5	3	4	4	25	B	継続	継続	継続	事業要望も多く、生産から販売までの農業基盤を整備する必要がある。	17 コストの削減	有り	17 コストの削減					
							これからの施設改良を実施するに当たっては、農業の近代化と経営の安定化を図る。						H21 4,561,000	農道整備事業	件	4	3	3	農業機械の搬入が容易となり、作業の省力化が図られた。																									
														H22 4,908,571	老朽ため池補強事業	件	1	2	2	取水施設改良で維持管理経費が削減でき、農業経営の安定化が図られた。																								
130	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	19	農政課	農地・水・環境保全向上対策	農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る目的で、将来にわたって農業・農村の基盤を支え環境の向上を図る活動が有効に機能していくためには、担い手が中心となった営農が図られることが必要である。	地域ぐるみの共同活動や先進的な営農活動が将来にわたって持続されることをとおして、農地・水・環境保全向上活動が有効に機能していくためには、担い手が中心となった営農が図られることが必要である。	農業者が中心となり、関係団体等と協働して、農地・水・環境の保全を図る。また、関係団体等と協働して、農地・水・環境の保全を図る。	国土保全の観点から農地や農業用水等の資源を守り、維持管理の質を高める地域共同の取組みと、環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援する。		組織数	地区	14	17	17	協定締結済活動組織数	H20 791,785	保全された農用地	ha	568	642	642	協定に含まれる農用地面積	4	3	5	5	26	B	継続	継続	継続	農業者だけでなく地域住民、自治会、自治会などが参加している。	15 効果の検証	有り	15 効果の検証							
							これまでの保全活動に加えて、施設を長持ちさせながらきめ細かな手入れや、農村の自然や景観などを守る地域共同活動の実施。地域共同活動に加えて、化学肥料と化学合成農薬の削減等の環境にやさしい農業に向けた取組みを実施。						H21 869,411																															
													H22 862,882																															
131	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	19	農政課	三次市農村環境保全事業	農地・水路・農道・ため池などの農業施設や農村部の住環境を守る地域ぐるみの共同活動団体や個別の小規模農業者を直接支援することにより、農村地域の「農地・水・環境」の良好な保全と質的向上並びに地域間格差の是正を図ることを目的としている。	高齢化、非農家居住化の進展の中で、農地・農業施設を守る取組は地域コミュニティの向上と地域環境並びに国土保全を図る上で重要な役割を担っています。よって、本制度のさらなる周知徹底と活動の輪を広げる必要があります。	中山間直轄市制度及び農業者に対する支援策の充実を図る。また、関係団体等と協働して、農地・水・環境の保全を図る。	「農村環境」をみんなで支えていくことを目的としています。		支援面積	ha	244	346	346		H20 19,922	支援面積	ha	244	346	346		4	2	4	3	23	B	継続	継続	継続	これまで受け継がれてきた美しい農村の環境保全を図るため、地域ぐるみでの活動を担わせることが必要である。農村資源の保全に対する支援のほかに、環境に配慮した農業に取組んだ場合の支援を図る市民のニーズがあります。また、各地域にある水生昆虫、植物保護の推進のため環境保全、項目を設けており、特色ある地域の取組が実施されている。	15 効果の検証	有り	15 効果の検証							
132	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	15	農政課	東管広域農地整備事業(備北南部地区)	小規模な営農集団を連結させ、広域営農集団を形成し、生産から集出荷に至る流通条件の整備と農業近代化施設の整備による農産物の生産性の向上と輸送体系の改善、特産物の販路拡大を図ること、また地域の道路網整備を目的とし、東酒屋町を起点とし、下志和地町春木を結ぶ総延長6.646mの第1期整備を県が事業実施主体となり行うことに対する負担金の支出を行う。	生産から販売までのシステム構築を図るうえで、施設配置の整理、経済効果の算定などを行い、平成23年の期採択区間供用に向け活用方法を再検討する必要がある。	広域営農集団整備を目的とした道路網整備	流通条件の整備により、農産物の輸送体系の確立、販売拡大を図る。		負担金	千円	37,500	39,000	39,000	県営事業に係る負担金負担率10.0%	H20 1,038	事業費	千円	375,000	390,000	390,000	事業費	5	4	3	4	5	26	B	継続	継続	継続	生産から集出荷に至る流通条件の整備により、本市の農産物の生産性向上につながるものとする。	9 事業の迅速化	有り	9 事業の迅速化						

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の 対象等	手段	目的	定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	2次評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の 必要性					
												H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位 あたり	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地									市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由
133	産業・経済	2 農林畜産業等	(3) やりた農家の支援	16	農政課	有害鳥獣駆除対策事業 (駆除班の活動支援)	有害鳥獣の駆除活動については、猟期でない時期に狩猟を有し狩猟登録を行っている者で構成する有害鳥獣駆除班に、農家からの被害届により、市が依頼して行う仕組になっている。(市の代理で活動を実施) その駆除活動に要する経費を、市が補助金として交付している。 また、駆除班の高齢化の進行と後継者不足の状況が深刻化しており、これへの対応が必要である。 被害届の増加に伴う出勤回数の増加、駆除活動中の猟犬の事故、燃料費の上昇等駆除活動に要する経費は増加しており、駆除班からは補助金増額の要望が強い。 個人で、狩猟免許を取得した農家から、個人で駆除をしたいとの申し出があり、今年度から条件を付して許可することになった	三次市内の農家(ただし、補助金交付対象者は、駆除班)	有害鳥獣からの被害を軽減するために、農家の収入の確保と農業生産活動の継続、農地の保全、耕作放棄地の発生を予防ができる。	市内の各駆除班への補助金交付額 有害鳥獣による農作物被害の増加に伴い、駆除活動経費と、除頭数	12,553	H20 20	1,276	H21 21	1,258	H22 22	1,207	駆除活動により捕獲された有害鳥獣の頭数	711	727	900	駆除活動により捕獲された有害鳥獣の頭数	5	4	5	4	5	28	A	未実施	拡大	有害鳥獣の被害は、時期や場所を問わず発生する傾向にあり、農家の就業意欲の減退による農地・農地の保全への影響が懸念される。 駆除班の駆除活動への支援を図る必要がある。	継続	有り	10	内容の改善		
134	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	16	農政課	濃密林間伐事業	森林のもつ公益的機能の持続的な発揮を図るために必要な保育(下刈、除伐、間伐)の推進を図る必要がある。森林所有者負担の2分の1を補助する。 平成21年度は、三次市地方森林組合255.42ha、甲奴郡森林組合7.49haの間伐に対して、計3,000千円の助成を行いました。	又、濃密林間伐事業(濃密林間伐)により実施する間伐事業の推進を図る。流域公益保全林整備事業又は流域循環資源林整備事業により実施する間伐事業(濃密林間伐)により実施する間伐事業の推進を図る。	流域公益保全林整備事業又は流域循環資源林整備事業により実施する間伐事業(濃密林間伐)により実施する間伐事業の推進を図る。	間伐の推進を図ることにより、森林の公益的機能の持続的な発揮を図る。	4,067	H20 20	19,898	H21 21	15,522	H22 22	16,268	間伐実施面積	197	262	250	間伐実施面積	4	3	4	4	4	22	B	未実施	継続	森林の公益的機能を維持するために必要な事業であり、間伐材の活用促進や間伐材の活用促進を図る必要がある。	継続	有り	15	効果の検証		
135	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	43	農政課	公的森林整備推進事業	市が森林所有者と分収造林契約を締結し、植林・保育・伐採までの造林事業を一体的に行う。 木材の販売等により収益が生じた場合、40%を森林所有者に支払う。 平成21年度は、除伐4.53ha、枝打(2m)2.26ha、枝打(4m)27.17ha、間伐10.04ha、搬出間伐18.21haの施策を行った。	分収造林契約を締結した森林	分収造林契約を締結した山林を適正に管理し、山林の荒廃を防止するとともに、森林の持つ多面的機能が発揮できるように、環境保全・循環型型で、適正な保育により、適正な木材生産を行う。	適正な森林管理のための保育施策面積	24,824	H20 20	276,084	H21 21	399,035	H22 22	267,311	販売面積	116	62	180	販売面積	4	4	5	4	4	23	B	未実施	継続	優良材の確保のため、保育事業に継続して推進した結果、契約地の人工林は適正に管理されている。利用期を迎える人工林もあり、引き続き事業を推進することで、事業の目的である優良材の生産を達成できるだけでなく、森林の持つ多面的機能の維持・増進につながる。	継続	有り	15	効果の検証		
136	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	17	農政課	林道整備事業(黒瀬、薄の上、東山)	木材等の森林資源の有効活用による林業の振興を図る。 森林作業軽減による森林機能の維持増進と地域環境の保全を図る。 地域の道路網(生活道、防災道)を整備することにより、生活環境の向上を図る。 上記事項を目的として、国庫補助事業や単独県費事業により、林道開設、改良、舗装整備を実施する。	受益地内林業・生活圏内市民及び観光利用の都市住民。	生活道、防災道として整備し、生活環境の向上を図る。 森林作業の労力軽減を図り、生産性の向上を図る。 観光客のアクセス道路としての機能もあり、観光産業の拡充を図る。	国庫補助金で整備した林道事業件数	46,180	H20 20	21,744,333	H21 21	46,180,000	H22 22	17,506,666	件	3	1	3	件	4	4	3	4	5	25	B	未実施	継続	費用対効果や有効性、コスト削減を検討し、計画的に事業実施する必要がある。	継続	有り	17	コストの削減		

平成22年度行政評価 事務事業評価一覧(2次評価)

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の 対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改画の必要性	2次評価 結果		改善の必要性													
													活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明							目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地		コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ									
													件	件	件	件	件	件	円	件	件	件	件	件	件							件	件		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
137	産業・経済	3 商工業	(1)元気なお店づくりとにぎわいの創出	16	商工観光課	空店舗 対策事業	商店街等の中空店舗(過去に事業を営んでいた店舗に現在閉店している店舗)における、新規出店者に対し、店舗改装に係る費用の一部を助成する。 補助限度額:300万円 補助率:2分の1 補助対象経費:空店舗改装に要する経費 21年度実績:2件 2,388千円	商店街活性化に向け、組合加入等の要件を検討する必要がある。	市内に本社を有する会社または個人	出店に係る店舗改装費の一部を助成する	商店街等の空店舗を解消し、にぎわいの回復・創出を図る	3,273	4	2	4	制度の啓発、周知、広報活動	H20 2,313,750	交付決定 件数	4	2	5	補助件数	新規出店者を支援し空店舗を解消することは、商店街の活性化に直結している。	3	3	3	5	3	3	3	3	23	B	継続	継続	継続	継続	有	有	継続	継続	有	有	有	1	3	サービス向上
138	産業・経済	3 商工業	(1)元気なお店づくりとにぎわいの創出	17	商工観光課	チャレンジ ショップ支援 事業	商店街等の中空店舗をチャレンジショップとして運営する商店街振興組合などに対し、運営費を助成する。 補助上限額:1チャレンジショップあたり100万円 1補助対象者あたり200万円 補助対象経費:店舗賃借料、使用料、光熱水費等、運営管理に要する経費 21年度実績:2商店街 5店舗 2,257千円	にぎわい創出を図るため、新たな制度も含め、事業主体等と検討を行う必要がある。	法人格を有する商店街、三次広域商工会	新たに事業を開始しようとするものに対し、気軽に空店舗をチャレンジショップとして運営する商店街等に対し、運営費を助成する	商店街等の空店舗を解消し、にぎわいの回復・創出を図る	2,773	3	1	4	制度の啓発、周知、広報活動	H20 1,270,000	交付決定 件数	3	2	4	補助件数	新規出店者を支援し空店舗を解消することは、商店街の活性化に直結している。	3	3	4	5	4	4	4	4	24	B	継続	継続	継続	継続	有	有	継続	継続	有	有	有	1	0	内容の改善
139	産業・経済	3 商工業	(1)元気なお店づくりとにぎわいの創出	20	商工観光課	販路拡大 支援事業	中小企業者が開発した新製品・新技術の販路拡大を支援するために、産業界本市等へ出張する経費に対して助成する。 補助上限額:25万円 補助率:2分の1 補助対象経費:小間料、備品借上料等、出張にかかる経費 21年度実績:2件 250千円	制度の周知を図るとともに、三次商工会議所、三次広域商工会、三次イノベーション会議等と連携し、産業界本市等の情報提供に努める	市内に主たる事業所を有する会社または個人	出展に係る経費の一部を助成する	販路拡大により、市内企業の発展を支援し、所得の向上や雇用等の創出につなげるとともに、新製品・新技術の開発を促す。	618	1	1	2	制度の啓発、周知、広報活動	H20 308,000	交付決定 件数	1	2	4	補助件数	企業が見本市・展示会へ新商品を展出し、市場競争力の強い新商品の開発につながる。	4	4	4	5	2	2	2	22	B	継続	継続	継続	継続	有	有	継続	継続	有	有	有	1	3	サービス向上	
140	産業・経済	3 商工業	(1)元気なお店づくりとにぎわいの創出	22	商工観光課	地域商店街 活性化事業	商店街等の活性化を支援するため、商店街等が実施するイベントや情報発信事業に係る経費を助成する。 補助上限額:50万円 補助率:2分の1 補助対象経費:印刷製本費、委託料など商店街の活性化に資する事業に係る経費 H21年度実績:0件(H22年度新規事業)	関係機関と連携を図り、補助対象者に対し制度の周知に努めるとともに、活用方法について助言を行う。	法人格を有する商店街、三次広域商工会、三次イノベーション会議等と連携し、産業界本市等の情報提供に努める	商店街等の活性化に資する事業に係る経費の一部を助成	特色ある商店街等づくりを支援すること、もって元気なお店づくりとにぎわいの創出を図るとともに、組合活動等の活性化を促す。	#VALUE!	5	0	0	制度の啓発、周知、広報活動	H20 #VALUE!	交付決定 件数	0	0	40	補助件数	商店街等のイベントや人材育成等に係る経費を助成することは、商店街の活性化に直結している。	3	3	4	5	4	4	4	24	B	未実施	未実施	継続	継続	無し	有	有	有	有	有	有	1	4	成果の向上	

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析				活動目標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価		拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事項		拡大・縮小	改善の必要性				
													活動目標	単位	H20 年度	H21 年度								H22 年度	説明	活動目標 単位あたり コスト	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の妥当性				社会的ニーズ	市民ニーズ			総合評価	判断理由			総合評価	判断理由		
141	産業・経済	3 商工業	20	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	商工観光課	中小企業信用保証料補助事業	中小企業者の創業や経営革新を支援するため、広島県信用保証協会の保証料に対し、助成する。 補助上限額: 50万円 補助率: 創業支援 100% 経営革新 2分の1 補助対象経費: 信用保証料 21年度実績: 4件 777千円	経営革新、創業に取り組む中小企業者を増やすことが重要な事業であるので、広島県や、商工会議所・商工会、金融機関など、関係団体との連携を更に図るとともに、本市の空店舗対策事業や創業支援融資等、創業を支援する事業と一体的に事業PRを行っていく必要がある。	市内に本社を有する会社または個人	経営革新や創業に係る融資を受けた場合に、信用保証料の一部を助成する	中小企業の育成、新規起業者を創出することで、商工業の活性化を図り、市民の所得の向上や新たな雇用の創出につなげる	1,145	活動目標 単位あたり コスト	件	1	1	2	制度の啓発、周知、広報活動	H20 20	1,292,000	件	4	4	4	補助件数	4	目的適合性	3	4	4	4	4	4	3	22	B	継続	継続	1 3	有り	1 3	有り	1 3	サイブスの向上	
142	産業・経済	3 商工業	16	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	商工観光課	ニュービジネス開発促進事業	中小企業者が主体となって行う新技術や新製品の研究開発に係る経費を助成する。 補助上限額: 1,000万円 補助対象経費: 調査研究及び試作開発に係る経費 21年度実績: 0件	本年度において、創業者・中小企業者にとって利用しやすい制度にするため、旧要綱を廃止し、名称も新たに要綱を制定したところである。今後は、制度の周知に努めていきたい。	市内に本社を有する会社法人・個人事業主	中小企業者が主体となって行う新技術や新製品の研究開発に係る経費を助成する	中小企業の新商品、新技術の開発を支援し、産業の活性化と併せて雇用の創出を図る	147	活動目標 単位あたり コスト	件	2	1	3	制度の啓発、周知、広報活動	H20 20	71,500	件	1	1	1	補助件数	4	目的適合性	3	4	4	3	3	20	C	継続	継続	1 3	有り	1 3	有り	1 3	サイブスの向上			
143	産業・経済	3 商工業	16	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	商工観光課	創業支援等融資事業	市内で新たに創業する、または創業後1年以内の事業主に対し、必要な事業資金を供給し、創業を支援するための融資を実施。 市内にある5つの金融機関で取り扱っている。 21年度実績 新規0件 継続1件 融資残額100千円	県や国民生活金融公庫などが提供する融資メニューがあり、本制度の利用は停滞していないが、取扱い金融機関と連携しながら周知を図るとともに、他機関との差別化を図り利用実績の向上につなげる必要がある。	市内で新たに創業しようとする者又は市内に主たる事業所を有する創業後1年未満の中小企業者。	金融機関が融資を実施した場合、融資額の半額を預託する。	創業時に必要な事業資金を供給することにより、市内での創業を容易にする。	295	活動目標 単位あたり コスト	枚	100	100	100	制度の啓発、周知	H20 20	12,870	件	1	1	1	利用は伸び悩んでいる	4	目的適合性	3	4	4	4	4	21	C	継続	継続	1 0	有り	1 0	有り	1 0	内容の改善			
144	産業・経済	3 商工業	16	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	企業誘致課	工場立地推進事業	これから人口減少が言われる中で、いかに若者の定住を進め、雇用を創出し、元気を三次市を維持していくことが問われ、そのためには企業の誘致活動が非常に重要である。昨年6月に三次工業団地 期が完成し、企業の誘致には大きな期待も寄せられている。昨年に引き続き、三次工業団地 期の誘致活動を重点的に推進する。また既存の進出企業との連携と支援を行う。	最近の景気動向は改善されている部分もあるが、企業の設備投資は海外が中心になりつつある。突然に工場閉鎖が決定する企業もあり、特に地方の中・小規模の工場は危機感が拭えない状況である。このような状況下で新規立地を進めるためには、企業の動向にいち早く対応できるような情報収集や平素からの宣伝・営業活動が必要である。一方、立地企業の閉鎖や流出を防ぐため、細やかなサービスの実施、日ごろの連携や御用聞きなどにより立地企業の満足度を高める必要がある。また、中国横断自動車道尾道松江線の完成が間近に控え、三次市の特色やメリットを十分に発信しながら、戦略的な誘致活動を進める。	市民 企業	三次工業団地 期を中心に市内への企業誘致を進めるため、企業誘致セミナーの開催や企業訪問などによる誘致活動、県人会等も活用した人脈ネットワークづくり、企業情報や企業ニーズに係る情報収集、情報の発信及び奨励金の交付等による企業支援を行う。	市民の雇用の場が拡大する。とりわけ、若年層の安定就労が促進される。	19,460	活動目標 単位あたり コスト	社	94	128	100		H20 20	180,489	社	1							4	目的適合性	3	5	5	5	5	27	A	拡大	拡大	拡大	有り	1 4	有り	1 4	成果の向上

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の 対象等	手段	目的	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の必要性	
												活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位 説明	H20年度	H21年度	H22年度	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	民間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由										判断理由
145	産業・経済	3 商工業	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	18	企業誘致課	構造改革IT調査事業	IT産業を中心としたソフトウェア事業や情報関連事業などの集積を促進するため、先進地の事例や動向を調査し、三次市の実態に合わせたビジョンを明らかにする。 また、友好都市であるインドのハイデラバード市との連携を機軸に、人材交流などによる人材育成や、IT企業の誘致を推進していく。具体的には昨年ハイデラバード市との連携により「広島マブテック株式会社」が起業したので、この効果を拡充していく対策や支援策も必要である。	IT産業を機軸とした産業の振興のためにどのような具体的な施策があるのか、引き続き研究していくことが必要である。 新しくインドとの合弁会社が設立されたが、この動きが三次市の産業界にどう活かされていくのか、また新たな産業集積を進め、雇用の創出につながるのか検討していくことが求められる。 インドの連携により、三次市独自のビジネスモデルを作り、産業を活性化するための取り組みが重要である。	企業・大学・自治体	企業動向の調査、IT分野の動向調査、人材育成のための対策など総合的な三次市の産業活性化に向けた取り組み	三次市の産業に、IT産業を基軸とした成長可能なグローバル産業の推進を図る。	5,020	562,250	456,363	518,200	4	3	4	4	4	4	4	23	B	継続	継続	継続	この事業の成果として、新しい会社が立ち上がった。雇用の増加により、地域の活性化による新たな雇用の実現も期待される。今後も人材育成、IT化の推進につながる事業を実施していく。			1	4	成果の向上
146	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	16	企業誘致課	産学官連携事業	産学官連携の活性化のため、産業界、大学、行政、地域社会等の連携を強化することにより、大学の有する研究成果、機軸等を活用し、活力ある地域の再生に貢献する。 技術ニーズ(企業)と技術シーズ(大学等)のマッチングにより、新商品、新技術を開発し、地域経済の活性化に貢献する。 市、県立広島大学、三次商工会議所、三次広域商工会との連携により、「三次イノベーション会議」を中心に事業実施。	対象は主に市内の中小企業や農業事業者となっている。サロンの実施などで、随分大学とのつながりが増え、積極的な連携も図られるようになってきた。 産学官連携支援事業により調査・研究への支援も予算を増額し、十分に対応ができるようになったので、その成果品の取り扱いや販売に向けてどう行政として連携が取れるのか、また支援ができるのか対策を研究する必要がある。最終的に事業拡大につながる、雇用促進までトータルに考えた取り組みとなる。	市民	産学官連携セミナー、何でもサロン、産学官連携事業報告会の開催、会報の発行による産学官連携機軸の向上、ビジネスフェアへの参加。	産業界、大学、行政、地域社会等の連携を強化することにより、大学の有する研究成果、機軸等を活用した産業振興と、地域活性化を進める。	2,474	140,941	164,933	184,466	4	3	4	4	4	3	4	22	B	継続	継続	継続	地域の産業活性化のために、産学官連携による地域の企業、事業者の育成や支援が大事である。これまでの地道な取り組みにより、その活動の範囲も広がっており、成果も見られるようになってきた。引き続き大学と事業者をつなげていくためには、大学との連携を持つ行政ができないといけない。今の三次市では、商工会議所や商工会、行政が一			1	5	効果の検証
147	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	19	企業誘致課	ヤングライフ快通事業	市内在住の若者(18歳～30歳)やU・I・ターン等で転入した若者に対して、「新たに三次に来た若者を応援していく」という趣旨に賛同する小売店や飲食店、美容院、文化施設等に協力により、割引特典のついたヤングライフカードを作成、配布する。 また、一人暮らしを行う上で生活に役立つ情報(小売店、飲食店、医療機関、レジャー施設など)をまとめたマップを作成し、転入者が安心して暮らせ、地元の消費につながる便利なツールを作成・配布する。 平成21年度実績：協賛店122店舗 配布部数6,000部	若者の求める情報の提供と若者の生活を応援する協賛店の拡大及びより一層のサポート体制の認知度の向上。	市内在住の18歳～30歳の若者を支援する店舗等	若者へ情報誌を提供する	三次市へ就職、就学等で新たに生活をはじめた若者や市内在住の若者を応援することで、若者の定住を図ることを目的とする。また同時に、市内中小企業(事業所)を利用促進(売上向上)を行い、経済の活性化も目的とする。	2,500	278,500	625,000	479,500	4	4	3	4	4	4	4	22	B	継続	継続	継続	若者向けの情報提供であり、今後も継続して実施する必要がある。また協賛店も無償で宣伝広告ができ、双方にメリットがある取り組みである。			1	5	効果の検証
148	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	20	商工観光課	住居・店舗リフォーム資金補助事業	個人・法人が、住宅・店舗をリフォームした際、工事費の一部を助成する補助上限額：20万円(H20年は10万円であったが、経済対策としてH21・H22年と上限額を増額して実施している)補助率：工事費の10%補助対象経費：増設築等、リフォーム工事に係る経費20,884千円	本事業は3年間の経済対策として実施しているものであり、本年度が計画最終年度である。次年度以降、実施するかどうかについて、景気動向等を見極めながら検討する必要がある。	市内に居住する個人・支店等を有する法人	住宅・店舗のリフォーム工事を実施した場合、その経費の一部を補助する	住宅・店舗リフォームの発注促進と、既存住宅・店舗の機能維持、向上を図る	23,252	5,364,000	5,813,000	4,911,250	4	4	3	4	4	4	23	B	継続	継続	継続	事業の継続等については、今後の経済動向を見極めた上で、検討していく必要がある。実施する場合には、利用者の利便性向上を図るため、対象となる住宅・店舗、工事等について、明確な基準を設ける必要がある。			1	0	内容の改善	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価 改善区分	拡大・縮小 内容	改善の必要性	改善区分							
													活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度											説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
149	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	16	商工観光課	中小企業融資支援制度設置事業	市内に主たる事業所を有する小規模事業者や中小企業者に対し、運転、設備資金を低利で貸し出す融資制度。小口事業資金融資の円滑化と事業の維持発展を図るとともに、経営基盤の確立・向上に必要な事業資金を融資し、企業経営の安定及び向上を図る。 市内にある5つの金融機関で取り扱っている。 21年度実績 ・小規模事業資金融資 新規32件 融資金額106,400千円 ・中小企業経営安定資金融資 新規30件 融資金額171,970千円	取扱金融機関と連携しながら、中小企業者等への利用促進を図り、経営の安定及び向上につなげる。 県や国民生活金融公庫などが提供する様々な融資メニューがあるため、今後差別化を図り利用実績の向上につなげる必要がある。	市内中小企業者	市が金融機関に対し預託金を提出し、金融機関は預託金の3倍以上の額を資金として融資を実施する。 小規模事業者の小口事業資金融資の円滑化と事業の維持発展を図るとともに中小企業者の経営基盤の確立・向上に必要な事業資金を融資し、企業経営の安定及び向上を図る。	PR活動(チラシ配布)	枚	1,000	1,000	1,000	制度の啓発、周知	H20 150,574 H21 150,590 H22 150,581	融資案件数	件	44	62	60	景気悪化の影響もあり、増加傾向	4	3	5	4	4	4	24	B	継続	継続	継続	無し	無し	継続	無し	有	15	効果の検証
150	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	21	商工観光課	小企業等経営改善資金利子補給事業	日本政策金融公庫の小企業等経営改善資金(マル経融資)を利用した企業に、融資実行後12ヶ月・24ヶ月後に利子の1%相当額を補給する。(但し、平成22年3月末までの融資実行分については、緊急経済対策として12ヶ月までの利子を全額補給する) 21年度実績: 25件 1,935千円	本事業は、1対象者につき、2か年に渡る補給を行う制度であるため、補給者の適正な管理が必要である。	市内に事業所を有す小規模企業者	小企業等経営改善資金(マル経融資)に係る利子の補給金を交付する	小企業の経営の安定を図り、新規事業展開や開発につなげる	2,303	広報活動	件	2	4	制度の啓発、周知、広報活動	H20 #DIV/0! H21 1,151,500 H22 1,840,750	交付決定件数	件	25	70	補助件数	4	4	4	4	4	23	B	未実施	継続	継続	無し	無し	継続	無し	有	15	効果の検証	
151	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	17	商工観光課	匠伝承事業	みよしの匠の指場のもと、市内小中学校の生徒が技能体験を行う場合に、補助金を交付する。 対象経費: みよしの匠への謝礼、技能体験に要する経費など H21年度実績: 9件 389千円	小・中学校の児童・生徒へものづくりへの興味関心を高める事業として、意義あるものと考えられるため、学習カリキュラムに組み入れるなど、教育委員会、学校と連携を図る必要がある。	市内の小・中学校	技能体験に係る経費を助成する	優れた技能に接することにより、技能のすばらしさや「ものづくり」のおもしろさを体験し、優れた技能への感動や「ものづくり」への関心を高める。	979	広報活動	件	3	3	制度の啓発、周知、広報活動	H20 364,666 H21 326,333 H22 187,666	交付決定件数	件	7	9	4	補助件数	4	3	3	3	4	20	C	継続	縮小	拡大	有	10	内容の改善	有	10	内容の改善	
152	産業・経済	3 商工業	(4) さまざまな立場の人の就業の場の確保	17	商工観光課	生活応援・提携融資事業	市内に勤務、又は居住している勤労者に対して、住宅建設関連費、教育資金、冠婚葬祭費のほか、生活支援資金を融資する。 本融資制度により、市内勤労者等の生活の安定を資金面から支援する。 取扱金融機関: 中国労働金庫	依然として雇用情勢が不安定な状況にあるため、本融資制度は必要であるが、生活応援融資については利用が低調なため、見直しを検討する。 提携金融機関と連携しながら市民への浸透を図り、利用促進につなげる必要がある。	市内で働いている、または居住している勤労者	市内勤労者の生活の安定を資金面から支援するため、低利で利用しやすい融資制度を設ける	市内で働いている、または居住している勤労者の生活の安定を図る	170,295	PR活動(チラシ配布)	枚	200	200	200	制度の啓発、周知	H20 851,435 H21 851,475 H22 851,450	融資案件数	件	25	19	21	一定の利用がある	4	3	3	4	20	C	継続	継続	縮小	有	16	予算の見直し	有	15	効果の検証	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析				手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の必要性							
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
153	産業・経済	3 商工業	(4) さまざまな立場の人の就業の場の確保	19	企業誘致課	三促進・就職相談事業	広島市内で、若年層から団塊の世代までを対象に、三次市の雇用関連情報や企業情報を発信し、企業の人材確保と同時に、三次市へのU・Iターンを進め、定住人口の増加を目指す。市内企業のガイダンス及び田舎暮らし相談会を行う。また就活に役立つ情報をダイレクトに送付する三次市就職サポート事業を実施している。	三次市内の雇用労働情報については、三次市雇用労働対策協議会加盟、48社の企業情報をガイドブックに掲載し提供している。従業員4人以上の事業所は平成18年は3,457社(三次市内・その内民間は3,216社・県企業統計)と少なく5年間で293事業所が減少しており、学生の希望職種に適合する企業が少なく、また現在の不況状況により、就職相談会を開催しても参加企業の応募が少ない(採用計画が無い事業所が多い)状況であり、三次で就職したい人とのマッチングが難しい状況である。	三次市への就職・定住を希望する者及び市内中小企業者	企業の人材確保を促進するため、企業ガイダンスを開催し新規学卒予定者を含めた就職希望者とのマッチングを行う。併せて三次市の魅力をPRする。	企業は多様な人材を必要としており、人材確保を支援することで、産業の活性化に資するとともに若者の流出を防ぎ、三次市への転入者を増やす。	1,037	活動指標 H20年度 567,000	単位 回	4	6	6	・ジョブカフェの開催 ・ジョブカフェの告知活動 ・三促進登録者への就職情報案内文書送付	活動指標 H20年度 172,833	成果指標 来場者数	単位 人	61	80	就職相談会 来場者数	4	4	4	4	4	5	5	26	B	未実施	継続	参加企業及び相手がへのアンケートでも事業継続への要望が強かった。しかし就職相談会という事業の性質上、今後は商工労働担当課(商工観光課)が主催し、定住促進係が企画する形態に変更し、継続することが望ましい。	若者の定住にもつながる。企業の人材確保のために継続して実施する必要がある。また、実施にあたっては、商工労働部局との連携による効果的な取り組み等効果的な方法の検討が必要である。	有	15	効果の検証
154	産業・経済	3 商工業	(4) さまざまな立場の人の就業の場の確保	20	商工観光課	職業訓練委託事業	就職活動中の市民および市内事業所にお勧めのスキルアップなどを支援。就職活動中の市民の就業機会を向上させる。広島北部地域職業能力開発協会(広島北部地域職業訓練センター)へ訓練講座を委託し、実施している。	依然として雇用情勢が不安定なため、今後も就職活動中の市民の就業機会の確保と企業の優秀な人材の確保を支援する必要がある。	広島北部地域職業能力開発協会へ広島北部地域職業訓練センターで実施する職業訓練を委託する。緊急経済対策事業のため、受講料は無料とする。	就職活動中の市民および市内事業所にお勧めの方	就職に有利となる資格取得や、在職者のスキルアップなどを支援する必要がある。	13,665	活動指標 H20年度 13,970	単位 枚	200	500	300	事業の啓発、広報	活動指標 H20年度 27,330	成果指標 受講者数	単位 人	46	343	310	参加率は高い	4	4	3	3	21	C	未実施	継続	受講料を無料としていることもあり、講座の参加率は高い。雇用環境が改善されれば、一定の受益者負担を求める必要がある。	市民ニーズは高く、受益者負担を含め成果の検証を行う必要がある。	有	17	コストの削減		
155	環境	1 環境保全・資源循環	(1) 美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	16	環境政策課	環境クリーンフェスタ	三次市かいてき環境保全条例に規定する「かいてき環境の日」を実施する市民参加の環境活動に位置づけ、市民参加型イベントとしてフェスタを開催している。平成21年度は、市民一人ひとりが地球温暖化対策などの環境保全について考える機会となるよう、環境講演会、「みよし環境大賞」の表彰、学校版環境100認定校の活動発表、小・中学校児童・生徒及び一般市民から募集した環境ポスター、リサイクル品の抽選会などを実施した。	三次市かいてき環境保全条例に規定する「かいてき環境の日」を、市民参加の環境活動を実施する日と定め、市民・地域・行政が連携し具体的な取組を行うことを求めている。人類全体での課題である地球温暖化など環境問題を解決するため、一人ひとりの環境保全意識が地域に広がるよう取り組む必要がある。	市民	環境講演会、「みよし環境大賞」の表彰、作品募集、学校での環境活動の発表などを通して、市民の環境意識の向上を図る。	環境意識の向上により、市民一人ひとりが日常生活で環境負荷低減に取り組むこと。	4,961	活動指標 H20年度 111	単位 周知チラシ配布数	46,000	45,000	45,000	環境フェスタ周知チラシ配布数	活動指標 H20年度 110	成果指標 来場者数	単位 人	750	300	300	環境フェスタヘリ来場者数(平成21年度から会場を変更)	3	3	3	5	22	B	継続	地球温暖化対策など環境問題解決のためには、一人ひとりが日常生活の中で温室効果ガス排出量の削減など環境負荷低減に努める必要がある。具体的な取組内容を明示し、環境意識の向上を図る本事業の必要性は高いと考える。	環境問題への取り組みが義務づけられたこと、業界団体への呼びかけや、さらなる環境意識の向上の場、行動するきっかけになるようなイベントとなるよう、効果的な手法、企画を講じていく必要がある。	無	10	内容の改善			
156	環境	1 環境保全・資源循環	(1) 美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	20	環境政策課	不法投棄防止パトロール事業	不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、市内全域を対象に不法投棄多発地域を重点的に巡回パトロールを行うとともに、市民、行政が一体となり不法投棄の監視、啓発活動を行うことにより、街の美観を保全し、安全で安心な街づくりを行う。平成21年度については10月から実施	軽微なポイ捨てに関しては早急に回収し誘発を防止する。市管理地、市道以外の不法投棄及び多量の不法投棄については、地権者との協議調整等が必要。	不法投棄者	車両への啓発看板・啓発シール表示による巡回パトロール等軽微なポイ捨てについては即時回収。	環境保全の意識を持ち、不法投棄を「しない、させない、許さない」の環境力を養う。	30,589	活動指標 H20年度 2,516	単位 km	5,804	37,012	61,000	市内全域を巡回することにより不法投棄の抑止	活動指標 H20年度 826	成果指標 不法投棄廃棄物回収量	単位 kg	580	1,191	2,300	軽微なポイ捨てを即時回収することによる誘発の防止	5	3	3	4	24	B	未実施	住民自治組織及び郵便局に協力を得ながら不法投棄防止の監視パトロールを行い、早期に回収することで誘発防止に努めています。不法投棄防止パトロールを行うことにより、不法投棄の未然防止に効果的であり、また、市民の関心も高いパトロールの要望も多数あるため。	市内の協力体制の構築のほか、自治会との連絡体制の整備による情報提供や、不法投棄を「しない、させない、許さない」といった防止のための市民への意識の醸成への取り組みも必要である。	有	4	市民の多様な力の活用			

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価		2次評価(事務事業)		改善の必要性	改善区分												
												H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度				H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地			コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	総合 評価	判断理由	内容	その他の 内容	総合 評価	判断理由	内容	その他の 内容
157	環境	1 環境保全・資源循環	(1) 美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	16	環境政策課	三次市家庭系一般廃棄物集積所整備事業	市民生活の環境整備を図るため、三次市家庭系一般廃棄物集積所整備に要する費用の二分の一の補助金を交付する。(限度額:10万円)条件:市内のおおむね10戸以上が共同で利用するごみ集積所であること、設置する土地所有者の承諾が必要。	年度によって補助金申請の数が予想できないため、当初予算での執行が困難な年度がある。今後ごみ集積所の老朽化が進み同時期に補助金申請が集中する年度があると予想される。	市内のおおむね10戸以上の利用者が、一集積所あたりの補助金・施設設置費用額の二分の一(限度額:10万円)の補助金を交付し市民生活環境整備を図る。街の美観を損なわないようごみ集積場の設置。	集積所を設置することで廃棄物の飛散防止・周辺地域の環境美化を促進。また収集業務の安全、迅速化にも繋がる。	補助金交付件数 H20 285,142 H21 168,241 H22 390,700	件	14	29	10	補助金交付件数は本制度による市内の環境衛生施設整備の推進を示す。(7月30日現在の申請件数)	補助金交付による世帯 170 410 100	本制度申請時の利用世帯合計は占める改善された集積所の割合を示している。(7月30日現在)	5	4	4	4	5	27	A	未実施	継続	継続	今後、ごみ集積所の老朽化が進み、新設、更新、修繕を申請される団体等が増加傾向にあり、収集業務の安全、迅速化に繋がり市民ニーズが非常に高い。	市民生活の環境整備として廃棄物飛散防止、収集業務の安全、迅速化にも繋がる事業で、継続して取り組む必要がある。また、更新、修繕箇所を把握し、地元への周知等を行い、計画的な整備を進める必要がある。	有り	4	市民の多様な力の活用											
158	環境	1 環境保全・資源循環	(1) 美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	20	土木課	アダプト制度	広島県が管理する道路・河川が対象。アダプト活動とは、養子縁組をする、という趣旨から、市民等が主体となり、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動を指す。アダプト活動を実施する認定団体に、活動経費の一部を奨励金として県が交付し、道路・河川への愛着心の醸成等を図ることを目的としている。	広島県アダプト制度実施要領に市町との協力が謳われているが、市の具体的な役割は清掃、緑化等の回収による。県の管理道路と河川の美化活動である。市が回収に行きクリーンセンターまで運ぶことも、ゴミの受け入れについては当然協力を行うべきであるが、クリーンセンターまでのゴミの運搬はアダプト活動団体若しくは県が行う方向で調整を図りたい。	アダプト認定団体が、県管理の道路・河川において清掃、緑化等の活動を行う。市はアダプト認定に係る申請受付、係の進捗、契約書の送付、活動実施報告書の進捗やごみの受け入れに関する調整等を実施する。	県が管理する道路及び河川におけるボランティア活動の活性化及び道路・河川に関する環境の維持向上を図ることを目的とする。	アダプト路線及び河川 H20 23,933 H21 17,975 H22 15,782	箇所	30	41	46		認定団体 29 39 44	現在、市の費用負担は事務に係る人件費のみだが、市道での運用を行えば、奨励金・傷害保険等の費用負担が増える。	2	2	4	2	4	16	D	継続	継続	広島県アダプト制度の周知を図り、市道・市管理河川にも導入され、市民にも十分周知が図られれば市民ニーズは高まる。	関係機関と連携し、制度の周知を図る。また、市道や市管理河川への制度の導入を検討する。	有り	4	市民の多様な力の活用												
159	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまちづくり	18	環境政策課	三次市学校版ISO事業	児童・生徒の環境意識向上を目指して、市において独自の基準を設け、環境活動に取り組んでいる小・中学校を認定する。	小・中学校38校(平成22年4月現在)のうち、13校が認定校となっている。今後全小・中学校で三次市学校版環境ISOが実施されるよう継続して取り組む必要がある。	小・中学校から提出された計画について、各年度の活動内容を審査し、基準を満たした小・中学校を「三次市学校版環境ISO認定校」として認定する。	学校の環境活動を促進し児童・生徒の環境意識の醸成を図るとともに、家庭・地域における環境意識の向上を図る。	学校版環境ISO実践校数 H20 75,500 H21 67,692 H22 57,812	校	10	13	16	実践校が年々増加している。	児童・生徒数 695 837 1,164	実践校の増加に伴い、児童・生徒数も増加している。	5	3	4	4	24	B	拡大	継続	継続	将来を担う子どもたちの環境保全意識を向上させることは、地球温暖化など環境問題解決に向け効果が高い。	教育委員会と連携し、実践校の拡大等小・中学校での三次市学校版環境ISOの実践を推進していくことが必要。	有り	1	4	成果の向上											
160	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまちづくり	16	環境政策課	ISO14001推進事業	三次市環境基本計画に基づき、市の事務事業において生じる環境負荷を低減し、環境保全施策を継続的に実施する。平成18年度から、市民病院部及び学校・保育所を除く全部書を登録範囲とし、環境マネジメントを運用している。	地球温暖化防止をめざす京都議定書による国際的な約束期間となり、地方自治体においても率先的な対策の実行が求められる。環境マネジメントシステムの運用により、組織的に温室効果ガスの排出削減など環境負荷低減の取組を進めることは、地球温暖化防止対策として効果が高い。	環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を運用し、市の事務・事業から生じる環境負荷を低減する。	事務・事業の実施方法について環境保全の観点から継続的に見直し、改善を行うことで、市の事務・事業から生じる環境負荷を低減する。	登録範囲の職員数 H20 5,552 H21 4,170 H22 3,180	人	599	599	599	環境マネジメントシステムの運用により、事務・事業から生じる環境負荷を低減する。	前年度の発生量から1%削減 20,684 20,947 20,738	基準値:平成16年度の発生量 20,656t-CO2	4	3	4	5	4	23	B	継続	継続	地球温暖化防止のための京都議定書の約束期間となり、地方自治体においても率先的な取組が求められる。このため、環境マネジメントシステムの取得に取組まれているが、市役所の認証取得は市内の事業所に対する啓発効果があると考えられる。	組織的な環境負荷低減の取組を継続する必要がある。認証取得のPR効果は高く、これまでの取組を継続するとともに、研修等による職員等の環境意識の向上に取り組む必要があり、成果を民間へ波及させていく必要がある。	有り	1	4	成果の向上											

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ランク	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価		2次評価結果		拡大・縮小 内容	改善の 必要性	改善区分						
													活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明					目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性				社会的 ニーズ	市民 ニーズ	総合 評価	判断理由	総合 評価	判断理由
161	環境	1 環境保全・資源循環	16	(3) 資源を大切に するまちづくり	環境政策課	生ごみ処理機 購入補助金	市民による家庭ごみの自家 処理を推進し、燃やせるごみ 量(生ごみ)の軽減およびご みの資源化意識の高揚を図 ることを目的とし、生ごみ処理 機器を設置した者に対して、 補助金を交付する。	補助金交付の対象となつた 生ごみ処理機器の、実際の使 用状況のフォロー(設置場所の 確認等)が不十分。 補助金額および補助率の再 検討(生ごみ処理機器の電気 式、高価なものも多く、購入機 器の1/3から1/5程度の補助額 となっている。傾向として、金 額の安価な堆肥化容器の購 入者が増加している)	市民の全世帯	生ごみ処理機器 購入者の申請に より購入価格の 1/2相当額を助成 する。(その額が2 万円を超えるとき は、2万円を上限 とする。)	2,664	活動指標 件	107	107	130	生ごみ処理 機に対する補 助金交付件 数	H20 28,317	H21 24,897	H22 25,446	説明 本事業で 補助金交 付を受けた 生ごみ処理 機器によつ て減量され た生ごみの 量(電気式 +たい肥化 容器)	10	8	10	電気式生ご み処理機器 でのたい肥 化率(申請件 数の1/2) とし、1台あ たりの日平 均処理能力 697.8kgで計 算	5	4	3	5	5	5	26	B	要改善	継続	継続	燃やせるご み(生ごみ 及びごみの 資源化意識 の高揚を図 ることは重 要である。 利用者の声 を聞きなが ら、補助率 等の見直し を検討する。 また、制度 の周知と有 効活用につ いての啓発 に努める必 要がある。	10	内容の改善				
162	環境	1 環境保全・資源循環	18	(3) 資源を大切に するまちづくり	環境政策課	買い物袋持参 ノーマル推進 事業	レジ袋等の削減及び簡易包 装に協力的な事業者を「ノ ーマル推進協力店」として認定 し、店舗名等を広報すること により、その活動を支援する。	協力店舗数やマイバック持 参者も増加し、市民の関心も 高まっている。今後は、ポイ ント制による環境配慮商品の 交換に頼らない「買い物袋持 参ノーマル推進」を定着させる ため、県が提唱している「レジ 袋無料配布中止」にスムーズ に移行できるよう市民への周知 啓発、事業者への説明をして いくことが必要である。	市民	市民が買い物袋 を持参し、レジ袋 等の包装を削減 し、1回につき 1ポイント加算 し、ポイント数 (50,100,150) に応じて三次市 指定ごみ袋等の 環境配慮品(2品 目)と交換できる 特典を設ける。	8,926	活動指標 店舗	429	435	440	三次市認 定ノーマル 推進協力店 舗数	H20 12,962	H21 20,519	H22 16,340	説明 平成21年 度レジ袋 削減枚数	1,414,150	1,666,800	1,700,000	平成21年 度レジ袋削 減枚数	4	4	3	4	4	23	B	継続	継続	マイバック 持参者も増 加し、市民 の関心も高 まっている。 今後は、市 民への啓発 、事業者へ の理解を促 すこと、県 が提唱する 「レジ袋有 料化」への 移行に向けた 取り組みが 必要である。	1	市民と行政の協働						
163	環境	1 環境保全・資源循環	19	(3) 資源を大切に するまちづくり	環境政策課	街角EC ステーション 事業	地域との協働により、生活 環境の保全及び公衆衛生の 向上を目的として、地域に根 ざした住民の自主的な環境活 動を支援、育成していくため、 地域の環境保全に取り組む 住民自治組織に対し、助成金 を交付する事業である。	事業の進展に伴い、住民 自治組織の活動を定着させ、 環境保全及び公衆衛生の向 上に関する総合拠点として、 地域住民と行政との 細やかなネットワークを構築す る。	市民(住民自治組織)	助成の対象とな る事業 ・不法投棄のパ トロール・環 境アドバイザー の設置 ・ごみ分別学習 会の開催 ・廃食油及び 廃油回収	3,752	活動指標 申請団体 数	18	19	19	住民自治組 織19団体全 て参加	H20 177,888	H21 197,473	H22 200,157	説明 環境保全 及び公衆衛 生の向上に 関する総合 拠点づくり として、地 域の核とな る住民自治 組織を対 象として支 援すること は、おおむ ね目的に合 致している。	4	3	4	4	4	23	B	拡大	拡大	住民自治組 織や公衆衛 生推進協議 会等と連携 し、全地域 で自主的な 取り組みを 推進する。	1	市民と行政の協働										
164	環境	1 環境保全・資源循環	21	(3) 資源を大切に するまちづくり	環境政策課	住宅用太陽 光発電設備 設置補助金	住宅用太陽光発電システム 等を設置する市民に対し、そ の必要経費の一部を補助す る。	住宅用太陽光発電システム は、需要の増加に伴い価格低 下が進みつつあるが、依然と して高価であるため市民の努 力のみでは普及が進みにくい 現状にある。	市民	温室効果ガスを 発生しない太陽 光発電システム 及び省エネルギー 設備を設置する 市民に対し、そ の設置経費の一 部を補助する。	26,964	活動指標 補助金交 付件数	-	183	220	補助金交付 件数	H20 #VALUE!	H21 147,344	H22 115,272	説明 補助金を 活用し住宅 用太陽光発 電システムを 導入した住 宅二酸化炭 素削減	406	488	住宅用太 陽光発電シ ステムによ る発電見込 みによる二 酸化炭素削 減	5	3	5	5	4	26	B	未実施	継続	二酸化炭素 排出削減に 関する住宅 用太陽光発 電システムの 普及が促進 されること が、市民ニ ーズである。 一定の期間 を経過した 後に制度の 見直しを行 う必要がある。	14	成果の向上							

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析				手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価結果 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性										
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度										H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コスト削減余地	市間との妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ		
165	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまじくり	21	環境政策課	ペレットストーブ等補助金	ペレットストーブ等を購入・設置する市民に対し、その必要経費の一部を補助するもの。 【補助の内容】 購入・設置費用の1/3(上限10万円)	温室効果ガスを発生しない森林バイオマスエネルギーの活用は地球温暖化防止に大きな効果があるとされているが、同エネルギーを利用するペレットストーブ等は灯油等を利用する装置に比べ高価であり、設置者のみの負担では普及が進みにくい状況にある。このため、本補助事業を継続し、ペレットストーブ等の普及を促進する必要がある。	市民	温室効果ガスを発生しない森林バイオマスエネルギーの活用を促進し、地球温暖化防止と地域資源の循環を図るため、住宅・事務所等にペレットストーブ等木材を燃料とするストーブ・住宅用ボイラーを設置する市民に対し、その設置経費の一部を補助する。	設置経費の一部補助することにより、温室効果ガスを発生しない森林バイオマスエネルギーを活用したペレットストーブ等の普及を促進する。	5,089	補助金交付件数	件	-	30	20	補助金交付件数	H20年度 #VALUE!	H21年度 169,633	H22年度 100,000	本補助金を活用しペレットストーブ等を購入・設置した住宅での二酸化炭素削減量	t-co2	-	12	8	5	4	5	5	4	4	27	A	未実施	継続	継続	地域資源循環システムを構築し、二酸化炭素を排出しない太陽光エネルギーへの転換による地球温暖化防止を図るため、ペレットストーブ等が一定程度普及するまで本事業を継続実施する必要がある。	市民ニーズがあることから、引き続き、事業の周知を図り、ペレットストーブの普及に取り組む。また、一定の期間を経過した後に制度の検証を行う必要がある。	有	14	成果の向上
166	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	消防ポンプ積載車更新	消防団のポンプ積載車を配置更新し、古いものから計画的に更新し、消防ポンプ車等105台更新車両3台	今後同一年度のに更新時期がくる車両が多数あるため、より計画的な更新計画の樹立と配置車両の見直しが必要である。	市民 地域消防団・地域住民	古いポンプ積載車等を計画的に更新し、消防力の強化を図る。	ポンプ積載車の定期的な更新	12,668	更新車両数	台	3	3	6	危機管理課	H20年度 4,982,666	H21年度 4,222,666	H22年度 5,324,166	積載車活動状況	回	200	200	200	5	3	3	5	5	5	26	B	継続	継続	計画的な更新計画の樹立と配置車両の見直しが必要である。	配置計画を勘案しながら、計画的な整備を行う。	有	8	事務事業の効率化	
167	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	水防事務	気象情報(各注意報・各警報等)に基づいて、水防の注意報・警戒体制として職員を配置させ、情報を早期収集することにより、早期対応し浸水被害の未然防止とともに軽減を図る。また、国・県から委託を受けた河川樋門や市管理の河川樋門について操作員への出動及び定期点検等の指示・管理等を行うとともに、委託料の請求及び操作員への資金支給事務を行う。さらに、気象情報やダム放流情報など各関係機関からの水防情報の収集及び対応を行う。	水防体制の配置に当たっては、気象予警報に基づき行っているが、とりわけ、注意報発令の回数が多く注意報に伴う時間外手当の経費が多くなる。また、国及び県から委託を受けている樋門操作員について、高齢化が進み操作員の確保が困難な状況となつているため、国土交通省及び県において自動式樋門への移行や、業者への委託を検討する必要がある。また、河川改修等の事業を推進するため、水防業務は建設部局で取り組むことが望ましいと考ええる。	市民を対象。	集中豪雨や台風被害などの水害から市民の生命と財産を未然に抑える。	集中豪雨や台風被害などの水害から市民の生命と財産を未然に抑える。	25,214	出動回数	回	30	28	30	注意報・警戒体制の出動回数	H20年度 634,555	H21年度 900,500	H22年度 716,933	出動回数	回	30	28	30	注意報・警戒体制の出動による災害防止	5	3	4	5	5	5	27	A	継続	継続	水防対策は市の責務で行うものであるが、水害の未然防止と軽減を図り、市民の生命と財産を守るためには、引き続き現状維持を基本とするが、より迅速で的確な体制設置を行うため、水防業務は建設部局で取り組むことが望ましい。	市民の生命と財産を守るために、水防業務については引き続き実施する必要がある。また、樋門操作員の確保にあたって、民間委託が可能な体制であれば委託を検討する必要がある。	有	8	事務事業の効率化
168	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	排水機場の維持管理	市設置の排水機場7箇所及び国土交通省から管理委託を受けている排水機場5箇所の維持管理として、操作員である市職員が月1回排水機場の点検を行う。また、市設置の排水機場については、点検結果を受けて修繕を行うとともに、電気保安業務等、業者委託により維持管理を行う。	洪水時における浸水被害を軽減させるためには内水排除を行う排水機場の役割は重要であり、今後その維持管理を確保し、防災機能の充実に必要である。そのためにも、日常の稼働点検は排水機場へ配置される市職員による点検・修繕等の体制で引き続き行うことが、洪水時における的確な対応へと繋がっていく。ただし、市設置の排水機場については老朽化しているため、今後、修繕等の維持管理料が増える見込であるとともに、専門業者による定期的な点検が必要である。また、水防事業と併せて建設部局にて一体的に事業を推進することが望ましい。	市民	市内の排水機場が災害時に稼働できるよう維持管理を行い、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する	災害時に稼働できるよう維持管理を行い、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する	11,702	操作員(市職員)の点検回数	回	18	18	18	市内12箇所の排水機場年間点検回数	H20年度 634,555	H21年度 650,111	H22年度 320,388	操作員(市職員)の点検回数	回	18	18	18	市内12箇所の排水機場年間点検回数	5	3	5	3	5	5	26	B	継続	拡大	防災機能の充実に必要であり、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを進めるためには、洪水時における災害被害を軽減させる排水機場の役割は重要である。そのため、専門業者による定期的な点検を行う必要がある。また、施設の老朽化に伴い、有事の際に確実に稼働させるためには、年間を通じて専門業者による点検を行う必要がある。	近年の異常気象(ゲリラ豪雨など)に対応した防災機能の充実・強化を図る必要がある。また、市職員の定期点検による点検を行い、さらに、必要な修繕等を行う。	有	8	事務事業の効率化

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の必要性										
													活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ			
169	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	防火水槽整備事業	防火水槽は、火災発生時の初期消火の水源確保に、非常に重要な消防施設であり、水利の確保が困難な地域において、緊急度や必要性を考慮して、計画的に整備する。新設6基。	地域の防火水槽の現有数と基準による充足率の向上	市民(水利の無い地域住民)	市民(水利の無い地域住民)	市民(水利の無い地域住民)	38,703	設置基數	基	5	7	6	防火水槽の6年間設置基數	H20 20 0	3,618,200	充足率	%	61	61	62	毎年5基程度を設置	5	5	5	5	5	5	4	29	A	拡大	継続	拡大	他事業との調整を図り、効率的な整備を行う。	充足率を高めるため、計画的に整備を行う。	有	9	事業の迅速化
170	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり		危機管理課	防災行政無線等	災害、公害及び気象に関する予報、警報や賞農指導、流通市況等農家生活に関する情報等を提供する。	災害時において、あらゆる手段により市民へ各種の防災情報を提供していくことは重要であり、現在ある防災行政無線・オフトークの設備を有効活用していくことは防災機能の充実に繋がるうえでも、当面は引き続き行なっていく必要がある。ただし、設備の老朽化などを考慮し、将来的には防災行政無線等は、CATVの普及率を考慮しつつ、その機能をCATVの音声告知放送へシフトしていく計画であるが、移行方法等が課題である。	市民	市民	21,610	定期放送	回数	260	260	260	旧三次市以外の設置世帯数で、受信機設置数はほぼ変化なし(各年度3月31日現在の三次以外)	H20 20 0	76,607	緊急時放送(火災)	件	7	10	10	火災等の災害時に緊急に放送を行う回数	4	4	3	5	4	5	25	B	継続	継続	継続	7支所管内においては災害などの緊急情報や行政情報を主として防災行政無線やオフトークにより地域住民への伝達しており、これに代わる伝達ツールがない段階では、継続していかざるを得ない状況である。	全市開局のCATVによる音声告知への移行も含め、現在のシステムを検証し、新たなシステム構築等計画的な移行を検討する。	有	10	内容の改善		
171	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	16	危機管理課	消防格納庫整備事業	消防格納庫は、消防ポンプ積載車、ポンプ車、可搬式ポンプの格納場所であり、地域消防団員の活動拠点施設として計画的な整備を図る。改築2棟。	合併により、地域格差が大きいため、施設の点検調査を行う。	市民(消防団、地域住民)	市民(消防団、地域住民)	25,387	格納庫の利用状況	回	40	40	40	格納庫の利用回数	H20 20 0	255,225	格納庫の利用状況	回	40	40	40	格納庫の利用回数	3	3	3	5	3	3	20	C	継続	継続	継続	施設の状況を正確に把握し、計画的な整備を行う。	施設の状況を正確に把握し、計画的な整備を行う。	有	9	事業の迅速化		
172	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	19	建築住宅課	耐震改修助成事業	地震による建物倒壊等の被害から、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、市民が自ら行う、住宅の耐震診断・耐震改修工事の実施に要する費用の一部を補助するもの。	耐震改修を促進し、地震時に建物倒壊等の被害を減少させ、市民の生命の保護と避難経路の確保を図り、地震災害に強いまちづくりを促進する。市民に対して、耐震診断及び耐震改修の更なる普及を図る必要がある。国においても補助率の引き上げ等、制度の拡充が行われており、市としても制度の拡充を検討する余地がある。	昭和55年3月31日以前に建築された木造の戸建住宅、高層又は併用住宅	耐震診断及び耐震改修工事の実施に要する費用の一部を補助するもの。耐震診断については、診断に要する費用の1/3か2万円を上限。耐震改修工事については、工事に要する費用の1/3か40万円を上限。	耐震診断・耐震改修補助申請件数	1	12	耐震診断補助申請件数	H20 20 0	985,000	耐震診断	件		耐震改修	件	1	2	耐震診断補助件数	4	2	2	耐震改修補助件数	4	2	4	22	B	継続	継続	継続	いつ発生するか分からない大規模地震への対策は、先送りにできない課題であるが、現状の補助制度の活用は芳しくなく、耐震化の促進に大きく寄与しているとはいえない。しかしながら、耐震診断の具体的な内容がわからないことや、個人の費用負担が高額となることから、耐震診断・改修への	耐震化の目標数値達成のため、耐震診断及び耐震改修の相談対応等も行う必要がある。	有	10	内容の改善		

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題(ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	H21年度事業費(千円)(職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次総合評価	拡大・縮小		2次評価事務事業	改善の必要性														
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標単位あたりコスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明		目的適合性	実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地	市間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	H20年度評価	H21年度評価	判断理由	内容	有無	改善区分	判断理由	内容	有無	改善区分
173	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	危機管理課	消火栓新設	上水道管の新設時や現在設置されていない上水道計画ルートにおいて消火栓を設置する。新設 基。	消火栓、水道管の口径が75mm以上で設置可能であり、現在、給水区域内において口径が75mmに満たない地域については、設置ができなため、配水管の布設替え等が必要と考える。	水道管布設時に、消火栓を設置する。	市民(給水区域内住民)	市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、被害の軽減を図るため。	27,967	設置箇所数	基	41	49	33	上水道事業に伴う消火栓設置箇所数未整備分を整備	H20 650,804 H21 570,755 H22 415,121	整備率	%	100	100	100	水道管布設ルートにおいて、設置箇所を消火栓として協議しずべて設置した。	5	5	5	5	4	5	5	29	A	継続	継続	継続	水道事業の整備に合わせ、消火栓設置を行っているが、市民からの要望もあり、消火栓の設置し、管理を行う必要がある。	引き続き三次消防署、水防隊と連携し、計画的な設置、維持管理を行う。	有	有	9 事業の迅速化			
174	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	農政課	小規模崩壊地復旧事業	荒廃林地の復旧及び荒廃の恐れがある林地の予防工事。又は松くい虫被害等のため、倒木により被害を助長する恐れのある箇所での伐倒処理を含む工事。又は与える直接被害を与え、又は与える恐れがあると認められるものについて事前に防護する。	財政難から、要望に応えられる予算の確保が困難になってきている。	崩壊の恐れのある急傾斜林地について、地元住民の要望に基づき、崩壊防止工事を施工する。	学校、公共施設、農道を含む(人家)等、直接被害を与えらるる市民	崩壊防止等を施工することにより、未然に災害を防止し、住民の生命財産を守る。	22,001	箇所数	箇所	4	9	13	必要経費を施工箇所数で除す	H20 3,150,125 H21 2,444,500 H22 3,107,730	危険箇所の改善箇所	箇所	4	9	13	未然に災害を防止出来ている。	5	5	5	4	4	4	27	A	継続	継続	継続	市民の生命財産を守る事業で継続が必要。	限られた予算の中で計画的に事業を進める。	有	有	8 事務事業の効率化				
175	環境	2 防災・安全	(2) 相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	危機管理課	子どもの安全支援事業	学校・地域・行政が一体となって犯罪の起こりにくい環境を整備し、児童・生徒の防犯意識を高めることにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを行う。防犯パトロールなど地域で行われる防犯活動に対して、消耗品の購入配布を行い活動を支援する。	児童・生徒に特化せず、市民全体を対象とした防犯の取り組みを強化する必要がある。	子どもが安心して暮らせる。安全な地域社会の形成	市内の児童・生徒	関係部局との連携を図り、防犯に係る消耗品の購入・配布を行う。	2,174	整備用品数	件	27	27	27	特に小学校児童を交通事故から守るため、ランドセルカバーや反射シールを配布した。	H20 80,629 H21 80,518 H22 76,703	児童の交通事故数	件				市民提案・職員提案による事業のため、目的達成への貢献度は大きい。	4	2	5	3	5	24	B	継続	継続	終了	市民を対象とした減らそう犯罪の取組の中で行なっていくことが本来の取組であるため。	他事業(178防犯事業)へ統合する。	有	有	1 市民と行政の協働					
176	環境	2 防災・安全	(2) 相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	危機管理課	交通安全の推進	交通安全協会や広島県が推進する各々の交通安全運動にあわせ、各関係機関と連携を図りながら、街頭キャンペーンやテント村を設置し、交通安全の啓発を行う。また、オートークや防災行政無線での啓発放送により交通安全の意識向上を図る。平成20年度は作木町において無事故1000日が達成され、その為のイベント等大々的に実施した。	交通安全の啓発と交通事故を減少させる対策を検討する必要がある。真に効果のある啓発活動等を推進するため、活動内容や推進方法を見直す必要がある。行政や警察が主として展開するのではなく、市民(住民自治組織等)を中心とした取り組みへ転換していく必要がある。	警察・交通安全協会と連携し、街頭キャンペーンなどの啓発活動を通じて、市民の交通安全意識向上を図り、交通事故防止に取り組む。	市民	安全な道路交通を確保するため、交通事故撲滅を目的とする。	8,533	テント村、街頭キャンペーン実施回数	回	14	14	14	街頭での呼びかけやテントを設置して啓発した回数	H20 513,142 H21 609,500 H22 473,000	市内交通事故数	件	7	14	1	平成21年度中2回の交通安全死亡事故多発警報を発生し交通安全意識向上を図る取組んだ。	4	2	3	3	5	22	B	継続	拡大	交通事故防止については、安全なまちづくりに欠かせないと思われる。交通安全協会等の活動を今後も支援し、充実した活動ができるよう関係者に必要がある。	行政や警察が主体の啓発活動ではなく、住民自治組織等の市民が中心となる取り組みを進める。	有	有	1 市民と行政の協働						

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果	改善の必要性								
												活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明									目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由
177	第5 環境	2 防災・安全	(2) 相互の助け合いによる安全・安心なまちづくり	13	市民生活課	消費生活情報提供事業、消費生活相談事業	PIO-NET(パイオネット、消費生活情報整備体制事業)独立行政法人国民生活センターのシステムを平成13年に導入したことにより、消費生活相談員が全国の相談内容を的確に入手し、相談者への消費生活相談や消費者の自立を目的とした啓発活動に活用することができる。また、消費者庁が設立され消費生活相談事業の強化が図られている。	市として相談体制の更なる充実を図るため、相談員研修等のスキルアップや相談員の処遇改善が必要である。また、将来的には人権相談、消費生活相談、外国人生活相談、市民無料法律相談等の総合的な生活相談センターとしての機能化が望まれる。	市民	消費者生活相談、本人相談、代理人相談、電話による相談	消費生活相談の苦情処理や情報提供等が解決を図られている。消費者自身の課題は、「消費者の権利」「自立支援」を基本理念として、主体的な消費者を目指している。	消費生活相談PR件数	回	47	42	50	広報、CATV、出前講座等による消費生活相談、多重債務相談、消費者の窓等の掲載回数、費生	157,659	相談者数	人	305	238	300	相談者総数	消費者の必要性に対応できていると思われ、消費生活相談の解決に向けて、苦情処理や情報提供に役立っている。	苦情要因の明確化と処理や情報提供に繋がっている。	相談員の削減の余地はない。	支所エリアの相談も多くなり、消費生活相談は、市民と直結しており市民も相談しやすいと思われる。また、消費者安全法で消費者センター設置は努力義務とされている。	相談状況は、減少傾向であるが、情報化の発達により消費生活相談の内容は複雑多岐にわたる。相談窓口の果たす役割は大きく、市民ニーズは高まっている。	市民への周知も毎月行っており、出前講座も増加している。振り込め詐欺など市民の関心事も高い。	社会的ニーズが 高いと思われること から、より一層の充 実強化を図る必要 がある。また21年度 から消費者庁も設 置され地方消費者 行政活性化基金に よる消費者行政の 機能強化が図られ ている。今後は、市 民への啓発、相談 員の研修等でのス キルアップをしてい く必要がある。	相談体制の充実を図るため、相談員研修等により、専門性を高める必要がある。	13	有	13	サービスの向上				
178	第5 環境	2 防災・安全	(2) 相互の助け合いによる安全・安心なまちづくり	16	危機管理課	防犯事業	平成19年度は、市内の各防犯団体を支援しながら事業を推進した。本年度も同様に「減らそう犯罪、みよし安全なまちづくり」推進連絡協議会の開催、また、市が設置した防犯灯の維持管理を行うとともに、新設に係る補助金の交付事務を行う。また、単年度事業である	安全で安心して暮らせる三次市を目指して、各種団体との連携を図り住民とともに防犯活動を展開する。	市民	各団体と連携を図りながら、安心安全なまちづくりを推進して推進体制を確立する	市民が安心して暮らせる。犯罪の起こりにくいまちづくりを進める	防犯灯設置補助金交付	件	37	39	20	防犯灯設置補助金交付申請件数	288,864	市内刑法犯認知件数	件	399	360	300	市内の刑法犯認知件数が減少傾向にあることから、一定の成果がみられる。	啓発活動や呼びかけを行っている。	各団体と連携を図りながら、安心安全なまちづくりを推進して推進体制を確立する	防犯灯の設置等、より効果的な方法を検討していく必要がある。削減の余地は小さい。	各団体や地域と連携を図りながら、安心安全なまちづくりを推進して推進体制を確立していき、市民ニーズは極めて高い。	毎年犯罪が多発しており、住民の生命・財産にかかわることから、防犯活動に対する社会的ニーズは極めて高い。	犯罪が起きている限り、啓発は必要である。安心安全なまちづくりは市民の願いであり市民ニーズは極めて高い。	防犯灯の設置されていない区域からの申請等、今後も安心して暮らせる三次市にするには必要であると思われるため。	防犯灯の設置だけでなく、啓発活動など地域での取り組みを支援している。	1	有	1	市民と行政の協働				
179	第5 環境	2 防災・安全	(2) 相互の助け合いによる安全・安心なまちづくり	13	市民生活課	生活相談に関すること	市民からの人権、生活、教育、労働、行政苦情等総合的な相談を来所相談、電話で受け、各部署や他機関と連携して相談の解決を図っている。	将来的には人権相談、消費生活相談、婦人相談、外国人生活相談、市民無料法律相談等の総合的な生活相談センターとしての機能化が望まれる。	市民	消費者生活相談、本人相談、代理人相談、電話による相談	相談者の問題解決を図っていく。相談内容により適切な相談機関を斡旋する。	相談業務月数	月	12	12	12	相談窓口設置月数	1,197,500	相談者数	人	73	150	170	相談者総数	消費者の必要性に対応できていると思われ、消費生活相談の解決に向けて、適切な機関の斡旋が出来る。	各機関との連携が確立できれば効果の余地は大きい。	人件費のみで、経費削減の余地はない。	個人情報保護のため、市でできないこと、社会的ニーズは高い。	相談内容は複雑多岐にわたる。社会的ニーズは高い。	近所の人間関係等が、市への相談ニーズが増加しており、市民ニーズは高い。	社会的ニーズが 高いと思われること から、より一層の充 実強化を図る必要 がある。また、個人 相談員や児童相談 員等が合同での総 合相談体制をとる ことで、よりきめ 細かい相談体制が 図れる。	市民の安心感や満足度を高めていくうえにも必要な業務であり、引き続き、各部署との相談体制の充実を図り、相談機能を高めていく必要がある。	13	有	13	サービスの向上				
180	第5 環境	3 地域交通	(1) 利便性の高い生活交通体系の確立	16	地域振興課	三次市民バス、デマンド型バス事業	〔三次市民バス(巡回便)〕君田町、布野町、作木町、吉倉町、三和町及び甲奴町において地域内での日常生活の係る交通手段(定時定路線)として、一般旅客自動車運送事業者へ運行委託している。 〔ふれあいタクシーみらさか〕三良坂町内の地域交通(区域運行・デマンド型)を運営する三次広域商工会へ事業補助を行っている。	昨年度作成した「三次市公共交通総合連携計画」に基づき、三次市民バス(スクール、通所便を除く)の委託運行やデマンド型バス運行(ジャンボ車両)の運営支援を行っている。	市民	公共交通機関の確保のため、三次市民バス(スクール、通所便を除く)の委託運行やデマンド型バス運行(ジャンボ車両)の運営支援を行っている。	市民の実情や需要に応じた地域内の移動手段の確保・維持	市民バス等運行便数	便	10,731	10,833	10,800	三次市民バス、ふれあいタクシーみらさかの年間運行回数	6,041	利用者数	人	46,029	43,955	43,000	人口減少にあわせて高齢者の免許保持率が高いことから利用減少が続いている。	利用状況と昨年度実施した市民アンケートや利用者ヒアリング、事業者ヒアリング等の実績を踏まえ、運行回数等の平準化等の見直しを行う。	利用が少ない地域(路線)では、運行態様の見直しや利用者の視野に入れない検討する。	運行回数の平準化や減便等による効果の高さを検証する。また、高齢者の輸送ニーズを反映させる。その領域は限らない。	本来なら、民間主導による効果的である程度の高コスト削減は可能だが、高齢者等の輸送ニーズを反映させる。その領域は限らない。	今後の更なる高齢化の進展が予測される中、高齢者の移動手段の確保が重要である。また、高齢者の交通安全対策においても公共交通の充実が求められる。	高齢者の免許保有率は高くなる傾向にあるが、女性を中心とした自ら移動手段を持っていない高齢者も多いため、高齢者の移動手段の確保が重要である。また、高齢者の交通安全対策においても公共交通の充実が求められる。	高齢者の移動手段として、今後ますますニーズが高まると予想される。運行の周知を図り、使いやすさや効果性を高める必要がある。	10	有	10	内容の改善					

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価		拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業		拡大・縮小	改善の必要性														
												活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度				説明	目的適合性			実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地			市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の 内容	有無	改善区分	判断理由	内容	その他の 内容	有無	改善区分
181	環境	3 地域交通	(1) 利便性の高い生活交通体系の確立	16	地域振興課	三次市 民タ ク シ ー 運 行 事 業	公共交通機関がなく、医療機関、福祉施設等から4km以上離れた一団の地域において、自ら交通手段を持たない住民が利用組合を設立し、2人以上で週2回を限度にタクシーを利用した場合、運行事業者を支払った運賃の1/2を補助するもの。 また、その利用組合の運営支援として、一月1,000円の事務経費に対する補助を行っている。	導入が比較的やすく、支援経費も最小限で抑えられるなど効果的な事業であることから、「三次市公共交通総合連携計画」においても、交通空白地域の解消手段として掲げている。 今後、住民自治組織との協働(協議検討)により、導入地域の拡大を図っていく。	市民	交通空白域で利用組合が設立されている地域において、住民が共同タクシーを利用した場合、週2回を限度とし、運賃の1/2を補助している。	路線バス等が運行していない交通空白域における自ら移動手段を持たない市民の日常生活に欠かせない移動手段の確保	H20年度 1,567	活動指標 利用者数 (年間) 人	1,294	1,574	1,600	平成20年度の利用率は減少したものの、平成19年度に行った利用要件の緩和が浸透した結果、利用率は向上している。	4	4	5	住民自治組織との協働による運営を構築する。	交通空白域に暮らす自ら移動手段を持たない市民に対し、日常生活の移動(交通)手段の確保と同様に利用者の負担を軽減することができる。	4	4	5	現状は、導入経費や運賃の半額を利用者側が負担する等、考えられる必要最小限な支援策であることから、採算性及び効率性の面でも有効な支援策である。	5	5	4	3	25	B	拡大	継続	拡大	拡大	有	14	成果の向上	14	成果の向上							
182	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	都市整備課	都市計 画道 路 上 原 万 地 線 整 備 工 事	三次市中心市街地である十日市地区と住居地区である島敷地区が馬洗川で分断され、島敷地区から十日市地区へ行くのに国道183号の鳥居橋や県道知三線線の旭橋、巴橋付近が交通混雑しており、尾道松江線が供用開始になると更なる渋滞が予測される。 この為、三次町願万地から十日市上原地区を結ぶ道路・橋を整備することにより、交通量を分散させ、市内の交通の円滑化を図る。	橋梁工事が本格化し、堤防道路に一部規制がかかることから、通行者および通行車両にできるだけ支障が生じないよう安全対策等を講じる。	道路利用者	道路・橋梁建設	交通渋滞解消及び安全な通行	H20年度 394,009	工事費 (橋梁工 事負担金 含む) 千円	175,044	332,187	552,690	工事費・橋梁工事負担金	1,387	工事進捗率	%	48	56	74	工事費進捗率	5	3	4	一部供用開始路線において、現時点で通行車両が多い。	アンダーパス部において、より安全対策が必要である。	橋梁における付帯施設(高欄・照明・舗装)の景観的要素をどこまで取り入れるかで、コスト削減は可能であるが、景観を重視した部分であるため、削減の余地は小さいと見込まれる。	市以外ではない。	市民から早期完成の要望が強い。	市民から早期完成の要望が強い。	27	A	拡大	拡大	拡大	橋梁工事の着手	事業規模	事業規模	有	9	事業の迅速化				
183	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	20	土木課	橋梁調 査 業 務	今後老朽化する道路橋の増大に対応するため、本市が「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱」に基づき、長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の削減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。 については、本市が管理する市道橋1,216橋及び権限移譲一般県道66橋について、平成20年3月に作成された「広島県橋梁定期点検要領」に基づき、全ての橋梁点検を行う。「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱」による市町村への国の補助が平成25年度までの措置であることから、平成25年度までに橋長15m以上の橋梁を対象に長寿命化計画策定を行う。	点検結果により、緊急度や要修繕橋梁数、工法等を検討し修繕化計画を策定するため、事業費が不明である。	橋梁利用者	橋梁点検の実施	橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る経費の削減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性の確保を図る。	H20年度 5,086	調査実施 橋梁数	橋	84	124	68	指標として橋梁点検数を用いる。	54,523	調査対象 橋梁数	橋	262	262	262	調査実施率	%	32	79	104	当初15以上の橋梁を調査する予定であったが、今年度15m以下の橋梁も行うため100%をえた。	4	3	4	全ての橋梁の点検業務を、職員で実施することに係る職員増や専門研修の実施よりも、専門業者による委託によりコストを削減できる。	道路法に定める道路管理業務である。	地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。	老朽化する橋梁の点検及び修繕計画の作成により、地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。	5	5	26	B	継続	継続	継続	継続	有	8	事務事業の効率化
184	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	生活道 路 整 備 事 業	国道・県道・市道以外の道路で、日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったものに対して補助金を交付することにより、市民生活の向上及び公共の福祉の増進を図る。 対象事業は延長20m以上で、舗装新設の場合は幅員0.9m以上、改良の場合は幅員3.0m以上、アスファルト舗装は厚さ4cm以上、コンクリート舗装は8cm以上とし、補助金は原則事業費の5/10とし、上限は50万円。 (ただし、住民税非課税世帯は7.5/10補助、生活保護世帯は10/10補助)	現行制度が今年度限りとなっているため、事業評価を踏まえて継続・廃止の議論が必要	市民	日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったものに対して補助金を交付する	住居への侵入の効率化による市民生活の向上及び公共の福祉の増進	H20年度 10,134	交付決定 件数	件	25	23	25	355,280	申請件数のうち、補助金交付決定となったものの割合	%	100	100	100	整備された道路延長	m	1,002	995	1,000	4	4	4	数戸の住宅が日常的に利用し、通行の利便性が高まる	住宅着床支援訪問サービスの充実、介護タクシーの玄関先までの乗り入れ、緊急車両の進入などへの対応が高くなる	他に手段はない	他の類似サービスが存在しない	訪問サービス、介護タクシー、緊急車両の進入などの必要性は高い	4	4	23	B	継続	継続	継続	継続	有	15	効果の検証	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析												手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改画の必要性	2次評価事務事業	拡大・縮小	改善の必要性			
												H21年度事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標 単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由										判断理由	内容	内容
185	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	17	土木課	東道改良事業 (権限移譲分)	東道35路線の維持修繕を事務処理特例条約の手法で、平成17年度～19年10月25日実施。平成19年10月26日からは道路法第17条第2項により東道20路線の管理を開始。	身近になった東道改良工事について、厳しい財政運営の中で、優先する路線、整備箇所を選定を住民の理解を得ながら進める。	道路を利用する市民や企業等	東道拡幅等による整備	安全、快適、利便性の確保	792,989	道路改良 整備延長 (m)	379,766	執行率	%	100	100	目的達成のために、東道整備は有効かつ効果的な手段であるが、住民には多様な意見があり、合意形成のうえ事業を推進する。	地元説明会において意見交換し、地域に即した道路整備を行う。	低コストで大きな効果を発揮する道路整備のあり方について、住民・地権者と行政とで合意形成を行う。	従前、県が道路管理者として事業実施していたが、市が行うことにより、市道との連携と集中の事業実施ができる。	道路網整備は地域生活の利便性・安心・安全に直結するため、社会的ニーズは極めて高い。	道路網整備は地域生活の利便性・安心・安全に直結するため、社会的ニーズは極めて高い。	27	A	継続	継続	継続	道路法第17条第2項により、市内完結の20路線の道路改良事業が市の判断で可能となったため、財源確保により確実に改良を実施していく必要がある。	引き続き、優先度を勘案しながら事業を計画的に実施する必要がある。	継続	有無	9	事業の迅速化							
							平成17年度 3路線3箇所の事業実施 平成18年度 5路線6箇所の事業実施 平成19年度 4路線5箇所の事業実施 平成20年度 9路線10箇所の事業実施 平成21年度 8路線9箇所の事業実施 平成22年度 8路線10箇所の事業実施																																			
							2	H20																																		
186	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	市道整備事業	道路新設改良事業については、新市まちづくり計画(H15年度作成)及び新市まちづくり計画事業(H16年度作成)並びに三次市実施計画(H18年作成)に基づき事業展開を行ってきた。	現在、道路改良計画は新市まちづくり計画に基づき平成26年度までの計画を持っているが、厳しい財政運営の中、より経済的な工法の採用や、生活密着型道路については土地及び立木補償などについては無償提供を原則とした整備手法に協力をいただきながら進める必要がある。	市民や道路を利用する企業等	市道を拡幅等により整備する。	安全で快適、利便性の確保	1,422,199						平成21年度より改良延長を改良延長として単位あたりコストが増加	地元説明会において意見交換を交わし地域に即した道路整備をする必要がある。	地域においては、道路整備促進のための推進母体形成し、地域にふさわしい道路について、住民と地権者及び行政との合意形成を行う必要がある。	道路管理者以外には、道路法上困難である。	生活道路の利便性や幹線道路網の形成に貢献しており、社会的ニーズは高い。	生活道路の利便性や幹線道路網の形成に貢献しており、市民ニーズは高い。	23	B	継続	継続	継続	新市まちづくり計画による道路整備は市町村合併における合併条件であり、又市の道路交通網形成上欠くことのできない路線である。しかしながら、整備手法については改善の余地は残されており、橋梁整備についても耐用年数を見極めつつ整備年次を考慮していく必要がある。	引き続き優先度を勘案し、県道も含めた全体の整備を計画的に実施する必要がある。	継続	有無	9	事業の迅速化								
							平成18年度は、49路線49箇所について事業実施を行った。 平成19年度は、46路線46箇所について事業実施を行った。 平成20年度は、50路線50箇所について事業実施を行った。 平成21年度は、43路線43箇所について事業実施を行った。 平成22年度は、42路線42箇所について事業実施を行う。																																			
							2	H20																																		
187	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	土木課	交通安全施設整備事業	道路反射鏡、道路防護柵などの交通安全施設整備のため、国から交付される交通安全対策特別交付金を財源として、市内各所に整備を行う。	優先順位を定め、計画的に整備を実施する。	市民、道路利用者	道路反射鏡、道路防護柵、転落防止柵、視線誘導標、警戒・注意標識、区画線などの交通安全施設設置	交通事故等からの未然防と注意喚起により、安全な交通環境を確保する。	24,345	設置路線数	37	39	40	626,351	事業執行率	%	100	100	100	安全施設整備により、安全性の確保が見込める。	パトロール等により、早期対応や未然の事故防止が見込める。	必要最低限の施工であり、コスト削減の余地は極めて小さい。	法の規定に基づく事業である。	安心・安全な交通環境は、全ての道路利用者のニーズである。	交通安全施設整備は、市民の日常生活に直結しており、ニーズは極めて高い。	交通安全施設整備は、安全な交通確保という全ての市民を対象にした社会的ニーズに対応している。市民要望も極めて高く、事故防止・安全確保は行政責務である。	優先順位を定め、計画的に事業を実施する必要がある。	継続	有無	9	事業の迅速化									
						2	H20																																			
188	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	小規模市道整備事業 (維持管理修繕等)	道路、橋梁等の維持修繕に関する業務(パトロールを含む)を市内を地区別に地区割りし、業者委託及び直営により行う。	交通量の増大や大型車両の増加により、路面の痛みが激しく維持修繕の迅速性の確保が求められるため、職員のさらなる資質向上が求められる。パトロール等計画的な巡回や効率的な業者委託など方法検討を行う必要がある。	市民、道路利用者	ポットホール(穴ぼこ)補修、崩落土砂除去、倒木処理、動物の死骸処理、溝清掃、街灯修繕など	道路環境の保全と通行に安全な道路状態を確保する。	190,685	委託地区数	12	12	12	18,418,583	事業執行率	%	100	100	100	路線委託方式により、早期発注・修繕が可能となり、安全性の確保が見込まれる。	パトロールや通報体制の強化により、更なる早期対応が求められる。	道路等の維持管理は必須業務であり、必要最低限の対応を行っているため、コスト削減の余地は小さい。	道路法の規定に基づく事業である。	道路環境の保全と安全な道路状態を確保することは、社会的な要請である。	市民生活に直結する事業であり、市民ニーズは極めて高い。	道路環境の保全と安全な道路状況を確保することは、市民生活・経済活動に直結する事業であり、行政責務である。	市民が安全で安心して通行できるように継続して実施していく。	継続	有無	9	事業の迅速化								
							2	H20																																		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ランク	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価		2次評価結果		改善区分																	
												H21年度事業費 (千円) (職員人件費含む)		活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地					市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由		判断理由	内容	その他の 内容	改善区分	改善区分												
												H20年度	H21年度																														H20年度	H21年度	H22年度	H20年度	H21年度	H22年度	H20年度	H21年度	H22年度	H20年度	H21年度	H22年度
193	都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	16	秘書広報課	地域インターネット活用	平成16年4月1日の市町村合併により、行政サービスの範囲が広域化し、住民サービスの低下や世帯数減少による集落機能の低下が懸念されるため、速やかな行政相談や行政情報の提供が可能な手段を確保する必要がある。また「みよし百年物語(三次市総合計画)」においても、「情報ネットワークによる生活情報の提供」を掲げ、超高速通信ネットワークを活用し、情報提供に取り組むこととしている。	導入後6年を経過し、機器の老朽化が進んでおり、そろそろ機器更新が必要な時期となっている。構築時から状況が変わった施設もあり、当時の整備状況の見直しも必要であるが、基本的には現行機能を維持する形で機器更新を検討する。また、新たな高度情報化については、平成22年度策定予定の第2次情報化推進計画に沿って、推進していくものとする。	市民及び三次市に関心のある方	インターネットを通じて行政情報の収集をより身近にできるようにするとともに、TV会議システムにより、各種相談業務を実施する。また利用者間の交流が図れる。キオスク端末により、観光イベント情報が収容できる。教育支援システムによって、学校間交流を図る。	ウェブページによる、行政情報・子育てに関する情報を収容できる。TV会議システムにより、各種相談業務を実施する。また利用者間の交流が図れる。キオスク端末により、観光イベント情報が収容できる。教育支援システムによって、学校間交流を図る。	光伝送路による接続施設数	単位	165	165	165	光伝送路による接続施設数	H20年度 303,066	ウェブページによる更新回数	(回)	400	400	400	行政情報・子育て情報・観光イベントに関する情報を提供するウェブページ(ポータルサイト)の更新数	H20年度 327,369	イベント中継の実施回数	(回)	22	27	22	イベント中継(三次市議会等)の実施回数	H20年度 261,933	ウェブページ(ポータルサイト)の更新回数	(件)	605,980	571,091	570,000	ウェブページは三次市ウェブページ閲覧者数をカウントしたものであり、ウェブページ利用	3	4	4	この事業により、ネットワーク基盤の整備は一定水準に達したとされているが、住民サービスの展開に不可欠なソフトウェア(システム)部分の整備が不十分であり、意欲的な整備が必要である。	他の電気通信事業者が整備した高速アクセス回線では、併せた三次市内を網羅し得るサービスがないだけでなく、回線速度の向上を簡易・短期に行うことができず、独自で回線を敷設しネットワークを運営することは	市の業務として法律として定めはないが、国の「e-JAPAN戦略」においても電子自治体の構築は重点政策と位置づけられており、積極的に整備を進めるべきである。	行政圏域が広域にわたることから、行政サービス提供のための手段の一つとして、また市民と行政の情報共有の基礎インフラとして、必要性が高いため、	中山間地域や過疎地域を抱える三次市においては、高速通信回線に対するニーズが高く、各種事業において有用な活用が期待できる。	24	B	継続	継続	市内165箇所の公共施設を結ぶ地域インターネットと、CATVによる市内全域の光インターネット網を活用し、教育、福祉、医療、防災、子育て、農林業、商工業の振興など、幅広い行政分野で高度情報化の恩恵を実感できるサービスを展開していく。利用者には高齢者が多く、このようなシステムに対して抵抗感があると見込	生活の利便性等市民のニーズに対応したサービス提供につながる活用法の研究、調査が必要と思われる。また、機器の老朽化により、計画的な機器更新を図っていく必要がある。	13	サービスの向上
194	都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	16	秘書広報課	電子自治体推進事業	行政手続きの電子化により、事務手続きの効率化を図るとともに、インターネットを利用した手続き手段の拡大により、利用者(市民)の利便性の向上を図るものである。	平成21年度より電子申請システム、施設予約システムとも新システム(ASPサービス)での運用を行っている。電子申請システムについて、手続数を増やしていくことが必要。	三次市民等	IT技術を活用し、事務処理の簡素化及び効率化を図るとともに住民サービスの向上を目的とする。	電子申請、電子入札、公共施設予約システムの利用件数・対象項目数増加。	電子入札システム、電子申請システム及び公共施設予約システム導入	式	1	1	1	電子申請・施設予約システムについて平成20年度システム更新を行い、平成21年度よりASPサービスを導入	H20年度 13,538,000	電子申請システムによる申請件数(年間)	件	9	29	50	上下水道変更、中止、開始届け、出前講座申込み	H20年度 4,965,000	公共施設予約システムによる予約件数(年間)	件	326	282	300	減少しているが、利用率は高いであった。	平成21年度から電子申請システムについては、携帯電話からの申請機能が加わり、講座・イベントなどの申込みを携帯電話から行うことも可能となっている。手続担当課の積極的な利用で、利用率、利便性とも向上が見込める。	平成21年度から電子申請システムについては、ASPサービスでの利用を行っている。大規模な経費削減を行っている。平成21年度は施設予約システムについて施設数が増加するがコストは増加する可能性がある。	市の行政手続き業務の電子化である。	国の「e-JAPAN戦略」において、オンライン利用促進(21手続)について、オンライン利用率を50%達成するよう指針が立てられており、国策的ニーズは高い。	施設予約システムについては、継続的な利用があり、ニーズがあるといえる。また、空き状況の確認をWEB上から行うことにより、電話予約についても予約日の選択がスムーズに行なえる。電子入	電子自治体構築業務は、どのシステムも広島県や他自治体と共同運用しておりシステム面においては改善を図ることは難しい。電子入札システム、施設予約システムについては、定量的なシステム利用があり、今後も継続して使用を行う。電子申請システムについては、新システム更新を行い、各担当課の経費で手続公開が可能であり、各課へ研修を行な	現システムの課題を整理し、新システムへ反映させていくとともに、市民への周知を図り、各部局と連携して、手続き数の拡大に取り組みが必要である。	13	サービスの向上														
195	都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	18	秘書広報課	三次市CATV情報発信事業	CATVによる市広報番組の発信(市の施策の紹介、地域のまちづくり活動の紹介、観光情報の提供など)・文字放送・音声告知放送による情報提供	広報担当課だけでなく、職員全体の情報開示の重要性など広報活動に対する意識の醸成を図ることが必要である。	市民(主にCATV加入者)	市広報番組(市の施策の紹介、地域のまちづくり活動の紹介、観光情報の提供など)の制作・放送・文字放送・音声告知放送による情報提供	多様な広報媒体を活用し、情報過疎をつくらないこと。	みよし夢通信放送回数		52	52	52	人件費の削減による	H20年度 427,615	CATV加入者数	件	13,253	13,604	13,900	CATV加入者が拡大していることが、広報範囲の拡大につながるため	H20年度 515,442	映像により伝達する広報活動については、市民にアンケートなどニーズに合った番組づくりも必要である。	4	4	4	映像を使いやすくなる。放送内容については、市民にアンケートなどニーズに合った番組づくりも必要である。また、文字放送や音声告知放送にも必要である。また、文字放送や音声告知放送にも必要である。また、文字放送や音声告知放送にも必要である。	番組制作には、専門スタッフ及び近年の高度技術(地デジ・ハイビジョン)に対応した機材等が必要であるため、現状以上のコスト削減は実現しにくい。	主に市の施策や制度の紹介、地域づくりへの参画を促すため、市が主体的に関わるべき事業である。	あらゆる媒体を活用した広報活動は市民からのニーズが高く、迅速・正確な広報を求め市民の要も高い。	あらゆる媒体を活用した広報活動は市民からのニーズが高く、迅速・正確な広報を求め市民の要も高い。	25	B	継続	継続	市の情報発信手段の一つとして、広報紙やホームページの活用と併せて、映像によって伝達することのできるCATVの特性を活かした番組づくりは、今後も必要である。	CATVの特性を活かした番組づくりをすすめることにより、身近な情報源として、各部局と連携し、市民生活に密着した番組内容は、今後の充実を図る必要がある。	13	サービスの向上												
196	都市	2 高度情報化	(4) 個人情報保護対策の強化	16	秘書広報課	情報セキュリティ研修に関すること	情報セキュリティの確保は、人的な面からの取り組みが重要な要素であり、e-ラーニングや外部講師による研修及び内ポータルでの提示による注意喚起等により、職員一人ひとりの情報セキュリティ意識の高揚を図る。	現在正職員のみを対象としており、正職員以外(嘱託、臨時職員等)の市情報資産を取り扱う関係職員にも拡大していく。部署間、職員間に温度差のないバランスのとれた情報セキュリティ意識の高揚をいかに行っていくかが課題である。	職員	職員を対象としたe-ラーニング研修	市民等の個人情報保護を徹底することにより、市民が安心して行政手続き等を行えること。	e-ラーニング研修の各コース受講者の延べ人数。平成21年度は新規採用職員、前年度の未受講者及び	人	489	509	540	外部講師等による研修会開催回数	H20年度 734	情報漏えい事件・事故発生件数	件				職員による情報漏えい事件・事故発生件数。	H20年度 1,487	外部講師等による研修会開催回数	回	1			研修会による研修会開催回数	H20年度 672	職員による情報漏えい事件・事故発生件数。	3	3	3	日々進化しているウイルス対策等も含め、技術面での定期的な研修が必要である。現状の情報セキュリティ意識の高揚を促すためには、e-ラーニングや外部講師等による研修の実施は目的に適合している。	現状でのコスト削減は困難であり、外部講師等による研修会の実施や研修対象者の拡大による研修会開催回数等の増加によるコスト削減は実現しにくい。	近年情報セキュリティに関する事件・事故が増加しており、社会的ニーズも高まっている。高水準の情報セキュリティ意識の高揚を図る必要がある。	近年情報セキュリティに関する事件・事故が増加しており、社会的ニーズも高まっている。高水準の情報セキュリティ意識の高揚を図る必要がある。	職員に対する研修は、専門機関の研修プログラム等を活用し、研修内容の充実・強化を図っていく必要がある。市民に対する取り組みについては、市の取組みや情報漏えい事件・事故等の情報をホームページ等を活用して積極的に情報発信するなど、経費の増大を伴わない取組を中心として、市民からの信頼を高めていく必要がある。	高度情報化社会の進展に伴い、組織や職員に対する個人情報保護や情報セキュリティ意識の高揚を図る必要がある。また、機器の老朽化により、計画的な機器更新を図っていく必要がある。	6	職員の意識改革										

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果	拡大・縮小	改善の必要性														
												H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地							市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ											
												87,355	推進協議 会の開催 数		5	6	10	土地権利者 などの強調と まちづくりを 推進する協 議会の開催 数。(平成 22年度は、 事業見直し に留意)	26,413,000	事業進捗 率	%	19	19	25	駅前地区の 事業の見直し に伴い、事業 の進捗率が 上がっていない。	3	1	2							5	3	3											
197	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	13	都市整備課	土地整理事業(三良坂駅前地区・下郷地区)	三次市の生活拠点の一つである三良坂地区において、馬洗川で分断されている下郷地区と三良坂駅前地区の両地区を結ぶ幹線道路の新設と併せて両地区を一体的に整備し、駅前市街地の再整備及び下郷地区の宅地整備を行うことで、人口増加の受け皿となる生活拠点機能を強化するまちづくりを行う。とあったが、事業費が高く、経費の節減を目的として事業の縮小を行う。(平成21年度事業)区画道路舗装工事、宅地整地工事、上下水道管布設工事、地元協議会の開催	事業の見直しで地区外となる駅前地区の土地権利者等との合意形成を図りながら事業の見直しを行っている。	三良坂町の駅前地区及び下郷地区の土地権利者等	道路や上下水道などのインフラ整備を行うとともに、良好な宅地整備を行う。	下郷地区のインフラ整備を行い、人口増及び商業の活性化を図り三良坂地区の魅力を高めるまちづくりを行う。	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	H20年度 評価 縮小	H21年度 評価 縮小	1次 総合評価 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性 有無	改善区分	2次評価結果 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性 有無	改善区分						
											87,355	推進協議 会の開催 数		5	6	10	土地権利者 などの強調と まちづくりを 推進する協 議会の開催 数。(平成 22年度は、 事業見直し に留意)	26,413,000	事業進捗 率	%	19	19	25	駅前地区の 事業の見直し に伴い、事業 の進捗率が 上がっていない。	3	1	2	5	3	3	17	C	縮小	縮小	駅前地区の事業縮小(都市計画道路三良坂駅前線と県道三次・庄原線の交点、現在高より1.3メートル上がることに伴い、部分のみ家屋を移転補償を行う。)		有無	有	縮小	事業規模		有無	有	1 6 予算の見直し				
198	都市	3都市の魅力づくり	(2)川の都づくり	21	企画調整課	三川合流部周辺河川環境整備事業	三川合流部は平成9年5月に策定した、三次市三川合流部周辺河川環境整備構想に基づき整備を進めてきたが、計画策定後10年を経過した状況等にも変化が生じているため、利用状況や課題、市民の意見等を再整理し、既定構想について見直しが必要になりました。そこで、河川の魅力を最大限に引き出し、自然と触れ合う交流の拠点となるような賑わいのある水辺環境を創出するため、河川管理者である国、県、市、市民の協力のもと、地域住民、関係団体と連携して、検討協議会やワークショップを開催し、計画の策定を行いました。全体で、68項目挙げられており、その中でも、今後5年を目標に事業実施を測るものについては、重点プロジェクトとして、みよしまちづくりセンター付近の階段護岸の整備、巴橋周辺の外灯、椅子の設置	整備にあたっては、河川管理者である国、県、市は地域住民の意向を反映させるため、ワークショップ等を行う。また整備後は地域での維持管理、活用を行うため、役割分担を明確にした整備が必要である。また、継続してかわまちづくりを行って行くには、市民が主体となった積極的な取り組みが求められており、本計画の実現を図るためには、ハード整備だけでなく、ソフト面の取り組みも必要となる。例えば、かわまちに関する様々な情報が集約され、かわまちに関する市民、行政、専門家などが協議して計画検討、実施、見直しなどについて議論することができる組織(仮)かわまちづくりセンター)の構築を目指す。	事業実施にあたっては、ワークショップや十分な住民説明等を行い、住民の意見を取り入れた整備を行う。	河川管理者である国、県、市、地域住民がそれぞれの役割分担の下、協働して三川合流部の整備及びそれを生かしたまちづくりを行う。	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	H20年度 評価 未実施	H21年度 評価 未実施	1次 総合評価 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性 有無	改善区分	2次評価結果 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性 有無	改善区分							
											8,944	協議会、WS、説明会等の住民意見聴取・意見交換回数		1	8	10	国、県、市、地域住民が協働して事業を実施している(ためには、ワークショップ、説明会等の住民との意見交換)	5,094,000	重点プロジェクト整備箇所	箇所	1	1	1	平成21年度は計画策定を行い、実際の整備は平成22年度から行う。	5	3	3	計画策定にあたっては、協議会4回、ワークショップ5回を行った。また、堤防照明の機能選定にあたっては、社会実験とアンケートを行って、住民の意向を尊重した計画決定を行った。	3	3	5	4	5	25	B	未実施	未実施	今後、継続してかわまちづくりを行って行く上では、市民が主体となった積極的な取り組みが求められており、本計画の実現を図るためには、ハード整備だけでなく、ソフト面の取り組みも必要となることから、市民の理解と協力が必要である。		有無	有	継続	市民の多様な力の活用		有無	有	4 市民の多様な力の活用	
199	都市	3都市の魅力づくり	(3)美しい景観の創出と保全	16	都市整備課	三次町歴史的地区環境整備事業	歴史まち事業として、平成8年度より官民共同で取り組んでいる。民は歴史まち協会の設立と街なみ協定の締結(約220件)と家屋の修繕、官は基礎整備について巴橋・三次町本通り・荒瀬病院・太才神社までの延長約1,400mの電線地中化、下水道・上水道移設・石畳舗装・水路改良・街灯を設置する。ソフト事業として家屋の修繕に補助金を出す。事業完了後は、住民が歴史を営みながら持続可能な街とし、また、市内外の来訪者も三次市の歴史を歩いて楽しむことを目標とする。	地域住民による積極的な歴史的街なみ創出(家屋修繕補助を利用した改修)	電線地中化・下水道・上水道・石畳舗装・家屋修繕補助	中心市街地としての活力を取り戻す。	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	H20年度 評価 継続	H21年度 評価 継続	1次 総合評価 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性 有無	改善区分	2次評価結果 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性 有無	改善区分							
											25,834	整備箇所	箇所	1	1	1	家屋修繕補助申請の件数	30,321,000	修繕補助の件数	件	1	1	1	平成17・18・19年度で主となる事業(電線地中化・石畳舗装・水路改良・下水道・上水道)は完了した。	5	5	4	歴史的な街の環境整備は整った。	5	5	5	民間ではできない。	5	3	27	A	継続	未実施	主たる整備は完了したが、これら小公園・ストリートファニチャーの内容を歴史まち協会で検討してもらい実施する予定である。また、修繕施設整備においては、街なみ整備推進事業要綱の改正を行い修繕補助限額の見直しを行い、修繕整備の必要が推定される。		無し	無	縮小	事業規模		有無	有	1 0 内容の改善
200	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	20	農政課	農道橋改修事業	本事業は、一級河川(江川)を介して三次市作木町(旧作木村)と島根県邑南町(旧羽須美村)が接している。邑南町側にはJR三三線の駅があり、その作木駅と江平駅を三良坂と丹波橋を結ぶ両地区を一体化している。古くから旧作木村と旧羽須美村は経済圏を共に生活基盤や農業生産基盤を共有してきた。三良坂は昭和47年の集中豪雨災害(旧事業)により昭和49年度に架け替えが行われ、丹波橋は団体営事業により昭和51年度に新設架設された。この間、両橋は平成3年度と平成6年度に鋼橋であるため塗装塗替えを行い、旧両村が共同して維持管理を行ってきた。現在、先の再塗装から15年以上経過し塗装劣化が顕著となっている。このため、再塗装を行い両橋が担う良好な生活環境・農業生産機能・都市との交流を維持発展させるものである。	目的の早期実現に向けて、他事行との整備水準の確認・調整と、当該地域の中期的な戦略プランが必要と考える。	に利用する市民並びに観光利用者の安全安心な道路ネットワークの構築	本道路橋の再塗装による橋梁劣化防止を行う。	本橋利用者の安全安心な道路網の整備を図り、定住並びに観光を通じた都市交流を促進し、活力ある地域の創出を行う。	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	H20年度 評価 継続	H21年度 評価 継続	1次 総合評価 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性 有無	改善区分	2次評価結果 判断理由	拡大・縮小 内容	改善の必要性 有無	改善区分						
											72,123	延長	m	244	244	244		11,016	受益面積	ha	21	21	21	現在、JR三三線を利用した都市と農村の交流が十分とはいえない。	3	3	3	本道路橋の再塗装による橋梁劣化防止を行う。	5	5	4	管理主体が自治体である。また、改修手法は確立されておらず、高度な技術が必要となっている。	4	4	22	B	継続	継続	鋼橋の塗装替えのノウハウは十分に確立されており、担当職員の判断によるコスト削減の余地が大きく(左右される)。又、本橋の利用は荒廃地を抱えていることから、荒廃地対策も必要となる。その他、農村と都市との交流拡大に工夫を必要とする。		有無	有	継続	1 7 コストの削減		有無	有	1 7 コストの削減

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ランク	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 改画の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 改画の必要性	改善の必要性															
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度										説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ								
201	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	土木課	排水路 新設改良事業	平成17年度は、9箇所について事業実施を行った。平成18年度は、6箇所について事業実施を行った。平成19年度は、7箇所について事業実施を行った。平成20年度は、5箇所について事業実施を行った。平成21年度は、6箇所について事業実施を行った。(繰越分を含む) 平成22年度は、きめ細やかな臨時交付金(繰越分)で12箇所について事業実施を行う予定。	計画的な整備には、多大な費用が伴う。	市民	排水路を整備する。	安全で快適、利便性の確保	26,200	H20年度	303	H21年度	589	H22年度	1,200	H20年度	32,128	改良率	%	100	100	4	4	4	4	4	4	4	24	B	継続	継続	継続	排水路の整備は、安全で快適な生活の確保には不可欠であり、要望箇所を中心に整備していく。	継続して計画的に整備を行う。管理については、できるだけ地元で行えるようにする。	9	有	事業の迅速化							
202	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	17	建築住宅課	公営住宅ストック 総合改善事業	良質な住宅ストックの形成及び将来世帯への継承を図るため、市営住宅の計画的な改修等により適切な維持管理と居住環境の向上を進める。平成21年度は、作木町天楽住宅、伊賀和志住宅、甲奴町宇賀住宅の合併浄化槽設置工事を実施するとともに、市営住宅48団地の地上デジタル放送受信機向け調査設計を行った。 平成22年度は、甲奴町祇園住宅の合併浄化槽設置工事を行うとともに、地上デジタル放送受信機向け市営住宅8団地の地上デジタル放送対応工事を行う予定している。	当年度の開があることから、設置設備等に大きな格差が見られる。格差改善のためにも計画的に改善を行い、居住水準の向上を図っていく必要がある。	市営住宅入居者	台所・風呂・トイレ等の排水処理を行うため、合併処理浄化槽を設置する。また、地上デジタル放送への対応工事を行う。	住宅管理戸数の内半数以上が耐用年数の半分以上を経過し、老朽化も進んでいる。また、これらの住宅は現代の生活水準からみて、面積・設備性能・高齢化対策など様々な改善が必要となっている。このような背景を踏まえ住宅の改善事業を行う。	30,627	H20年度	59	H21年度	23	H22年度	257	H20年度	339,084	整備対象戸数	戸	59	23	257	H20年度	1,331,608	整備対象戸数	戸	59	23	257	4	4	4	5	4	4	25	B	継続	継続	継続	市営住宅は建設年度・地域により、設備・居住性等に見られる格差が大きいことから、市民ニーズは高い。このことについてはより迅速に改善を進め、居住環境の向上を図る必要がある。	取り組み内容を継続する。	9	有	事業の迅速化
203	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	11	下水道課	下水道 接続普及促進 事務	公共下水道事業や農業集落排水事業による汚水処理可能な下水道供用開始区域の拡大を受け、下水道施設への排水設備の接続を促進する。 具体的には、管渠敷設工事説明会や供用開始説明会、供用開始後にさらなる接続を促すための戸別訪問や説明会などを実施する。	下水道への接続は下水道法に接続の義務が課せられているものの、施設を改造し接続する必要がある。社会の経済状況などにも左右されやすい。 下水道への未接続となっている住民、市民の加入をいかに促進するかを検討する必要がある。	下水道供用開始区域内の住民・市民	下水道事業の目的(汚水を適正に処理することにより環境衛生の向上を図られる)などについて理解を深め、下水道への接続を促進する。	下水道が利用できる家庭・企業がすべて下水道へ接続する。	591	H20年度	250	H21年度	250	H22年度	300	H20年度	3,764	下水道普及率	%	59	61	63	普及率	5	3	5	3	4	3	23	B	拡大	拡大	拡大	下水道への接続には多額の負担が必要となり、現在の経済状況では接続増加は難しい。しかし、下水道事業の安定化のためには下水道利用者を増やすことが必要である。定期的な普及促進活動を実施する必要があるため、人員を増加させる必要がある。	下水道供用開始区域の拡大を図るためには、下水道利用者が増加することが必須条件となる。下水道事業の目的を理解していただき、積極的に普及促進活動を実施する必要がある。	普及促進活動の拡大	14	有	成果の向上					
204	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	15	水道課	漏水調査・管路 診断(上水道)	昭和39年度に水道事業運営の認可を受け、昭和40年度から水道管布設工事に着手し、昭和43年度から三町・十日市町の一部で供用開始を行い、随時管延長を伸ばしてきました。 また、老朽管の布設替えを行ないながら現在に至っている状態ですが、長年の経年劣化により、管の腐食が進行し、漏水を引き起こすことがあります。 漏水は、経済的な損失だけでなく、水圧の低下・土壌の流出による道路陥没等の原因となるため、漏水調査を行い、安全で安定した水を確保する必要があります。 また、管路診断により、水道管路に必要な各種情報(水圧・流量・漏水情報等)を調査し、水道台帳としての情報・機能の確保をする。	定住環境の整備に伴い、水道事業普及範囲は年々拡大する。それに対する維持管理範囲も拡大する。	上水区域内の市民	水道管を調査・診断し、漏水事故を事前に発見し、被害を最小限に抑える。	定住環境の整備(安全で安定して利用できる水道水の確保)	10,199	H20年度	2	H21年度	2	H22年度	2	H20年度	5,051,000	漏水調査業務	業務	2	2	2	H20年度	5,099,500	有収率	%	85	89	89	5	4	4	5	3	3	24	B	継続	継続	継続	現在でも、昭和43年度に埋設した水道管があり、計画的に老朽管更新及び下水道工事と一体的に行い、配水管の更新を行っているが、すべてを布設替えするには、長期にわたる期間と経費を要する。よって、維持管理のために水道管の経年劣化の把握や漏水箇所の事前把握等、本業務は必要である。	老朽管の計画的な更新、状況把握のため、計画的に漏水調査・管路診断を実施する必要がある。また、これらの成果を元に、早期の更新を図っていく。	8	有	事務事業の効率化

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)					定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の必要性	改善区分			
												活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性											社会的 ニーズ	市民 ニーズ	
													件	2	2	1			%		83	84	84		4	3	3	2											4	4	
205	第6都市	3都市の魅力づくり	(5) 魅力ある地域づくり	21	水道課	簡易水道施設管理業務	平成14年4月から水道法が改正され、民間委託が認められるようになった。このことを受け、定期的な人事異動と技術者の養成コストの削減及び支所職員の業務軽減を図るため、平成18年4月から簡易水道施設の運転管理業務を民間委託している。 また、平成21年4月からは、上水道と簡易水道施設を一本化して運転管理業務を委託している。水道施設の運転管理及び危機管理に精通した業者へ委託することにより、簡易水道利用者の方へ安全で安定した水を供給できるようになった。	さらに簡易水道利用者の方へ、安心して安定した水を供給するため、委託業者と毎月定例会議を開催し、浄水濁度管理や警報通報装置の整備を進め、運転状況から機器の更新等を的確に行なう。	簡易水道利用の市民	各簡易水道事業の計画により、新しく計画している配水池やポンプ所と、これまでの委託施設と併せて業務内容の適正化を図る。	三次市簡易水道施設に合わせた適切な管理体制の構築を図り、一般的な管理業務のほか、災害や事故発生時に迅速な対応ができるようにする。	32,191	H21 20	18,228,500	H21 21	16,095,500	H21 22	32,136,000	有収率	%	83	84	84	ポンプ所・配水池の流量の確認により、漏水の確認ができ、早期に修繕対応ができる。	4	3	3	2	4	20	C	継続	継続	継続	市民ニーズは、これからますます「より安全で安定した水の供給を求めている」となること、簡易水道事業の区域拡大に伴い、委託箇所が増加が予想されるため、				安全で安定した供給を確保し、効率的な事業運営のため、引き続き外部委託に取り組む。	3	民間委託等の推進
206	第6都市	3都市の魅力づくり	(4) 安全で快適な生活環境づくり	14	水道課	上水道施設管理業務委託	昭和39年度に水道事業運営の許可を受け、浅井戸を水源とする寺戸浄水場が昭和43年度から一部供用開始。平成5年度に向江田浄水場が完成し、水源を灰塚ダムの河川表流水に求めた。平成18年度には、クリプトポリウム対策として、寺戸浄水場へ隣る過施設の整備を行ってきた。平成14年度の水道法改正に伴い、第三者委託が可能となり、安全で安定した水道水の供給及びコスト削減のため、民間委託を実施してきた。今後、水質に対する利用者の要求度は高まり、高度な技術を取得した技術者が監視することで、水道水の信頼度を高めることができる。	水道給水区域が拡大されるに伴い、管理施設(ポンプ所・配水池)が増加し広範囲となっている。現在給水区域の浄水場の負担割合が寺戸浄水場が8、向江田浄水場が2となっている。安全性の確保から6対4となるよう、向江田浄水場の2系目的の着手及び運転時間の延長など浄水量を確保する。	上水道利用者の市民	供用開始区域の拡大に伴い、ポンプ所・配水池等が増加したため、今後、委託管理施設を追加契約を行ない、水道水の安定供給に努める。	高度な水道施設の運転管理技術を持った業者へ施設の運転管理の委託を行い、良質な安定した水道水を継続して供給する。	38,187	H21 20	37,192,000	H21 21	38,187,000	H21 22	38,132,000	有収率	%	85	89	89	区域拡張により、末端部分でのドレン排水があるため、なかなか100%にならない。	4	3	3	3	4	21	C	継続	継続	継続	水道事業者が、使用料金を徴収して事業運営しているため、最終的な責任は水道事業者にある。しかし、水道事業者の技術の継承が困難になりつつある現状を踏まえ、水道水を低廉で高品質・安定供給を確保するために、本業務は必要である。				安全で安定した供給を確保し、効率的な事業運営のため、引き続き外部委託に取り組む。	3	民間委託等の推進
207	第6都市	3都市の魅力づくり	(4) 安全で快適な生活環境づくり	16	水道課	飲用水供給施設補助金	水道事業の計画区域外または区域内でも1年以内で給水が開始されない区域において、飲用水検査に合格した一定の水量を確保するためのホーリングまたは掘井戸の費用のほか、掘水ポンプ及び水量検査費用に対する補助をしようとするもの。	今後の上水道・簡易水道の整備状況より、制度等の見直しが必要である。	市民	飲用水の供給を目的として、新たにホーリング及び掘井戸方式により水源を確保する者に、対して補助金を交付する。	市民が「安全、かつ」安定した、飲用水を確保することを目的とする。	21,433	H21 20	409,725	H21 21	428,660	H21 22	404,840	補助により飲用水水源が確保できた世帯数	戸	52	53	75	水源を確保した世帯数	5	5	4	5	4	27	A	継続	継続	継続	整備計画を踏まえながら、水道事業計画区域以外において、安全な水の確保のため、事業の継続は必要である。また、ニーズに応じた制度の見直しを進めていく。	10	内容の改善				
208	第6都市	3都市の魅力づくり	(5) 魅力ある地域づくり	15	水道課	公共工事に伴う工事負担金	配水管の新設・増径・更新を、他事業(道路改良・下水道事業)と一体施工を行なうことにより、事業費を安価に抑え、スムーズに進捗させることができる。	他の公共工事と一括発注によるものであり、整備に時間がかかることが挙げられる。また、水道施設の整備(配水管布設工事)を実施することにより、ライフラインの整備拡充及び生活基盤の改善を図る。	市民	水道施設の整備(配水管布設工事)	他事業と一体施工を行い、安全で衛生的な生活用水を安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。	110,505	H21 20	144,936,000	H21 21	55,252,500	H21 22	54,134,000	公共工事に伴う工事負担金件数	工事	1	2	2	一件当たり事業費	5	5	3	5	5	27	A	継続	継続	継続	効率的な事業実施により、コストの削減が見込まれるため、今後も継続して実施する必要がある。	8	事務事業の効率化				

Table with columns for project details (事業概要, 目的, 手段), quantitative analysis (定量分析), and evaluation criteria (評価項目). It lists various municipal projects like water supply improvement and wastewater treatment, with associated metrics and evaluation results.

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対象等, 手段, 目的, H21年度事業費, 活動指標, H20年度, H21年度, H22年度, 説明, 活動指標, 成果指標, H20年度, H21年度, H22年度, 説明, 手段の適切さ, 市の役割, 必要性, 1次総合評価, 2次評価, 改善の必要性, 改善の必要性, 改善の必要性. Rows include projects like '特定環境保全公共下水道事業', '農業集落排水環境総合補助事業', '新斎場建設事業', '地籍調査事業'.

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ラング	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業	拡大・縮小	改善の必要性					
												H21年度事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位 H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ															
												活動指標 単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ																
217	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	管財課	法定外公共物関係事務	法定外公共物、道路法、河川法等の適用を受けていない公共物で、いわゆる里道・水路がその代表的なものであるが、平成18年度までにその大部分を国から譲与を受けている。それまでは、機能を喪失した法定外公共物の払下げについては、市で公用廃止をし、広島県を経て財務局へ引継いだ後に財務局から払下げを受けていたが、市有の法定外公共物となったため、公用廃止から払下げまでを一括して市で行うことになった。そのため、公用廃止事務の迅速化が求められており、よって、譲与済み法定外公共物管理図面の統一(電子化)による管理体制の整備を図るものである。	管理システムの構築(アナログデータとデジタルデータの統合) 甲奴、吉舎町及び作木・君田町の一部は、地図の電子化がされておらず、紙での管理である。布野町は電子化されているもの、システム相異により利用できない状況である。これらを含めた地図の電子化による一元管理が今後の課題である。	法定外公共物(里道・水路)の公用廃止申請者	譲与を受けた法定外公共物を合理的に管理する。法定外公共物の払下期間の短縮を図る。	公用廃止申請件数 件	16	18	13	公用廃止申請件数は、年により差があるため、コストの増減はある。	H20 134,687 H21 122,944 H22 167,692	3	3	3	旧町村時に譲与を受けたものは電子データが無く、全地区統一の資料がない状態なので、これらを整備し、一体的な利用・管理をする必要がある。	旧町村時に譲与を受けたものは電子データが無く、全地区統一の資料がない状態なので、これらを整備し、一体的な利用・管理をする必要がある。	システム構築時にはある程度のコストがかかるが、管理体制が整えば、申請件数も一定であるため、人件費以外にほとんどコストがかからない状態である。	市所有の土地(里道・水路)となつたので、市が公用廃止事務を行うのが妥当である。	農地の開発行為が里道・水路の公用廃止には、横ばい状況が続くものと考えられる。	生活に密着した公共物であり、これらを活用した市民のニーズは高い。	21	C	継続	継続	継続	譲与済み法定外公共物(里道・水路)の図面の電子化は、平成18年度からデータ入力作業に入り、平成20年度で旧三次市・三和町について入力を完了している。平成22年度で君田・作木・三良坂町のデータ入力が完了する。これが完了すれば、公用廃止申請があった場合、それが譲与済みか否かの検索が容易である。また、合併以後の公用廃止済データをカネ	8	事務事業の効率化	継続	継続	効果の検証	10	内容の改善
218	第6都市	4市役所改革	(1) 市民満足度の向上	18	水道課	水道営繕業務委託	平成18年4月から上下水道にかかるワンストップサービス体制を構築するため、営繕業務(窓口業務・検針業務・開閉栓業務・料金徴収業務・量水器管理業務・電算処理業務)の民間委託を実施。さらに、平成18年8月から休日窓口の開設。平成22年度から市内の業者(㈱暮らしサポートみよし)へ業務委託を開始。	委託業務を検証し、業務内容、予算(委託料)の見直しを図る必要がある。	上下水道を利用している市民	・土日、祝日の窓口開設 ・民間のノウハウを活用した滞納者対策	・土日、祝日の窓口を開設することにより、市民サービスの向上を図る。 ・未納滞納者の対策の実施	調定件数 件	295,616	300,457	305,000	水道料金金の収納件数	H20 156 H21 154 H22 144	5	2	3	平成22年4月1日から、市内の業者(㈱暮らしサポートみよし)へ営繕業務を委託したが、新会社であり、業務の知識・技術等が殆どない。今後、業務内容を検証し、業務改善および新たな業務委託の可能性について検討が必要である。	平成22年4月1日から、市内の業者(㈱暮らしサポートみよし)へ委託した。これにより、地域雇用の創出と地域経済活性化が図られるようになる。	業務内容の検証により、コスト削減の余地が少なからずある。	業務を安定かつ効率的に稼働させるため、当面水道局の間とは縮小する。	全国的に水道事業は民間委託が進んでおり、社会的ニーズは高い。	土日・祝日の営業により市民ニーズは高い。	22	B	拡大	継続	継続	効果の検証	15	効果の検証				
219	第6都市	3都市の魅力づくり	(4) 安全で快適な生活環境づくり		水道課	簡易水道整備事業	簡易水道事業は、水道未普及地域の解消及び安全で安定した水の供給ができるよう君田町・布野町・作木町・吉舎町・三良坂町・三和町・甲奴町においてそれぞれ事業推進するものである。	この事業の効果指標には、水道普及率の向上が求められる。各家庭の接続率が事業進捗率に比べ低い。普及促進の啓発が課題である。また、現在未普及地域は点在している家屋が多いため、いかにコスト削減を図るかが課題となる。	簡易水道区域内市民	良質な水質・水量の供給を図り、地区住民の健康と生活文化の向上を目指すものである。	平成28年度に上下水道と統合に向け水道施設整備を実施するものである。	本事業に投資した事業費 件	1	1	1	本事業により、給水が可能となる計画人口	H20 724,510,000 H21 672,352,000 H22 814,721,000	5	4	3	加入促進の啓発を行い、各戸の接続率を向上させることが必要である。	受益者ニーズの再調査を実施し、不必要な設備を調整する。	水道事業は、原則市町村が経営するものである。	良質な水質、水量の供給を図り、地区住民の健康と生活文化の向上を図るものであるが、全体的に給水区域内の市民感覚として、社会的ニーズが高い傾向がある。	水道未普及地域では、各家庭において、湧き水・深井戸水に依存しており、一部地域によっては、湯水期における水不足が深刻化している。しかし、全体の加入者数から想定するに市民のニーズは高い。	給水区域内の事業箇所を精査し、事業の見直しを図る。	17	コストの削減	継続	未実施	継続	継続	安全な水の確保のため、経済的な整備手法を取りながら、引き続き、計画的な事業の実施を図る。また、啓発を進め、普及促進を図る。	17	コストの削減			
220	第6都市	3都市の魅力づくり	(5) 魅力ある地域づくり	20	企業誘致課	空き家バンク事業	本市空き家バンクに登録された空き家を市外在住の方が本市へ定住目的で購入し、リフォームする際に150万円を上限に補助する。補助率はリフォームに要した経費の3分の2。但し、小学生以下の児童が家族にいない場合全額を補助する。(150万円を上限)	・空き家バンク登録物件を増やしていくこと。	全国の本市移住希望者のうち空き家バンク登録物件購入者	市内にある空き家の所有者に対して、空き家バンクへの登録を呼びかけ、田舎暮らしを検討されている方に対して、具体的な物件を紹介し、併せてこの補助制度をPRして本市への定住人口を増やしていく。	田舎暮らしを検討されている方には本市だけでなく、他の市町も検討されおられる方も多く、本事業が本市への移住へのきっかけになる効果を持っている。	補助金交付件数 件	2	5	5	この制度における定住人口	H20 4,311,500 H21 1,573,600 H22 1,572,600	5	4	4	人口増加の推進施策を積極的に推進する。	内外に対して施策のPRが必要である。	それぞれの事業における定住希望者のニーズに沿った必要経費は、最小とする取り組みが必要である。	定住者に対する市の施策として行う必要がある。	田舎暮らしのニーズは年々高まっているが、社会的な必要性は高い。	人口増加に対する市民ニーズ(人口減少に対する不安)は大きい。	27	A	縮小	継続	拡大	定住対策を推進していくうえで、空き家バンクを利用した本制度は有効である。空き家バンク登録物件を増やし、需要と供給に配慮する必要がある。	15	効果の検証				

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円 (職員人 件費含む))	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 の理由	2次評価 結果	拡大・縮小 の理由	改善の 必要性	改善 区分						
													活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位 あたり	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位 あたり	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明										目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
221	都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	20	企業誘致課	宅地購入奨励金・新築奨励金制度	人口の減少や流出に歯止めをかけ、多くの子どもが生まれ育つ環境を整えること併せて、市内外住民から選ばれた自治体となるよう、魅力ある豊かな暮らしを創出できる施策の展開により、定住化を促進し人口増加を図ることを目的とする。 宅地購入奨励金:市外在住の方が、市などの所有する対象分譲地を購入された場合、土地に係る固定資産税の納税額に相当する額を「宅地購入奨励金」として5年間交付する。【条件】市内への転入・定住目的のための購入であること、対象地購入後、1年以内に新築すること 新築奨励金:市外在住の方が、市内に家屋を新築または購入された場合、家屋にかかる固定資産税の納税額に相当する額を「新築奨励金」として5年間交付する。【条件】市内への転入・定住目的のため	定住対策の一環として、広く市内外へPRしている。	全国の本市移住希望者のうち制度の対象者	人口増加施策の推進のため、所定の要件を満たすものに宅地奨励金、新築奨励金を交付する。	多くの人に三次市を選定していただく。	2,814	補助金申請件数	件	21	43	59	5年間にわたる事業の中で年々補助対象件数は増加している。(今後とも増加することは確実。)	H20 116,047	H21 65,441	H22 74,762	申請者には家族がいるものがほとんどであり、定住人数では左記数字の2倍以上の人数になる。	5	4	4	4	5	4	4	26	B	継続	継続	新築の評価からリストアップまで資産関係が行っており、実際の交付も資産関係が行うことにより、スムーズな事務の執行が行われるため、資産関係が事務を司り、定住促進は制度の周知等に特化すべきである。現在の要綱では平成22年度を事業最終期としているが、効果が高いため、市長・副市長へ延長を提案し承諾を得る。	継続	他の定住対策と合わせて、積極的なPRを行う。また、効果の検証を行いながら、制度の内容を実効あるものにしていく必要がある。	有り	15	効果の検証
222	都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	21	企画調整課	地域大学連携事業	平成21年度新規事業で、三次市の住民、自治組織、NPO法人、商店街などの総数10人以上で構成される市民の団体が、大学、短期大学、高等専門学校や高等学校と連携協働して、三次市のまちづくりを図るために要する経費に対して、支援する制度である。補助金の額は、1団体につき年額20万円が限度額で、1団体2年まで補助することができる。また必要に応じて三次市と連携協定のある大学等の紹介を行う。	地域にとっては、地元や関係者では気がつかない地域の宝を学生(外部)の目から見て掘り起こし、それらを生かした新たな地域の魅力向上のための提案が行われるという利点があり、同時に大学や高校にとっても、地域との関わりの中で、地域が抱える諸課題について、「現場」の視点に立って課題を発見し、課題解決のための政策や施策の立案に取り組み、実際に政策を提言することから、この点をPRし、この事業を通して、市民と大学と行政とが「まち・ゆめ基本条例」の考えに基づき、協働してまちづくりを実現していくことを目指していくことが必要である。	市民	三次市民と、大学、高校の学生、生徒等が連携協働して調査研究、文化及び観光の活動等を行い、三次市の個性を生かした活力と潤いのある豊かな地域づくりを図るため実施する。地域振興及び地域活性化の推進に寄与する事業に要する経費に対し、補助金を交付する。また必要に応じて、大学等の紹介を行う。	三次市と連携協定を締結している大学や近隣の高校等を貴重な資源・財産として位置づけ、地域大学学校連携等の促進を通じて、「大学等」を積極的に生かしたまち、市民の活力を高め、魅力ある地域づくりを促進することにより、住民満足度の向上を図る。	補助金交付件数。平成22年度の実績に基づき予算化した件数。 新規事業実施のための、連携先を紹介していく。	H20 #VALUE	H21 250,200	H22 272,600	実績報告書を基にした各事業の参加者数。関係者196人、6団体、事業参加者44人	4	4	4	4	補助金を交付して、地域大学学校連携の促進を行うことは、市民の団体が「大学等」を積極的に生かしたまち、市民の個性を生かした活力と潤いのある豊かな地域づくりを図るため実施する。地域振興及び地域活性化の推進に寄与する事業に要する経費を交付する。また必要に応じて、大学等の紹介を行う。	4	4	3	4	3	22	B	未実施	継続	大学との連携を生かしたまちづくりのためには、一定期間の事業継続が必要であると考え、補助金を出した各団体の取り組みを検証し、来年度の事業執行において、啓発を含めて改善を加えていく必要がある。またより使いやすい補助金となるような見直しも必要である。	継続	地域課題解決のために、効果的な事業であり、引き続き制度の周知を図って、また、事業実施後の地域の取り組みをフォローし、今後の地域づくりに活かす必要がある。	有り	15	効果の検証			
223	都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	22	企業誘致課	地域おこし協力隊事業	3大都市圏をはじめとする政令指定都市等に生活の拠点を置く住民を概ね1～3年間本市に居住させ、農林水産業、水源保全、監視活動、環境保全活動及び住民の生活支援並びに地域おこしの支援を行い、最終的に協力隊員が本市に定着することを目的とする。	協力隊員を地域に根づかし、3年経過後も定着できるように支援していく。	3大都市圏の住民及び政令指定都市住民等	受入地域のまちづくりビジョンを進めていく(担い手としての具体的活動(農林水産業、水源保全、監視活動、環境保全活動及び住民の生活支援等)を、受入地域とともに推進していく。	受入地域のまちづくりビジョンを進めていく(担い手としての具体的活動を推進し、地域の活性化を促進する。	平成22年度5名の隊員受入れを予定している。	H20 #VALUE	H21 #VALUE	H22 3,872,000	人口が減少している本市において、都市等外部からの人材を誘致し、実際に生活し地域活動を行うことは目的に適合している。	5	3	4	4	5	4	4	25	B	未実施	未実施	継続	本事業の趣旨である地域の活性化は単年度で目に見える成果を求めるとは難しく、ある程度の期間を経過した後、評価すべきであると考え。	継続	地域からの期待も高く、協力隊員が地域へ溶け込み、将来的に自立できるような受入団体、住民、行政等の一体的なフォローアップが必要である。	有り	14	成果の向上					
224	都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	19	市民生活課	土日窓口業務	平日の来庁が困難な住民の利便性の向上を図るため、全ての土曜日・日曜日において午前8時30分から午後5時15分までを開設時間として、各種証明の発行や住民異動届の受付、パスポートの申請・交付など9項目の業務を行っている。 21年度の実績は、来庁者数3,338人、処理件数4,125件で、1日平均約3.2人、40件の処理件数で、ほぼ一定している。利用者には大変好評である。	住民の要求度は年々上昇しており、それ以上の施策の展開が必要である。 そのための課題としては、次の3点が考えられる。 1.現在の9項目の取扱業務の拡大の検討 2.現在は総合窓口のみの実施であるが、保険年金、課税・収納、福祉等への拡大の検討 3.支所を含めた全庁的なサービス向上の検討	(特に、勤務等で平日来庁が困難な方を対象とする。)	各種証明の発行や住民異動届の受付、パスポートの申請・交付など9項目の業務	住民の必要性に対応した行政サービスの提供	土日処理件数	H19 465	H20 447	H21 354	時間的サービスの提供拡大としてはベストの方策と考えられる。	4	4	5	5	4	4	4	26	B	継続	継続	市民に施策が定着しつつあり、継続する必要がある。	継続	土日窓口業務は市民に定着しつつあり、また、勤務等で平日来庁が困難な方にとっては大変好評な業務である。取扱業務の拡大については、市民ニーズ、費用対効果を検証したうえで、内部体制のあり方を含め検討する必要がある。	有り	15	効果の検証						

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H21年度事業費 (千円) (職員人件費含む)					定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務事業	拡大・縮小	改善の必要性									
												H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ																			
												活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の妥当性	社会的ニーズ										市民ニーズ								
225	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	11	企画調整課	公共事業評価	公共事業の効率的かつ効果的な実施とその実施過程の透明性の向上を図るため、市が実施する公共事業について、特に事業採択後5年が経過してなお未着工の事業、事業採択後10年が経過してなお継続中の事業、国の定めにより事前評価が必要な事業等を対象に、該当する公共事業の再評価を行う。評価は、学識経験者・市民代表等5名の委員で構成する三次市公共事業評価監視委員会において行い、主に「事業進捗状況」「事業をめぐる社会経済情勢等の変化」「費用対効果分析の要因変化」「コスト削減や代替案の立案等の可能性」等の視点からの再評価を行う。	費用対効果を検証するにあたって、費用対効果算出マニュアルだけでなく、実勢価格や近隣の市町の見積金額等を参考にすることなどを検討していく必要がある。	市民	学識経験者2名、市民3名からなる公共事業評価監視委員会を対象事業の評価を行うことにより、公共事業の効率的かつ効果的な実施と、その実施過程の透明性の向上を図る。	公共事業の無駄をなくし、市民のニーズにあった公共事業を行うことにより、住民満足度を向上させる。	H20 200 H21 177,000 H22 186,000	委員会開催回数 回数	1	1	1	公共事業評価監視委員会の開催回数は、複数回の事業が該当した場合も1回とするよう調整している。	H20 200 H21 187,000 H22 186,000	評価事業件数 件	2	3	2	要綱の基準に基づく評価対象事業は、年度によりバラつきがある。	4	費用対効果を検証するにあたって、実勢価格や見積金額等を参考にすることなどにより、事業の妥当性を判断する材料をより分かりやすく分けていく必要がある。	3	再評価を行う事業が国補事業に限定されていることから、さらに範囲を広げることによって住民満足度を向上させる余地がある。	4	事業費は委員謝礼のみであることから、実質的なコスト削減の余地は少ないが、時間コストの面から見ると効率的な事務を行うことにより、削減の余地は見出せるかもしれない。	4	現在の三次市の条例では、市が第三者委員会を設置することと定めているが、将来的には評価NPO等が担っていく領域と考える。	5	公共事業の透明性、効率性向上に対する社会的ニーズは高い。	3	平成18年度よりHPに掲載しているが、市民からの反応は見られない。しかしながら政府の事業仕分けが脚光を浴びているなど、社会的環境から見て潜在的ニーズはあると言える。	23	B	継続	継続	継続	現在の社会情勢を鑑みると、公共事業評価に対する社会的ニーズは高いものと思われるので、継続して事業を行う必要がある。評価そのものについては専門性が高く、わかりにくいこともあり、市民の関心が低いので、実施にあたっては住民の満足度の向上に留意し、判断材料をわかりやすく、市民に対して情報発信していく必要がある。	2	徹底した情報公開	有無	2	徹底した情報公開
226	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	16	市民生活課	総合窓口(ワンストップサービス)	よりよい市民サービスの提供を目指し、ワンストップサービスで、住民ニーズに対応した業務を実施することにより、住民の負担の軽減と満足度アップを図る。	各部署に関連する知識も含め、広く深く知識の習得が必要であり、研修等により職員の高質の向上を図る。各部署との連携を強化、総合窓口で対応できる事務の再整理を行う。基本である接遇の向上と待ち時間の解消を図る。	(各種手続き・証明発行請求等の来庁者) 市民	総合窓口において出来るだけ広範囲に住民ニーズに対応する。	複数の部署に関連する手続きを1箇所で実施する。	H20 1,083 H21 1,153 H22 1,234	処理件数 枚	59,433	58,234	62,000	全体処理件数	H20 1,083 H21 1,153 H22 1,234	証明手数料等 円	24,193,950	23,647,000	25,000,000	発行手数料	3	総合窓口において、住民の要望に対応することができているが、内容により担当部署の対応も必要となつていく。	3	住民ニーズは年々高まっており、時代に即応した体制整備と、内容により担当部署の対応も必要となる。住民ニーズは年々高まっており、時代に即応した体制整備と、内容により担当部署の対応も必要となる。住民ニーズは年々高まっており、時代に即応した体制整備と、内容により担当部署の対応も必要となる。	4	最大の削減は人件費であるが、更なるサービス向上を検討するに、ほぼ限界である。	5	全ての業務は法に基づきものであり、特に個人情報に関する業務である。	4	一つの窓口において、住民の要望を完結することは強い要望であり、全国的にも総合窓口の体制整備がすすんでいる。	4	「市役所」の顔である総合窓口に対する住民の要望はきわめて高い。	23	B	拡大	継続	継続	住民の負担を軽減し、「お客様」の要望に的確に対応できる体制に向けて、更には、市全体の行政サービスの向上のため他部署との調整を図り一層の内容充実が必要である。	1	サービスの向上	有無	1	サービスの向上
227	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	16	監査事務局	個別外部監査	平成9年に「地方自治法の一部を改正する法律」により、外部監査制度が創設され、三次市では平成17年度に「三次市外部監査法」に基づき「監査に関する条例」を制定した。個別外部監査は、選挙権を有する者からの監査請求、議会からの監査請求、長からの監査要求、長からの財政援助団体等の監査要求、住民からの監査請求があった場合に、議会の議決後、個別外部監査契約に基づき外部監査人(弁護士、公認会計士等)と委託契約を締結し、監査を実施する。監査結果は、長、議会及び監査委員に報告し、監査委員が公表する。	外部監査の要求・請求があった場合、外部監査人の監査が適正かつ円滑に遂行ができるよう議会、長その他の執行機関又は職員の協力が必要。	市民	選挙権を有する者からの監査請求、議会からの監査請求、長からの監査要求、長からの財政援助団体等の監査要求、住民からの監査請求があった場合に、議会の議決後、個別外部監査契約に基づき外部監査人(弁護士、公認会計士等)と委託契約を締結し、監査を実施する。監査結果は、長、議会及び監査委員に報告し、監査委員が公表する。	地方公共団体に対するチェック機能を高め、適正な運営の確保と最小の経費で最大の効果を挙げ、住民の福祉の増進に努める。	H20 #DIV/0! H21 #DIV/0! H22 #DIV/0!	個別外部監査申請件数 件				個別外部監査の依頼件数	5	地方自治法の改正により、外部監査制度が創設され、三次市において平成17年度に「三次市外部監査法」に基づき「監査に関する条例」を制定している。	4	実施した実績はまだまだないが、行政へのチェック機能が向上し、適正な運営が確保される。	3	監査請求の内容等により、委託料が異なる。	5	市と外部監査人との委託契約を締結することとなるため。	4	近年、自治体の公金の不正支出等がマスコミにも大きく取り上げられ、住民の関心は高まっている。	4	行財政をチェック機能を高め、適正な運営が行われることについて市民の関心は高いと思われる。	25	B	継続	継続	継続	平成9年に「地方自治法の一部を改正する法律」により、外部監査制度が創設され、三次市では平成17年度に「三次市外部監査法」に基づき「監査に関する条例」を制定した。現在まで、監査請求の実績はないが、自治体の公金の不正支出等がマスコミにも大きく取り上げられ、住民の関心は高まっている。監査の重要性が認識されるようになる。	2	徹底した情報公開	無し	2	徹底した情報公開						
228	都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	15	企画調整課	主要事業提案	県選出国会議員・国の関係省庁・県知事及び関係市町村に対して、次年度の本市に係る国・県及び市の主要事業(国道道路改良、駅前周辺整備事業等)や制度(新たな過疎法制定、中山間地域直接支私事業の継続など)の提案活動を行い、早期の事業実施、完了、制度化を実現し、市民サービスの更なる向上を図る。	提案項目については、施策に基づき、重点項目を絞り込み提案することにより、確実かつ手ごたえのある提案活動をする。提案を受ける側が情報に即座に認識できるための工夫が必要である。また、提案内容について、議会との調整を行う時間を確保する必要がある。	市民	市関係部局が事業推進や関係市町村に対しての提案活動を行うことにより、市民サービスの向上を図る。	国・県に対して主要事業の提案を行い、早期の事業実施等を推進することで市民サービスを向上し、市民の満足度を上げる。	H20 240,857 H21 123,857 H22 125,428	主要事業提案箇所 箇所	7	7	7	県選出国会議員及び関係市町村、中四国農政局、中国地方整備局、三次国道河川事務所、県農林、	4	240,857	30	20	24	施策に基づいた効果的な提案活動を実施	4	国・県との関係者へ直接提案を行うことで、提案する事業が円滑に実施される。	4	国・県に対して積極的に提案を行うことで、主要事業の推進の成果があるが、手段の改善余地は小さい。	5	平成21年度から独自で提案書を作成することで大幅なコスト削減が実現でき、現在のコストは、提案活動に関する旅費であるため削減の余地が小さい。	4	市トップセールスであるため、市長等が家来しない効果がない。	4	県・国への政策提案することは重要なことであり、社会的ニーズは高い。	2	国・県及び三次市に対する施策や事業に対する要望は強いが、提案活動自体は、市民ニーズは低いと思われる。	23	B	未実施	継続	継続	主要事業の要望や、制度等の提案は必要活動であり、今後も継続して実施する必要がある。提案活動については、優先順位の設定や、項目絞り込みなど効果の現れる形での実施が必要である。	1	効果の検証	有無	1	効果の検証

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の必要性								
													活動指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20 年度	H21 年度	H22 年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	
229	第6都市	4 市役所改革	(2) 現場主義による市民と行政との協働	16	秘書広報課	市政懇談会	市内各中学校区12会場にて市政懇談会を開催し、市の主要施策を説明し、市民と懇談を行う。	今年度より、各地域ごとのまちづくりや課題についてテーマを掲げ懇談を進め、建設的な意見が出された。会場によっては、要求、要望事項が多い会場もあるため。	市民	市内各中学校区12会場において、市政懇談会を開催し、市政の説明及び市民との懇談をする。	懇談を行うことにより、市民と行政がお互いの理解を深め、信頼しあう関係をつくりながら市民参加による協働のまちづくりを進める。	5,536	参加人数	人	1,078	1,155	1,100		意見・要望	件	169	174	170		各会場でいただいた意見、要望に対し、市長及び各部長局で回答	5	3	4	5	4	4	25	B	継続	継続	継続	市民参加による協働のまちづくりを推進するための必要があり、継続して必要がある。	協働のまちづくりを推進するためには必要な手段であるため、より多くの参加者を得て、多くの意見を聞くために、開催の周知や参加しやすい環境づくりをはじめ、参加者からの意見だけでなく聞く場を確保するなどの工夫も必要であると思われる。	有り	10	内容の改善
230	第6都市	4 市役所改革	(2) 現場主義による市民と行政との協働	17	秘書広報課	みよしなるほど！出前講座	市民からの要望に応じ、職員が講師となって市の施策や事業の説明、PRを行なう。職員の専門知識を活かし、仕事に対する自覚を高める。	その時々の市民のニーズにあった魅力ある講座を考えて	市内に在住・通勤・通学上の団体	市政に対する理解を深め、協働のまちづくりの担い手としての意識を高める。	申し込みがあった内容に応じ、専門知識を持った職員が講師となって希望された日時に出向く。	1,475	開催回数	回	271	290	285		参加人数	人	7,093	6,396	6,600		市民からの要望に応じた講座に職員が専門知識を活かし、講師となって出向くことにより、わかりやすく施策等を伝えることができる。	5	4	3	4	3	22	B	継続	継続	継続	市政への理解や、自分達の暮らしを守るためにも開催している出前講座は、市民のニーズも多いので必要である。	職員が直接現地に赴き、市の施策や事業のPRを行うことは、市政への理解を深め、協働のまちづくりを進める上で非常に重要であり、今後も継続して実施する必要がある。	有り	1	市民と行政の協働	
231	第6都市	4 市役所改革	(2) 現場主義による市民と行政との協働	16	秘書広報課	願う！明日の三次～対話の日～	市民の声を大切にしたい市政の実現を目指して、市民と行政がお互いの理解を深め、信頼しあう関係をつくりながら市民参加による協働のまちづくりを進めるため、団体または個人と市長が面会し対話をする。	懇談の内容としては、要求、要望事項が多いが、市政運営に対する建設的な意見もいくつかあった。	市民	団体または個人と市長が面会し対話をする。	市民と行政がお互いの理解を深め、開かれた市政を実行する。	737	市長対話の日実施件数	回	46	8	25	実施件数	93,717	市民のボスト件数	件	46	57	20		市民と直接対話すること、	5	5	5	5	5	29	A	未実施	継続	継続	市民参加による協働のまちづくりを進めるために、市長と直接対話したことで、市民の意見や要望等が反映することができている。	協働のまちづくりを推進する上で、市民の方の声を直接聴く、市長と直接対話することといった機会があることは大変重要であり、今後も引き続き実施する必要がある。また、寄せられた意見や要望を市政へ反映させる体制づくりが必要である。	有り	1	市民と行政の協働
232	第6都市	4 市役所改革	(3) 市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務課	職員研修	市民に期待される職員像に向け、各所属の専門研修、職員全体の能力アップ研修、意識改革研修及び民間企業等への派遣研修を実施している。	職員の意識改革を徹底し、一人ひとりの職員の資質向上を図るため、より効果的な研修の研究を行う。一人ひとりの職員がいきいきと働き、持てる力を最大限に発揮できる組織づくりを推進するため、研修の充実とあわせ、総合的な人材マネジメント制度を構築していく必要がある。	三次市職員	各研修の実施、研修に係る旅費及び負担金支払事務	職員の能力向上	17,383	研修出張回数	回	169	222	244	研修への要望件数	143,473	研修出張回数	回	169	222	244		外部研修への参加件数	4	3	4	5	5	25	B	拡大	継続	職員の資質向上のため、職員研修は継続して実施しなければならない。	職員一人ひとりの資質向上のため、職員研修は継続するとともに、人材マネジメントのシステム作りを進め、人材育成の体制づくりも必要である。	有り	15	効果の検証	

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果	拡大・縮小	改善の必要性	改善区分							
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度											説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
233	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務課	セクハラ防止	セクハラ防止は、人権の侵害という行為であり、職場管理の観点からは、被害者の労働権の侵害であると同時に、使用者責任を問われる問題である。さらに、職場秩序や就業環境を悪化させ、職場運営に重大な支障をもたらす問題でもあることから、「危機管理」という視点でこの問題を捉え、管理職を対象とした研修を行う必要がある。	現状把握と具体的な対応策の模索が課題となる。	三次市職員	職員研修の実施	危機管理意識の醸成	73	研修回数 回	2	研修会の開催	H20 #DIV/0! H21 #DIV/0! H22 56,000	相談回数 回	3	2	4	5	4	2	20	C	継続	継続	継続	セクハラ防止に関する事業は、社会的に大きな問題であり、男女雇用機会均等法に定められるように、社会的関心は高い。市の職場を対象とした事業である。	全職員対象の研修を行うなど、職員の資質の向上を図る中で、職員一人ひとりの意識改革に引き続き取り組む。	有り	6	職員の意識改革								
234	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務課	メンタルヘルス	メンタルヘルスの正しい知識と理解の普及に努め、心の病の予防と迅速かつ的確な対応を図ることを目的とし、長期休職者の職場復帰に向けたサポートを行っている。平成21年度は、管理職を対象とした研修を実施し、メンタルヘルスに対する理解・対応等学習し、また、月に一度の臨床心理士による相談事業等を行った。平成21年度中の「精神及び行動の障害」に係る1ヶ月以上の長期病休者は8人。	職場のメンタルヘルスに関する理解が不十分だが、相談事業利用者が少ない原因の一つになっている。メンタルヘルスに関する理解を深める研修を充実させるため、平成22年度は、研修対象者を課長級と係長級職員まで拡大し実施することとした。うつ病や過労の早期発見、病後休職後のサポート体制の充実が課題となる。また、健康管理がメンタルヘルスに密接に関係することから、人間ドックの受診等を職員に、積極的にはたらきかける。	臨床心理士による相談事業、管理職等を対象とした職員研修等	職員心の健康管理及び長期休職者の減少並びに職場復帰のサポートを目的とする。	三次市職員	相談事業回数・研修回数	14	11	16	研修への要望件数	H20 61,285 H21 86,909 H22 76,000	相談者数 人	12	3	5	5	4	4	26	B	継続	継続	継続	メンタルヘルスに関する正しい知識と理解の普及に努め、心の病の予防と迅速かつ的確な対応を図ることを目的とし、長期休職者の職場復帰に向けたサポートを行っている。平成22年度は、研修対象者を課長級と係長級職員まで拡大し実施することとした。うつ病や過労の早期発見、病後休職後のサポート体制の充実が課題となる。また、健康管理がメンタルヘルスに密接に関係することから、人間ドックの受診等を職員に、積極的にはたらきかける。	全職員を対象とした研修を実施し、メンタルヘルスに関する理解を深めるとともに、うつ病や過労の早期発見、病後休職後の対応等について、管理職への具体的な研修を充実させる必要がある。	有り	10	内容の改善							
235	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	21	危機管理課	不当要求行為対策研修	全職員を対象として、不当要求行為対策研修会を開催し、不当要求の定義をはじめとした基礎・基本を研修した。開催日数としては、14回開催	今後は、各職場からの要望に基づき、ロールプレイによる実践研修を重ねること必要である。	全職員	不当要求行為に対し毅然とした態度で強むことで、市民からの信頼を得るため、不当要求行為の定義をはじめとする基礎・基本を研修	不当要求行為の取組みの紹介を行なうことで、市役所への信頼を得ること	2,216	研修回数 回	19	19	#VALUE!	不当要求行為 回	3	3	5	5	3	22	B	未実施	継続	継続	取組みとしては2年目であるが職員からの相談件数も増加傾向にあるため。	不当要求行為に対し毅然とした態度で強むことにより、行政の公正・公平性を確保し、市民からの信頼も高まることから、引き続き、職員の資質の向上に向け、研修に取り組む。	有り	6	職員の意識改革									
236	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	17	企画調整課	行財政改革の推進	未来の三次市民に夢の持てる地域を引き継ぎ、限られた資源を有効に使い、創意と工夫で市民が誇れるまちづくりを推進するため、自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営を目指した行財政改革の推進を図る。また、平成22年度においては、大綱及び推進計画の最終年度にあたるため、これまでの取組を十分検証し、検証結果を次期計画策定に反映させ、平成23年度以降も切れ目なく行財政改革に取り組む必要がある。	自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営をめざして、職員の意識改革と資質の向上を図り、職員一人ひとりの「気付き」を活かした事務改善等の改革を進めていく。	三次市行財政改革推進計画定める項目の取組を推進する。	行財政改革の強化	市民	実施した取組項目数	62	62	62	三次市行財政改革推進計画の取組項目(前期計画)13項目、後期計画(新規)13項目、計26項目の実施項目	H20 36,483 H21 48,096 H22	行財政改革による削減効果額(単年度)	千円	-107,511	-318,461	-100,749	検証作業中	4	3	4	5	25	B	拡大	拡大	限られた資源を有効に活用し、未来の三次市民に誇れる地域を引き継ぐためには、効果的・効果的な削減・意識改革、財政健全化等の改革を求め、市民ニーズは極めて高い。	平成22年度において、平成23年度から平成26年度までの4年間の計画期間とする新たな行財政改革大綱及び行財政改革推進計画を策定し、さらなる行財政改革の充実・強化を図る。	有り	15	効果の検証					

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度事業費 (千円) (職員人件費含む)					定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度評価	H21年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小		2次評価結果		拡大・縮小		改善の必要性																
												活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性					社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その 他の 内容		有無	改善 区分	内容	その 他の 内容	有無	改善 区分										
																																														改善の必要性	改善の必要性								
237	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	総務課	文書管理	文書管理システムにより、收受から廃棄まで一連の行政文書の流れの管理を行う。行政文書の供覧、決裁の電子化、ペーパーレス化を図り、一定の行政文書を電子保管することにより、環境にやさしい市役所づくりと将来的に情報公開請求への迅速な対応など効率的な市役所づくりに寄与する。	文書管理システム導入から4年目となり、職員のシステム研修の実施によりシステム操作については定着がなされている。	市民(市職員)	文書管理システムの安定運用及びバージョンアップ、関係規程・規則の改定、書庫整理作業。	行政文書の在り場所と、收受から廃棄に至るライフサイクルの一元管理、文書の供覧、決裁、保存の電子化及びペーパーレス化を図る。	7,515	職員システム操作研修	回	8	4	4	研修会場、日時の捻込みを行い、効率的に研修会を実施した。	H20 1,009,750	電子起案件数	件	43,187	43,641	43,800	文書記録の電子化を図るため、年間起案件数の統計化を図った。	4	4	4	平成19年4月から文書管理システムを導入し、さらに導入後も機能向上を図ったことで、供覧・決裁のスピードアップが、システム導入前と比較して大幅に図ることができた。	4	4	4	システム機能向上と共に、直接的な経費負担に削減の余地はないが、システム決裁処理時間を削減することで、間接的であるが人件費削減に繋がる余地が在り得る。	5	5	5	市の業務を行う文書管理システムであるため、市(職員)が行う。	5	4	文書管理システムの導入実績は全国的に未だ少ないが、多くの自治体によって文書管理システム化に取り組み、重要な課題のひとつである。	26	B	継続	継続	継続	継続	成果の向上	1	4	成果の向上					
238	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	財政課	財政状況の公表	歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金等の現在高、その他財政に関する事項を公表するよう定められており、毎年度、前年度決算と当該年度上半期の状況を11月末までに、当該年度下半期の状況を翌年度5月末日までに公表している。そのほか、ホームページ、広報紙に予算編成や決算状況等を掲載する。	さらに市民が市の財政状況を理解しやすくするため、用語や視覚に留意するなど、分かりやすい。また、地方債の負担状況を含め各指標データ等興味をもってもらえるような広報内容を研究する。また昨年度から作成・公表を行っている新公会計制度に基づくデータも有効に活用する。	全市民	予算の執行状況等や決算状況及び財政見直しなどを、ホームページや広報紙に掲載し、市民に公表、周知する。	市民が市の財政状況を理解するため、分かりやすく、興味をもてるような広報を行う。	737	「広報みよし」への掲載数	回	4	4	4	予算編成、決算や財政状況等をリアルタイムにわかりやすく(市民)に広報する。	H20 125,500	ホームページ(予算と決算)へのアクセス件数	件	4,545	5,316	6,000	17%と高率で増え、市民の自治体の財政状況に対する関心の高さがうかがえる。	4	3	5	自治法、条例に基づき(業務)であるが、掲載に経費がかかるため、ホームページや広報紙とホームページで兼ねていく考え。	5	5	5	市の内部事務であり、市以外での実施は不可能である。	5	5	5	景気低迷や雇用環境の悪化が顕著化する中、自治体に対する財政事情や執行状況への関心は非常に高い。	5	5	5	景気低迷や雇用環境の悪化が顕著化する中、自治体に対する財政事情や執行状況への関心は非常に高い。	27	A	拡大	継続	継続	継続	継続	引き続き、市役所へわかりやすい内容に心がけ、用語解説やカットなどによる図示または財政見直しや類似団体との比較等も含めた財政状況を公表するよう取り組んでいく。更に内容や手法を研究し、市民が興味を持ち理解するために分かりやすい広報を行っていく必要がある。	1	0	内容の改善			
239	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税課	申告相談業務	所得税の確定申告時期に併せて、住民税の申告相談を実施する。	現在の支所を含めた申告受付業務は、職員体制としては限界にきていると考える。平成19年度からサンデー申告を1日実施しているが、今後、e-Taxの普及等状況をみながら、休日及び夜間窓口に相当する申告相談について検討を要する。更に、申告受付業務の会場等市内全体の相談体制の見直しも検討の時期に来ている。	住民税申告義務者	所得税の確定申告時期に、市内56会場、延べ161会場)で申告相談を実施する。	適切な申告相談を実施することにより、正しい住民税の課税資料を収集する。	24,523	申告相談件数	人	7,782	8,351	8,300	確定申告時期の住民税・所得税申告相談受付者数	H20 3,311	申告相談件数	人	7,782	8,351	8,300	確定申告時期の住民税・所得税申告相談受付者数	4	3	4	本業務により、個人の所得を正確に把握し適正な課税につなげている。	3	4	5	申告会場及び日程の見直しや休日夜間申告の検討等、市民の立場に立った改善の余地はあり。	5	5	5	市民が正しく申告し、適正な課税のためには申告相談は不可欠である。	5	5	5	申告支援システムのオンライン化による事務の効率化は図られたが、今後は会場及び日程の見直しを図る必要がある。	26	B	継続	継続	継続	継続	申告の検証を行った上で、周知の仕方や休日及び夜間の申告相談の必要性について検討する。併せて、会場及び日程についても引き続き見直しを図る。	8	有り	事務事業の効率化				
240	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	収納課	市税・国保税法的措置(差押業務)	地方税法に定められた事務処理(督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る市町村民税、固定資産税、軽自動車税、水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない。)の規定に基づき、財産調査後その者に財産がある場合は差押を執行している。ただし、財産がない場合は、滞納処分執行より生活が著しく窮乏される場合及びその者が不明等の場合は、滞納処分の執行停止を行っている。	不動産について、随時公売を行っているが、配当の見込みのない物件については、差押解除から停止への処理を行っていく必要がある。債権調査の件数も多く、調査に要するコストも高くなっている。市税については、特に住外課税について慎重に調査を執行したうえで賦課しなければならぬ。滞納が発生した場合、滞納者に対する通知を持って行くと、滞納者には、滞納者に対して「差押調査」を送達するとともに、差押登記を登記所へ委託する。	市民及び納税者	預貯金差押の場合、第三債務者に対しては私法請求権及び確定利息の支払請求権。給与・賃金の場合、第三債務者に対しては給与・賃金との手当の支払請求権を通知して行くと、滞納者には、滞納者に対して「差押調査」を送達するとともに、差押登記を登記所へ委託する。	市の税徴収の取り組みに対する姿勢を示すことにより、税に対する理解と協力を得ながら、市民自らの責任と義務で納付する「自主納税」の確立	20,222	差押件数	件	720	473	800	27,058	差押による徴収金	円	56,120,565	60,534,611	60,000,000	5	3	3	地方税法規定事務	3	5	5	地区担当を決め事務を進めているが、個々の内容等で進捗状況に開が生じてくる。地区担当制や事務担当制などを検討	5	5	5	地方税法規定事務	5	5	5	地方税法規定事務	5	5	5	地方税法規定事務	26	B	拡大	拡大	継続	継続	継続	継続	債権(給与・預貯金・生命保険等)、不動産の差押強化により、件数徴収金は増加してきている。今後は検索による動産差押を強化し、ネット公売、自動車へのタイヤロックを実施することにより、アナウンス効果を含め早期の滞納解消を目指す。	9	有り	事業の迅速化

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価結果 改善区分	拡大・縮小	改善の必要性						
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明										目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
241	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	19	収納課	コンビニ収納業務	納付時間的制約、納付場所立地条件的制約を改善することにより、納期限内納付の手段を拡大し、収納率の向上と滞納整理に係る事務処理の軽減を図るため、現在、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料、介護保険料、下水・農排受益者負担金のコンビニ収納を実施。市内14店舗、全国約41,000店舗で納付が可能。又平成21年4月から督促手数料を廃止したことにより、コンビニ収納のできる納期限を延長することが出来た。これにより督促状発行、納付書再発行数が減少し、事務軽減しコストダウンを図る。	現在、市県民税特別徴収、法人市民税についてはすべてコンビニ収納の対象外としていますが、法人からの利用希望もあり今後その検討をする必要がある。	市民及び納税者	365日年中無休、24時間営業 窓口納付の時間短縮 納税者の納付場所の拡大	納期限内納付による 収納率向上 市財源の確保 滞納整理事務の軽減 市民の納付利便性の向上	5,336	コンビニ 収納件数	件	20,088	39,327	40,000	コンビニでの 利用件数(市 税・国保税)	H20 195 H21 136 H22 152	督促状発 布件数(6 月)	件	25,202	27,775	27,000	市県民税、 固定資産 税、軽自動 車税、国民 健康保険税	5	3	3	4	5	25	B	拡大	継続	拡大	有り	10 内容の改善	廃止 (統合)	有り	
242	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり		管財課	工事検査	市が発注した工事について、工事の目的物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか確認し、発注者として工事目的物を受け取る。また、工事成績を評定することにより、請負者の適正な選定及び指導育成に資する。	工事検査内容の共通認識を図り、適切な検査の充実を図る。検査の厳正を図るため、外部委託を検討する。	市が発注する建設工事等	対象物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか寸法検査及び書類検査を行う。また、工事成績を評定する。	7,379	指標設定に なじまないため 記入せず。	H20 #VALUE H21 #VALUE H22 #VALUE				指標設定に なじまないため 記入せず。	H20 #VALUE H21 #VALUE H22 #VALUE						4	3	3	2	3	18	C	拡大	継続	継続	有り		8 事務事業の 効率化	有り			
243	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	管財課	公共工事入札契約	三次市が発注する公共事業の入札・契約に関する事務を行う。特に三次市が発注する公共工事については「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の制定により、入札及び契約の透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除・契約された公共工事の適正な施工の確保が求められている。	入札・契約適正化の基本原則である「透明性の確保」については、毎年度の発注見直し・入札契約に係る情報の公表を推進する。不正行為の排除については、「電子入札の促進・入札契約方法の改善(一般・指名競争の適切な実施)」に努める。不正行為の排除については、不良不適格業者の排除・ダンピングへの対応・入札契約のIT化を推進する。適正な施工の確保については、丸投げの全面禁止・旅行体制(技術者の配置・下請けの状況等)を検査等で確認する。暴力団の排除については、三次市建設工事暴力団対策措置要綱により実施する。(平成21年度三次市物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要綱制定)	三次市の入札に参加する建設業者及び建設コンサルタント	公平で公正な入札方法(電子入札による一般競争・指名競争入札等)の実施及びその契約の締結。	公平・公正で競争性の高い調達方法で、信頼性の高い確実な工事・業務委託等の施工を確保する。	29,516	電子入札 実施件数	件	332	355	350	指標設定に なじまないため 記入せず。	H19 #VALUE H20 #VALUE H21 #VALUE	電子入札 実施率	%	1	1	1		4	4	4	5	4	25	B	拡大	継続	継続	有り	10 内容の改善	継続	有り	
244	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	管財課	公用車管理業務	公用車(212台)の日常点検及び車検整備までの一切の公用車に関する事務及び安全運転に関する講習等安全教育 自動車損害賠償保険にかかわる事務、有料道路使用に関する事務(ETC含む)、公用車にかかわる事故処理の一切、	・庁用自動車の適正配置と維持管理経費の削減 ・事故防止の強化策 ・民間委託等の推進	市職員等公用車運転者	庁用自動車の適正配置と維持管理、効果的な使用と事故防止の徹底 事故が発生した場合の迅速な対応ができるシステムづくり	公用車が安全かつ効果的に利用されること	40,273	保有台数	217	215	212	庁用自動車の適正配置を行う。	H20 205,359 H21 187,316 H22 189,273	削減台数	1	2	3	前年度と比較して削減された台数	4	4	3	2	4	21	C	縮小	縮小	縮小	有り	3 民間委託等の推進	継続	有り	10 内容の改善	有り	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H21年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性 有無	2次評価結果 改善区分	拡大・縮小 内容	改善の必要性 有無	改善区分								
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度											説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	
245	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	会計課	基金の運用計画	三次市公債管理及び運用基準(第4条及び「三次市債券運用指針」に基づいて安全・有利に管理・運用する。また、この基金の運用については、三次市公債管理委員会において健全な公金の預金先金融機関及び運用機関の選定を行い、実施している。現在27種類、約120億円の基金を定期・普通預金で107億1,100万円、国債の債券で12億8,900万円を管理・運用している。(平成22年6月末現在)	基金の管理は、国債などの債券で運用する方がメリットが大きい。しかし、リスクを最小限に抑えるため、取得価格については、額面以下とし、購入する債券は、残存期間が概ね20年を超えない債権とするなどの対策を講じることが必須である。基金は支払資金が不足する年度末から年度初めにかけて、支払資金への繰替を想定して運用している現状である。よって、それらに対応できる資金の余裕を確保して基金の運用にあたる必要がある。	市民	「三次市公債管理及び運用基準」及び「三次市債券運用指針」に基づいて管理・運用する。各金融機関口座を整理し、一括運用を進める。ペイオフ対策として、より安全で有利な債券での運用比率を高める。定期預金の預入をする場合は、各金融機関の財務状況をチェックしながら、見積書の提出を求め有利な運用先を選定する。	適正で効果的な基金の管理・運用	1,475	入札件数	件	9	6	15	基金を安全で確実に運用することを市民から求められているところである。	H20 161,444	年度末基金現在高	千円	11,976,975	12,231,407	12,400,000	基金の総額を増加させることが、有効に運用しているという成果である。	5	5	5	5	5	4	4	28	A	拡大	継続	継続	定型的な業務であるが、資金の管理運用は必要である。	その他	有り	10	内容の改善
246	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	会計課	収入支出資金運用計画	適切な資金繰りを行うため、毎月各課から提出された収支計画に基づき、月に資金運用収支計画を立て、資金に不足が生じる場合には、支払い時期の調整または基金からの借入(繰替)、金融機関からの一時借入(繰替)を実施し、資金に余裕がある場合は、定期預金等で運用(保管換)することにより運用益を確保する。	「自主財源の確立」に寄与するため、資金の運用益の増加と必要最小限の借入を目指し、必要に応じて、早い段階で詳細な収支予定を把握する必要がある。収入予定を正確に把握することは困難である。従って、不測の事態でも対応できる決裁の仕組み(一時借入金が必要な場合の借入額・借入期間の選定、各金融機関への借入利率の照会)を定着させることが課題である。	市民	各課の収支計画に基づき(資金運用収支計画の作成(毎月))、資金運用収支計画に基づく(資金運用・支払い)の借入・返却(繰替・繰戻)、金融機関からの借入・返却、定期預金等への預金	市民への新たな負担を生じさせない資金繰り(金融機関からの一時借入をしなくても済む資金繰り)	1,475	保管換回数	回	28	24	30	収支計画に基づき資金に余裕があれば保管換を実施し、利息を確保する。	H20 51,321	保管換額	千円	16,600,000	13,333,000	14,000,000	資金を有効に運用するため、保管換することにより運用益を確保できる。	5	5	5	5	4	4	28	A	継続	継続	継続	定型的な業務であるが、資金の管理運用は必要である。	今後も支出予定の早期把握に努めながら、四半期ごとの資金運用計画を立て、効率的な資金管理を行う。	有り	8	事務事業の効率化	
247	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	20	課税課	ふるさと納税	三次市を「ふるさと」と思い、貢献したい方の寄付金を財源として、三次市の個性あるまちづくりを行う。また、その寄付金の一定部分については、寄付された方が住んでいる市区町村において個人住民税が軽減される。	平成22年4月現在、記念品、特産品などの特典を贈呈している自治体は全国で71市区町村で、県内は本市を含めて2市が実施している。今後、寄付件数の状況をみながら、特産品の存続、内容等見直しを要する。	個人住民税の納税義務のある方	広報、ホームページ等を通じて、ふるさと納税について周知する。自分が生まれ育ったふるさとに税金面で貢献したいという意思を、市が行う施策へ反映する。	自分が生まれ育ったふるさとに税金面で貢献したいという意思を、市が行う施策へ反映する。	1,328	寄附申出者数	人	60	121	242	対前年比2.4倍の寄附者数を予測	H20 33,316	寄附金額	円	1,000,000	1,945,000	3,890,000	対前年比2.4倍の寄附金を予測	4	4	5	3	2	22	B	未実施	継続	継続	地方税法等の寄附金税制の改正に伴い、自主に改正はできない。	制度の周知に合わせた市の施策のPRや特産品の特典など、寄付申出者数を確保する手法について検討が必要がある。	有り	10	内容の改善		
248	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	収納課	三次市債権確保対策事業	三次市行政改革推進計画で平成18年度から平成22年度の5年間で滞納総額を15%削減する目標(平成21年度に50%に削減)を達成するため、自主財源の確保と公平・公正の原則を堅持し、市民の信頼を得られる行政運営の推進を進める。そのため新規滞納者の増加を防ぐ対策として、現年度分及び前年度分の滞納者を中心に、8月・10月・12月を債権確保強化月間として取り組む。	債権確保行動による債権の分析が進み、残された債権の大部分が、複雑な事情を抱える事業や高額滞納であり、今後の折衝には、より洗練された対応が必要となってくる。債権の分析後の法的措置は、迅速的確に執行する必要があるため、各債権担当課との連携の必要性。「滞納は許さない」逃げ得はさせない」という、職員が行動意識の確立と職員の取り組む姿勢を示す必要がある。	市民及び納税者	1 市財政の確立 2 公平性の堅持 3 自主納付の確立	納税に対する理解が欠けている者も少なからずいる。債権確保行動等を通じて、納税への理解が得られ自ら納税する意欲を醸成する。	20,292	行動人数	人	4,753	3,649	4,613	H21年度 8月 206人 10月 658人 12月 206人で行動する	H20 4,157	収納金額	円	26,903,494	26,903,494	30,233,498	市債権の公平・公正の原則を堅持するため、債権確保行動により市民への啓発と滞納債権の解消を図る。	4	4	5	5	5	5	28	A	未実施	継続	継続	債権確保行動は、公平・公正性の堅持、市財源の確保を目的としており、新たな滞納者を増やさないよう、また、職員一人ひとりが「滞納は許さない」という行動意識にもつなげるため、引き続き継続する必要がある。	9 事業の迅速化	有り	15	効果の検証	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H21年度事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大 縮小	改善の必要性	2次評価事務事業	拡大 縮小	改善の必要性																
													活動指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明	活動指標 単位あたり コスト	成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度	説明							目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	H20年度 評価	H21年度 評価	1次 判断理由	拡大 縮小 内容	改善の 有無	2次 判断理由	拡大 縮小 内容	改善の 有無	改善 区分
249	第6 都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	21	収納課	公売、ネット公売に関すること	従来の公売方法では場所の制限があり、通常は市の庁舎及び関連施設で行うこととなる。また公売公告を掲示するにも、市の掲示板に掲示するに留まり、広く周知するとは言いがたい。インターネット公売にすることによりパソコンがあればどこからでも公売参加可能で、時、場所の制限を飛躍的に排除し、24時間アクセスとし、ネットオークションにより広く周知が可能となる。多数の入札が期待できることで、高値で処分できる可能性がある。現在、差押物件を処分する際、本所・各支所前における掲示板での公告、市広報への掲載、ホームページへの掲載等により公売を実施している。	インターネット公売にすることによりパソコンがあればどこからでも公売参加可能で、時、場所の制限を飛躍的に排除し、24時間アクセスとし、ネットオークションにより広く周知が可能となる。多数の入札が期待できることで、高値で処分できる可能性がある。現在、差押物件を処分する際、本所・各支所前における掲示板での公告、市広報への掲載、ホームページへの掲載等により公売を実施している。	市民及び納税者	自動車、宝飾品、絵画等の動産全般の差押	滞納者が抱える滞納を処分することにより、生活再建の手助けが可能となる。	737	公売件数	件	5	3	4	年4回程度をめぐり、差押財産の換価処分を実施していく。	H20 143,600	公売金額	2,514,000	3,300,000	5,000,000	公売による徴収金	5	4	5	4	3	3	24	B	未実施	継続	拡大	事業規模	9	事業の迅速化	拡大	インターネット公売への公告の回数を増やし、より多くの差押物件が換価できるよう取り組む必要がある。	事業規模	有	1	4	成果の向上		
250	第6 都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	15	企画調整課	実施計画策定業務	三次市総合計画(みよし百年物語)、新市まちづくり計画(合併市町村建設計画)を基本に、本市の主要政策を計画的、効率的に実現するため、向こう3年間(平成22年度～平成24年度)に実施する主要事業を調整し、適切な進捗管理を行うことを目的に策定し、毎年ローリング方式により見直しを行っている。	「みよし百年物語」に書かれた50年後、100年後の三次のあるべき姿を根底に、まちづくりの実現に向けた事務事業を調整し、行政評価の結果を反映した計画策定を進めるとともに、市民にわかりやすく、伝わりやすい計画づくりを進め、あらゆる手段・機会を通じて市民へ情報を公開し、市民との価値観の共有化を図ることが必要である。	次年度以降3年間で実施する事業	主要施策(事業)を計画的、効率的に推進するため。	各部署の要望調査によりとアライン等を行い、みよし百年物語、新市まちづくり計画、財政計画及び財政推計との調整を図りながら、3年間の実施計画を策定する。	2,213	実施計画策定業務	式	1	1	1	計画業務の調整に係る各部署との協議等は随時行っており、その活動量を測ることは困難であるため、業	H20 2,155,000	計画の策定	-	策定	策定	策定	計画事業の調整による効果を検証できる指標の設定が困難なため、実施計画を策定できたかを成果指標と	4	3	4	5	4	3	23	B	未実施	継続	継続	2	徹底した情報公開	継続	主要事業(施策)を計画的に推進するためには必要であり、行政評価の検証を踏まえながら、今後も継続して実施する。	有	2	徹底した情報公開				
251	第6 都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	19	収納課	トータル収納業務	納付時間的制約、納付場所立地条件的制約を改善することにより、納期限内納付の手段を拡大し、収納率の向上と滞納整理に係る事務処理の軽減を図るため、現在、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料、後期高齢者医療保険料、老人保護措置費負担金のコンビニ収納、クレジット収納、ペイジー収納を実施。これにより督促発行、納付書再発行数が減少し、事務軽減によってコストダウンを図る。	トータル収納システム構築により、納付環境を市民に提供してきたことが、適正な公権力(差押等)の行使に結びつき、公売等による税収の増収、収納率の向上にも期待できるものと考ええる。	市民及び納税者	365日年中無休、24時間営業窓口納付の時間短縮 納税者の納付手段の拡大	納期限内納付による 収納率向上 市財源の確保 滞納整理事務の軽減 市民の納付利便性の向上	31,821	トータル収納件数	件	231,880	250,000	口座、コンビニ、クレジット、ペイジーでの利用件数(市税・国保税)	H20 137	督促状発布件数(6月)	件	27,775	27,000	市県民税、固定資産税、国民健康保険税	5	3	3	4	5	5	25	B	未実施	未実施	拡大	事業規模	10	内容の改善	拡大	納税者の納付手段の多様化(コンビニ収納、クレジット収納、ペイジー収納)により、収納率の向上や滞納整理につながる。納税者の利便性の向上にも効果が大きい。	事業規模	有	1	0	内容の改善			